

「市政改革プラン(素案)」に対するご意見の概要とご意見に対する本市の考え方 《目次》

パブリックコメントでいただきましたご意見の概要とご意見に対する本市の考え方につきましては、下記の市政改革プラン(素案)の体系に従って整理しています。

	頁
○基本方針編	P. 1～6
○アクションプラン編	
1 大きな公共を担う活力ある地域社会づくり	P. 7～12
1- (1) 豊かなコミュニティづくり	
1- (2) 地域活動の活性化	
ア 地域団体の活動の活性化の支援	
イ 地域活動の担い手の拡大への支援	
1- (3) 多様な協働（マルチパートナーシップ）の推進	
ア 多様な主体のネットワーク拡充への支援	
イ 地域公共人材の充実への支援	
1- (4) 市民による自律的な地域運営の実現	
ア 多様な団体が参画する地域運営の仕組みづくりの支援	
イ 活動内容を限定しない柔軟な財政的支援	
1- (5) 地域資源が循環する仕組みづくり	
ア 多様な分野におけるコミュニティ・ビジネス化、ソーシャル・ビジネス化の支援	
イ 本市の事務事業の社会的ビジネス化	
1- (6) 中間支援組織の活用	
2 自律した自治体型の区政運営	P. 12～16
2- (1) 区域内の行政を区長の決定により実施する仕組みづくり	
ア 基礎自治に関する施策・事業の決定権の局長から区長への移譲と局の局長の補助組織化	
イ 区間調整の仕組みづくり	
ウ 公募区長による個性あふれる区政運営	
2- (2) 多様な区民の意見やニーズを区政に反映するとともに、区民による区政の評価を行うことができる仕組みづくり	
ア 多様な区民の意見やニーズを区政に反映することのできる仕組みづくり	
イ 区民が区政運営に参画する仕組みづくり	
2- (3) 地域活動を支える「かなめ」としての区役所づくり	
ア 積極的な情報発信等による地域活動支援	
イ 各地域の実情に応じたきめ細かな支援体制の構築	
2- (4) 区民の安全・安心を担う総合拠点としての区役所づくり	
2- (5) 区役所における区民サービスの向上と効率的な業務運営	
2- (6) 区役所の体制整備と区長による自主的な組織運営	
2- (7) 行政区のブロック化と円滑な組織運営	
3 ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営	P. 16～25
3- (1) 財政規律の遵守と健全な財政運営	
ア 歳入の確保	
3- (2) 経常経費の削減	
ア 庁舎・事務所の維持管理費、IT経費	
イ 印刷費、物品購入費	
3- (3) 隠れた支援や見えにくい支援の排除	
ア 運営補助の見直し	
イ 市税及び使用料等の減免措置の見直し	
ウ 外郭団体との競争性のない随意契約の見直し	
3- (4) 施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築	
ア 施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築	
イ 補助金等の見直し	
ウ 指定管理者制度の見直し	
エ 幼稚園・保育所の民営化	
3- (5) 公共事業の見直し	
3- (6) 市民利用施設のあり方の検討	
3- (7) 外郭団体の必要性の精査	
3- (8) 人事・給与制度改革	
ア 人事制度改革	
イ 給与制度改革	
3- (9) 職員づくり、人材マネジメント	
ア 改革を担う職員づくり	
イ 改革を支える人材マネジメントの推進	
3- (10) 良きガバナンスの実現	
ア 説明責任と透明性の確保～オープン市役所～	
イ 効果的な情報発信	
ウ 業務フローの最適化	
エ 業務コストの「見える化」～フルコスト管理～	
オ コンプライアンスの確保	
3- (11) 機能不全を起こしている社会・行政システムの改革提言	
4 PDCAサイクルの徹底	P. 25
○パブリックコメント	P. 26
【個別】 施策・事業の見直しと再構築	P. 27～101
【個別】 補助金等の見直し	P. 102～123
【個別】 市民利用施設のあり方の検討	P. 124～133

市政改革プラン(素案)に対するご意見の概要とご意見に対する本市の考え方

○基本方針編

- ◆市政改革プラン(素案)は、ビジョンもなく、経費削減のみを目的としており、市民に負担だけを押し付けるもので直ちに撤回するべきである。

本年2月に公表しました「今後の財政収支概算(粗い試算)」にもお示ししていますとおり、ここ10年間は約500億円の通常収支不足が見込まれているなど、本市は非常に厳しい財政状況の中にあります。

そうした中であっても、現役世代が生み出す活力・効果を高齢世代へも還元させることで社会構造を転換し、大阪の活力を取り戻していく観点から、「現役世代への重点的な投資」という政策への転換を図るべく、平成24年度当初予算において、乳幼児医療費助成制度や妊婦健康診査の拡充などの事業を先行して計上したところではありますが、今般の補正予算案においても、小・中学校のICTの充実や学校外バウチャーなどの新たな取組について、更に計上していくこととしております。

今後、こうした施策や事業を継続して実施していくとともに、「現役世代への重点的な投資」という政策への転換を軌道に乗せていくための新たな施策や事業を展開していく必要があります。そのためには、こうした施策や事業を展開していくための財源を捻出するとともに、将来世代へ負担を先送りすることのないよう、財政の健全化に取り組み、持続可能な財政基盤を構築していくことが喫緊の課題であり、人件費の削減や外郭団体の見直しなど、市役所内部の改革を進めていくことはもとより、施策や事業についてもゼロベースで見直し、再構築していく必要があります。

施策や事業の見直し案の検討にあたりましては、今回の見直しが、「政策の転換」を図っていくための新たな施策や事業の財源の捻出及び確かな財政再建と持続可能な財政基盤の構築を図っていくものである一方で、市民生活にも影響を及ぼすことから、他都市よりも高い水準になっているものを他都市並みとすることを基本としたところです。

こうした施策や事業の見直しを含む「市政改革プラン(素案)」につきましては、パブリックコメント手続でのご意見等や市会における議論等を踏まえて検討を加えた上で、「市政改革プラン(案)」としてお示しし、さらに市会での議論を経て、7月末に「市政改革プラン」を策定していきたいと考えております。

- ◆「市民の安心・安全を支える」と言いながら、福祉の切り捨てなど市民を苦しめる見直しとなっている。税金は、市民が安心して安全に暮らせる生活を守るために使うべきである。

本市では、現役世代が生み出す活力・効果を高齢世代へも還元させることで社会構造を転換し、大阪の活力を取り戻していく観点から、「現役世代への重点的な投資」を図るべく、平成24年度当初予算において、「こどもたちの医療の充実」「妊婦健康診査の拡充」「中学校給食事業」「中学校の普通教室への空調機等の設置」「待機児童解消への取組」など、市民の安全・安心に関わる事業について予算を計上したところです。

また、今後、小・中学校のICTの充実や学校外バウチャーなど、他都市に例を見ない取組を進めることとしております。こうした現役世代に重点を置いた施策や事業を実施していくためには、新たな財源の捻出が必要となっています。

さらに、今後10年間については、毎年約500億円の収支不足が予想される中、持続可能な財政

基盤の構築を図るためには、いっそうの歳出抑制を図っていく必要があります。

「現役世代への重点的な投資」を図っていくための新たな施策や事業の財源の捻出と持続可能な財政基盤の構築を図っていく観点から、施策や事業についてもゼロベースで見直し、再構築していく必要があります。

施策や事業の見直し案の検討にあたりましては、今回の見直しが、「政策の転換」を図っていくための新たな施策や事業の財源の捻出及び確かな財政再建と持続可能な財政基盤の構築を図っていくものである一方で、市民生活にも影響を及ぼすことから、他都市よりも高い水準になっているものを他都市並みとすることを基本としたところであります。

◆市政改革プラン(素案)は、大阪市が築いてきたものを否定し、大阪市を解体するものである。

◆市政改革プラン(素案)には、雇用の創出など大阪の活力・活性化につながるものが記載されておらず、活力を奪うだけである。

大阪市の市内総生産は政令指定都市の中で最大であり、大阪府も東京都に次ぐ総生産を誇るなど、大阪は、日本の成長エンジンにもなり得るポテンシャルを有しています。

しかし、大阪の経済は、この間の長引く景気低迷により地盤沈下が叫ばれ、産業等の集積力の低下、空洞化により衰退の一途をたどっています。

これは、大阪市と大阪府が、「市は市域、府は市域外」という機能分担のもと、それぞれ独自に施策を展開していること、すなわち、「二元行政」「二重投資」という二重の意思決定がなされていることも大きな要因の一つとなっています。

また、現在、大阪市では、各区役所を中心に市民協働の取組が進められていますが、区役所は施策や事業の執行機関としての役割が中心で、ほとんどの施策や事業は 260 万市民を対象に一律に局が決定し実施しており、地域の特性や多様な住民ニーズに必ずしも的確に対応したものとなっていない。

こうした状況を打開し、大阪のポテンシャルを的確に引き出すためには、「成長は広域行政、安心は基礎自治行政」という考え方を基本に、広域行政と基礎自治行政を明確に区分し、それぞれが、担うべき役割・ミッションに専念し、責任を持って意思決定する、大阪にふさわしい大都市制度の実現に向けた取組を推進する必要があります。

「市政改革プラン(素案)」は、これから進められていく大阪にふさわしい大都市制度の実現に向け、市民の安全・安心を担う基礎自治行政について、現在の大阪市の下で「ニア・イズ・ベター」を徹底して追求し、これまでの市民協働の取組を継承し、更に発展させていくとともに、従来の考え方や手法にとらわれることなく、住民により身近な区において施策や事業を決定していく、新しい住民自治・新しい区政運営の実現をめざすものです。

◆ 5 月に素案を配布して 8 月に決めるのは拙速である。

市政改革プランについては、2 月に「基本方針編(案)」を策定・公表し、大きな方向性をお示し、特に、施策や事業の見直しにあたっては、市民生活にも影響を及ぼすことを考慮して、4 月の初めに施策や事業の見直しに係る改革プロジェクトチーム(試案)を公表し、局・区とのオープンな場での議論を行うなど、市民の皆様にも見える形で検討を進めながら、「市政改革プラン(素案)」として 5 月に策定・公表してまいりました。また、パブリックコメント手続や市政改革意見箱などを通じて広く市民等の皆様からのご意見もいただきながら、手続を進めてきたところであります。

また、「市政改革プラン 基本方針編(案)」や、施策や事業の見直しを含む「市政改革プラン(素

案)」については、市民生活に与える影響が大きく、市民の方々の関心も高いことから、「市政だより」や各区広報紙などによる周知も図ってきたところです。

今後、「市政改革プラン(素案)」につきましては、パブリックコメント手続等において市民の皆様からいただいたご意見や市会での議論等を踏まえて検討を加えた上で、6月に「市政改革プラン(案)」としてとりまとめ、更に市会での議論を経て、7月末に「市政改革プラン」を策定してまいりたいと考えております。

◆社会インフラの整備等も基礎自治体の仕事であり、「成長は広域行政、安心は基礎自治行政」と単純に二分できるものではない。

これまでの改革の限界を打破し、大阪全体の持つ力を活かし、地域の活力を一層発揮させていくためには、「成長は広域行政、安心は基礎自治行政」といった考え方を基本として、これまでの枠組みにとらわれることなく、広域行政と基礎自治行政の役割分担を明確化することが必要です。

具体的には、広域行政については、広域自治体が一つの成長戦略の下で実施し、基礎自治行政については、住民に身近な基礎自治体が地域の特性や課題、住民ニーズを的確にとらえながら、きめ細かく実施していくこととし、現在、8～9の基礎自治体を設けるという方向性が示されており、今後、こうした観点に立った大阪にふさわしい大都市制度の実現に向けた取組を推進していくこととなります。

今回の市政改革では、現在の大阪市の下で「ニア・イズ・ベター」を徹底して追及し、これまでの市民協働の取組を継承し、さらに発展させていくとともに、各区長に区内の基礎自治に関する施策や事業に関する決定権を移譲し、従来の考え方や手法にとらわれることなく、住民により身近な区において施策や事業を決定することにより、24区一律ではなく、地域実情や特性に応じた個性あふれる区政運営を行っていくこととしています。

ご指摘の社会インフラについても、広域行政に関するものと基礎自治行政に関するものをしっかりと区分し、基礎自治行政に関するものについては、住民により身近な所で決定されるようにしてまいりたいと考えています。

◆新しい基礎自治体のビジョンを具体的に示すべきである。

大阪全体の持つ力を活かし、地域の活力を一層発揮させていくためには、「成長は広域行政、安心は基礎自治行政」といった考え方を基本に、これまでの枠組みにとらわれることなく、広域行政と基礎自治行政の役割分担を明確化することが必要です。

広域行政については、広域自治体が一つの成長戦略の下で実施し、基礎自治行政については、住民に身近な基礎自治体が地域の特性や課題、住民ニーズを的確にとらえながら、きめ細かく実施していくことが必要であり、今後、こうした観点に立った大阪にふさわしい大都市制度の実現に向けた取組が進められていくこととなります。

今回の市政改革では、現在の大阪市の下で「ニア・イズ・ベター」を徹底的に追及し、若い世代やマンション住民の方など、より幅広い住民や、企業やNPOなど多様な主体が参画する自律的な地域運営を支援していくとともに、各区長に区内の基礎自治に関する施策や事業に関する決定権を移譲し、24区一律ではなく、地域実情や特性に応じた個性あふれる区政運営を行っていくこととしています。

◆改革プランの作成や推進にあたっては、市民の参加や、市民等の声を丁寧に汲み取りながら行うべきである。

「市政改革プラン 基本方針編(案)」を2月に策定・公表し、この度の市政改革の大きな方向性をお示ししてまいりましたが、特に、施策や事業の見直しにあたっては、市民生活にも影響を及ぼすことを考慮し、4月に施策や事業の見直しに係る改革プロジェクトチーム(試案)を公表し、局・区とのオープンな場での議論を行うなど、市民の皆様にも見える形で検討を進めながら、「市政改革プラン(素案)」として5月に策定・公表してまいりました。また、パブリックコメント手続や市政改革意見箱などを通じて広く市民の皆様からのご意見もいただきながら、手続を進めてきたところであります。

また、「市政改革プラン(素案)」については、市民生活に対する影響が大きく、市民の方々の関心も高いことから、5月1日発行の「市政だより」において周知を図るとともに、24区全区の区広報紙5月号においても周知を図ったところです。

「市政改革プラン(素案)」の中でも特に、市民生活に対する影響が大きく、市民の皆様の関心が高い施策や事業の見直しについては、改革プロジェクトチーム(試案)を本年4月に公表しているほか、局・区とのオープンな場での議論についてもユーストリームで公開し、議事録をホームページに掲載するなど、市民の皆様への情報発信に努めてまいりました。

このような取組の結果、パブリックコメント手続では、様々な年齢層から、また、持参、郵送、ファックス、電子メール等様々な形で、受付通数 19,854 通、意見総数 28,399 件という多くのご意見が寄せられたところです。また、市政改革意見箱において 1,000 通を超えるご意見もいただいているところです。

今後、パブリックコメント手続等を通じて、市民の皆様からいただいた貴重なご意見については、真摯に受け止め、市会における議論等を踏まえて検討を加えた上で、「市政改革プラン(案)」として取りまとめてまいります。

なお、パブリックコメント手続は、5月29日で終了しましたが、引き続き、市政改革に対する市民の皆様からのご意見を、市政改革意見箱などを通じてお聴かせいただき、いただいたご意見については、真摯に受け止めてまいりたいと考えております。

◆改革の期限をもっと明確に明示し、期限をもって進めるべきである。

新しい市政改革は、大阪にふさわしい自治の仕組みづくりを見据え、基礎自治行政について、現在の大阪市の下で「ニア・イズ・ベター」を徹底的に追求する新しい住民自治の実現をめざして行うものであることから、取組期間は、平成24年度から大阪にふさわしい大都市制度が実現するまでの期間としています。

一方で、この市政改革プランのめざす地域社会の将来像は、地域の自発的・自律的な取組によって実現されるものであり、地域社会の成熟を待つまで相当の時間が必要となると考えられますが、この「市政改革プラン」による地域社会づくりに向けた取組については、大阪にふさわしい大都市制度が実現した後も、新しい基礎自治体に適宜継承されていくものと考えております。

取組の目標時期については、「市政改革プラン(素案)」アクションプラン編で明らかにしているところですが、今回いただきましたご意見を十分に踏まえ、毎年度の取組については各区・各局の運営方針で明らかにし、PDCAサイクルをしっかりと回しながら、着実かつ、スピード感を持って推進してまいります。

◆8月に公募区長が来るのに、区長に権限を持たせるとか、地域ニーズに合わせた取組と言いながら、今の段階で、アクションプランなどで具体的な取組が出るのはおかしい。

地域社会づくりや区政運営につきましては、「市政改革プラン(素案)」では、各区において共通

して取り組むべき基本的な事項や枠組みや区を支援する取組を明らかにしていますが、具体的な取組については、各区長に区内の基礎自治に関する施策や事業に関する決定権を移譲し、従来の考え方や手法にとらわれることなく、住民により身近な区において施策や事業を決定することにより、24 区一律ではなく、地域実情や特性に応じた個性あふれる区政運営を行っていくこととしています。

◆財政状況は黒字なのに、赤字をことさら強調するものである。赤字の原因は、大規模開発等が原因であり、市民にはない。

大阪市の財政状況は、単年度で見ると黒字決算となっていますが、経常収支比率はここ数年 100%に近い数値で推移しており、一般会計の市債残高も 2 兆 8,000 万円を超えているなど、非常に厳しい状況にあります。

また、構造的にも、歳入は、他都市と比べ、法人市民税の割合が高いことから、景気変動の影響を受け易い構造になっている一方、歳出は、経常経費の割合が高く、中でも生活保護費をはじめとする扶助費は、高齢化の進展やリーマンショックに端を発した急激な景気後退により大幅に増加し、生活保護に要する負担の増加が財政全体を圧迫するなど、行財政運営に大きな支障をきたしています。

こうしたことに加え、今後、本格的な少子高齢・人口減少社会が到来し、飛躍的な経済成長が見込めず、市税収入の大幅な伸びも期待できない状況の中で、「現役世代への重点的な投資」という政策への転換を軌道に乗せるために、新たな施策や事業を展開していくとともに、ますます複雑・多様化する市民ニーズや地域社会の課題に的確に対応し、市民の安全・安心を支えるためには、安定した財政基盤の構築が喫緊の課題となっています。

そのため、将来世代に負担を先送りすることのないよう、不用地売却代や公債償還基金などの補てん財源に依存することなく「収入の範囲内で予算を組む」ことを基本原則として、ここ 10 年で見込まれている約 500 億円の単年度の通常収支不足の解消など、財政健全化に向けた取組を着実に進める必要があります。

こうした認識のもと、市民ニーズへの的確な対応と成果を意識した行政運営、市民の安全・安心を支える安定した財政基盤の構築、市場メカニズムを利用して最適なサービスを調達するとともに地域や民間の活力を引き出す観点からの民間開放といった行財政運営のめざす姿の実現に向け、これまでの経緯ややり方にとらわれることなく、ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営を徹底することにより、スリムで確固たる行財政基盤を構築してまいります。

(参考)

《経常収支比率 = 経常経費充当一般財源 / 経常一般財源総額 + 臨時財政対策債等》

財政構造の硬直度を示す指標で、この比率が 100 を超えていると、義務的経費以外に使える財源に余裕がないことを示し、財政的に硬直している状態と言えます。

◆生活保護の市負担は実質 5 % であり、保護費が市財政を圧迫しているかの印象を与えるような表現は改めるべきである。

◆市有地売却や公債基金の活用を前提とした通常収支不足の試算に改めるべきである。

大阪市では、歳入面は、他都市と比べ、法人市民税の割合が高いことから、景気変動の影響を受け易い構造になっている一方、歳出面は、経常経費の割合が高く、中でも生活保護費をはじめとする扶助費は、高齢化の進展やリーマンショックに端を発した急激な景気後退により大幅に増加し、生活保護に要する負担の増加が財政全体を圧迫するなど、行財政運営に大きな支障をきた

しています。

法人市民税は、ピークだった平成元年度と比べると、平成 22 年度決算では約 6 割減と大きく減少する一方、扶助費は約 3 倍と大幅に増大しています。

さらに、直近で見ると、平成 20 年秋のリーマンショック以降の急激な景気後退による影響などにより、平成 20 年度決算との比較では、法人市民税は 3 割の減、扶助費は約 2 割の増となっています。

また、平成 23 年度当初予算をベースに、高齢化の進展や政府の「経済財政の中長期試算(平成 24 年 1 月内閣府)」等により、今後の財政収支の状況を試算した「今後の財政収支概算(粗い試算)平成 24 年 2 月版」では、平成 26 年度に最大の収支不足(572 億円)が見込まれるなど、ここ 10 年は毎年約 500 億円程度の通常収支不足が見込まれています。

そのため、今後の予算の編成にあたっては、土地売却代や基金などの補てん財源に依存するのではなく、収入の範囲内で予算を組むことを原則とするなど、将来世代に負担を先送りすることのないよう、財政健全化に着実かつ積極的に取り組むこととしたところです。

(参考)

平成 23 年度予算 1 兆 7,205 億円 生活保護費 2,916 億円

一般会計に占める生活保護費割合 17.0% (うち国庫負担金 3 / 4)

◆トライアル・アンド・エラー、エラー・アンド・トライアルというが、本来、行政にはなじまないものであり、エラーが出たときの責任の所在は明確にするべき。

トライアル・アンド・エラー、エラー・アンド・トライアルについては、責任の所在をあいまいにするといったものではなく、スピード感をもって改革を進めるため、全ての条件が整ってから物事を始めるのではなく、積極的にトライし、不具合があれば修正し、またトライするという、改革にあたっての基本的な姿勢を示したものです。

〇アクションプラン編

1 大きな公共を担う活力ある地域社会づくり

- ◆「市民協働」の名のもとに、仕事を地域に押しつけるだけである。行政もきちんと関与するべきである。

大阪市におきましては、家庭や地域コミュニティでの「自助」、「共助」の機能が低下してきており、また、児童や高齢者の虐待が深刻化するなど地域社会が抱える課題はより一層複雑・多様化してきているなど、社会全体で対処すべき「公共」の分野はこれまで以上に拡大してきています。

そのような中、大阪市を安全で、安心して暮らせる住みやすいまちとしていくためには、これまでから培われてきた「つながり」や「きずな」を^{いしずえ}礎にしながら、若い世代やマンション住民など、より幅広い住民も参加した豊かなコミュニティの形成をめざす必要があります。

そのようなことから、「市政改革プラン(素案)」では、地域の課題や資源等を最もよく知っている地域みなさんが活動しておられる地域団体のほか、NPO、企業などのさまざまな活動主体が、「自らの地域のことは自らの地域が決める」という意識のもと互いに協働し、また、これらの主体と行政が協働することによって、拡大し続ける「公共」を担っていく活力ある地域社会をめざすという考え方を提示しているところであり、市民や地域、NPOへの「押し付け」「責任転嫁」「下請け」を意図するものではありません。

- ◆地域の担い手が減少する中、新しいやり方で地域コミュニティが築けるのか疑問である。次代の地域社会を担う若者が育ち、活躍する舞台や機会を保証するべきである。

活力ある地域社会づくりには、幅広い世代から多くの人を地域活動の担い手として発掘・育成することが必要だと考えています。

そのため、自律的な地域運営の仕組みづくりを行う中で、「つながり」や「きずな」を^{いしずえ}礎にしながら、若い世代やマンション住民など、より幅広い住民も参加した豊かなコミュニティの形成をめざすとともに地域活動の担い手が広がるよう、人材発掘や人材育成などの取組を行っていきます。

また、若い世代が地域団体の活動に理解を示し参画できるよう、積極的に取り組む地域を支援するとともに、地域団体の活動情報の発信のほか、開かれた組織運営、会計の透明性の確保などについての支援を行います。

そして、自律的な地域運営の仕組みを形成することで、地域団体・企業等や多様な人材が集まり、地域の将来像を共有しながら、各団体が連携して地域活動や課題解決に取り組んでいただくことで、より効率的かつ効果的に地域活動を進めていただきたいと考えております。

- ◆コミュニティづくりには、文化、スポーツ、生涯学習、男女共同参画、人権、平和に関する諸施設が必要である。

それぞれの活動ごとにコミュニティを形成し、活動を展開していただくことは大切なことです。

しかし、コミュニティの基本となる人と人とのつながりは、人々が集える場や機会があれば形成できることから、施策目的別に施設を必要とするものではないと考えております。

今後は、施策目的別から多機能化された施設を有効に活用し、活動の分野を超え、より多くの主体と連携・協働を進め、ネットワークづくりに取り組むことで、さらなるコミュニティづくり

につながるものと考えております。

◆コミュニティづくりにあたっては、民間活用も良いが問題もあり、住民と行政が信頼できる関係の構築を望む。

この「市政改革プラン(素案)」では、「自律的な地域運営の実現」ということを大切なテーマとしており、概ね小学校区の範囲を基本とする地域を単位として、さまざまな市民活動団体が幅広く参画し、開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら地域課題に取り組む、自律的な地域運営の仕組みづくりに向けた地域の主体的な取組を積極的に支援することとしています。

区役所・市役所と地域団体、市民、NPO、企業などのさまざまな活動主体がお互いにコミュニケーションを図り、お互いの主体性を大切に、理解を深めながらともに進めることが必要で、この点に留意しながら取り組んでまいります。

1-(1) 豊かなコミュニティづくり

◆SNSは、ネットを利用しない高齢者も多いことから、かえってコミュニティの分断を促進する。

「市政改革プラン(素案)」では、地域の活動に若い世代やマンション住民の方の参加が少ないことが、活動への参加者の固定化や担い手の減少など地域活動の課題ととらえ、地域活動に関わりの薄かった方々に、「つながり」や「きずな」の大切さを伝え、地域のあらゆる世代の方々とつながりが持てるよう、地域のイベントや活動への参加を呼びかけることが重要と認識しています。

そのため、それぞれの世代に応じた効果的な情報媒体を用いて、これまでと同様に広報紙やポスターなどによる情報提供を行うとともに、SNSなど新たな手法も活用しながら、活動の場で人と人が出会いつながれるようコミュニティづくりを促進してまいります。

1-(2) 地域活動の活性化

ア 地域団体の活動の活性化の支援

◆住民による組織団体（地域団体）は地域の活性化に不可欠であり、地域団体と区役所との関係を希薄にするような見直しは理解できない。

地域における「つながり」「きずな」が希薄になっている中、地域ごとの課題に対応していくには、地域コミュニティを支える地域団体の活動の活性化が必要と考えていることから、「市政改革プラン(素案)」では、地域活動の担い手不足、地域団体の役員の高齢化や後継者難といった、地域団体が抱える課題の解決に向けた各種支援を区役所が地域実情に応じて進めていくこととしております。

◆地域活動がマンネリ化してきており、今のあり方を見直す必要がある。

地域コミュニティを支えてきた地域活動については、行政がこれまで長年にわたり特定の地域団体に画一的な内容の活動を依頼し続けてきたことにより、地域団体の自律的な地域活動を阻害してきた面がありました。

「市政改革プラン(素案)」では、地域のまちづくりに関わる様々な取組を行政から画一的な内容で依頼するというこれまでのやり方を見直すとともに、若い世代やマンション住民などこれまで地域活動への関わりが薄かった人たちなど、より幅広い人たちが地域団体の活動に理解を示し、参画されるよう、他都市や他の地域の先進的な取組の紹介、地域団体の活動の活性化や団体間で

の連携・協働などについてのファシリテーションを行う人材の派遣などを行う中間支援組織の紹介などを通じて地域活動を促進していくこととしております。

◆地域団体の活動はボランティアであり、地域居住者(単位町会)は全員町会に加入し、奉仕活動に参画することを市としても促す必要がある。

「市政改革プラン(素案)」では、地域の活動に若い世代やマンション住民の方の参加が少ないことが、活動への参加者の固定化や担い手の減少など地域活動の課題ととらえ、地域活動に関わりの薄かった方々に、「つながり」や「きずな」の大切さを伝えることとしております。

また、町会を含めた地域団体の活動の内容や意義が理解されるよう、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性の確保について啓発するとともに、これらに取り組む地域団体に、団体の組織や会計の運営について助言などを行う中間支援組織などアドバイザーの紹介や、市のホームページなどを活用した先進的な取組事例の紹介などを行うことで、より幅広い人たちによる、地域団体の活動への参画を促進していくこととしております。

◆ボランティア団体の活動には行政の関与が必要である。

「市政改革プラン(素案)」では、地域団体の活動の活性化に向けては、他都市や他の先進的な取組の紹介、地域団体の活動の活性化や団体間での連携・協力などについてのファシリテーションを行う人材の派遣、こうしたファシリテーション能力を持つ地域の人材の育成などを行う中間支援組織の紹介などを通じて地域団体の自主的な活動を促進することとしています。

なお、支援にあたっては、さまざまな団体の活動を支援し、各団体とのネットワークや専門性を持つ中間支援機能を有する団体(中間支援組織)を効果的に活用してまいります。

イ 地域活動の担い手の拡大への支援

◆地域活動の担い手の拡大支援についての取組内容が具体的でなく、不十分である。

「市政改革プラン(素案)」では、地域活動への参画意欲をお持ちの人材と、地域で求められている活動のマッチングなどのコーディネートを積極的に行うことで、地域活動の担い手の拡大への支援を行うこととしておりますが、その取組には、それぞれの区における地域の人材の状況や、地域活動の実情・特性に応じたものとするのが重要であると考えております。

そのため、「ニア・イズ・ベター」の観点から、地域活動の担い手の拡大支援にかかる具体的な取組内容等については、各区役所が区の実情や特性に応じて具体的な取組内容や目標を区運営方針で明らかにし、推進していくこととしております。

◆地域活動の担い手として、高齢者をもっと活用できないのか。

「市政改革プラン(素案)」では、若い世代、現役世代のみならず、団塊の世代等も含めたあらゆる世代に対し、地域社会の課題への対応など地域のまちづくりに向けた活動への参加を、区の地域実情や特性に応じて取り組むこととしています。

高齢者の世代におかれても、豊富な知識や能力を発揮していただき、地域社会づくりの担い手として活動に取り組んでいただきたいと考えております。

一方で、これまでは、このように活動の担い手となっていただくことができる方々においても、地域活動への参画の方法がわからず、結果的に地域活動に関わりが薄くなってしまっていたという状況もあることから、地域で求められている活動のマッチングなどのコーディネートを積極的に行うことで、地域活動へ参画しやすい環境を整えていき、これによりあらゆる世代の担い手を

活用しながら、地域活動の活性化に取り組んでまいります。

1-(3) 多様な協働（マルチパートナーシップ）の推進

ア 多様な主体のネットワーク拡充への支援

◆市民団体やNPOの活用にあたっては、特定の宗教や思想に片寄らないなどチェックが必要である。

多様な主体のネットワークづくりを支援するために、活動やテーマごとに団体等が集まり、情報共有し、連携・協働に向けた話し合いの場の提供を行います。

このような話し合いの場において、それぞれの団体が連携・協力できるパートナーを自ら選択することとなります。

また、本市が市民団体やNPOなどと協働し事業の委託契約を締結する際には、学識経験者を加えた審査委員会を設置し、その審査委員会のもとで審査基準や審査方法の決定及び受託者の審査を行っています。

イ 地域公共人材の充実への支援

◆「地域公共人材」の育成の具体的な取組内容などが知りたい。

「市政改革プラン(素案)」では、地域公共人材とは、地域団体や行政に加えNPOや企業、大学、団塊の世代など多様な主体が参画する地域のまちづくりに関する取組(地域社会における公共エリア)について、各主体間の合意形成、それぞれの主体の持つヒト、モノ、カネ、情報など地域におけるさまざまな地域資源をコーディネートすることなどにより、活動を創出し活性化させ、最適化を図り、持続可能なものとしていくマネジメント(経営)能力を持った人材としています。

このような地域公共人材の育成に向けては、必要なスキルを学ぶための研修を教育研究機関やNPO等と連携して実施します。

また、地域からの要請に応じて地域公共人材を派遣し、活動に接していただき、地域自らが人材発掘できるよう研修修了者の登録制やこれらの人材情報のわかりやすい発信に取り組んでまいります。

1-(4) 市民による自律的な地域運営の実現

ア 多様な団体が参画する地域運営の仕組みづくりの支援

◆自立的な地域運営の仕組みや法人格取得は悪いことではないが、できないところもある。そのため、活動をやめる地域団体ができれば、かえって住民自治の後退を招く。

これまで各局が縦割りで、地域の方々に対して個別に取組をお願いしてきたため、地域においても、各団体が十分な連携・調整を図ることが難しいケースがあったり、同じような事業・会合があるなど、地域の負担となってきた面がありました。

自律的な地域運営の仕組みを形成することで、地域団体・企業等や多様な人材が集まり、地域の将来像を共有しながら、各団体が連携して地域活動や課題解決に取り組んでいただくことで、より効率的かつ効果的に、地域活動を進めていただきたいと考えております。

また、法人格の取得などにより社会的信用性を高めることで、地域活動のコミュニティ・ビジネス化、ソーシャル・ビジネス化などを進め、より持続的かつ発展的に地域活動を展開していただきたいと考えております。

一方、地域によって、特性や実情はさまざまであることから、それぞれの地域の実情や特性に応じた具体的な取組が展開できるよう各区役所で支援してまいりたいと考えております。

イ 活動内容を限定しない柔軟な財政的支援

◆補助金を廃止して、地域社会をどのようにつくっていくのか皆目見えない。

これまで、地域のさまざまな活動に対して、事業目的ごとに、活動内容や使途を限定し、補助金等を交付してきたところですが、「市政改革プラン(素案)」では、自律的な地域運営の仕組みのもとで行われる地域活動に対する財政的支援として、公金の使途の透明性の確保を前提に、それぞれの地域の実情や特性に応じた活動が行われるよう、活動内容を指定せずに大括りにし、具体的な活動内容については活動主体の選択に委ねる仕組みへの再構築を行うこととしております。

このことで、これまでの補助金等による財政的支援よりも、さらに地域の主体的な活動を促進するものと考えております。

さらに、地域活動のコミュニティ・ビジネス化やソーシャル・ビジネス化を促進することによって、地域活動の活性化と自主財源の確保が図られるよう積極的に支援してまいります。

◆各種ボランティアの助成金の会計処理について、会計処理が複雑すぎる。

地域活動に対する補助金等につきましては、これまで各局が縦割りで、それぞれ使途を限定しながら交付してきたことから、会計処理等においても煩雑となっていたところでした。

そこで、自律的な地域運営を行う団体に対しては、公金の使途の透明性の確保を前提に、これまでの補助金等をできるだけ一括りにしたうえで地域に交付することで、地域自らが地域実情に応じた形で公金の使途を柔軟に決定できる仕組みを構築することとしています。

公金であることから会計の透明性は不可欠となりますが、この仕組みにより、補助金等を受けるための手続きについては、重複していたものが解消され、結果的に会計処理の煩雑さによる負担も軽減されるものと考えております。

1-(5) 地域資源が循環する仕組みづくり

ア 多様な分野におけるコミュニティ・ビジネス化、ソーシャル・ビジネス化の支援

◆コミュニティ・ビジネス化、ソーシャル・ビジネス化にあたっては、その実効性を十分検証のうえ、具体化する必要がある。

コミュニティ・ビジネス化・ソーシャル・ビジネス化の支援にあたっては、まず、その意義やメリット、具体的な事例を区役所職員や市民に紹介し、理解を深めていくことから取り組みます。

また、コミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスに関する情報を提供していくとともに、起業、資金調達、事業プランニング、経営などについての研修を実施するとともに、事業継続などを支援する相談体制を整備してまいります。

イ 本市の事務事業の社会的ビジネス化

◆社会ビジネスは、「門戸は広く、ルールは厳格に」。もうけ追求では困る。

本市の事務事業を社会的ビジネス化して委託する際には、これまでの民間事業者への委託に加えて、地域の実情をふまえたきめ細やかなサービスが実施できるよう、企画段階から行政と担い手が話し合い、役割分担や協働により取り組む協働型の事業委託手法を導入してまいります。

現在、協働型の事業委託手法の導入に向けて「地域課題解決に向けた協働型事業委託のガイドライン Ver. 1(案)」の策定を進めており、より広く事業者の参加を可能とするための要件、協働型事業の効果を高めるための審査基準の考え方、協働型事業の成果の公表の必要性などの整理を行

っています。

1-(6) 中間支援組織の活用

◆中間支援組織について、地域にとって最適な機能を果たせるよう、地域実情や特性に応じた具体的な取組内容を明らかにされたい。

地域社会づくりに向けた地域の取組の支援にあたっては、行政との連携を図りながら、さまざまな団体の活動を支援し、各団体とのネットワークや専門性を持つ中間支援組織を活用することが有効な場合があります。

各種地域活動団体の連携や活動のコーディネート、NPO法人の設立や運営の支援等の中間支援機能を有するNPO法人をはじめ、さまざまな中間支援組織があるため、地域において主体的に中間支援組織を活用できるようさまざまな中間支援組織に関する情報を収集し、得意分野・専門分野ごとに整理し、地域に提供してまいります。

また、本市が中間支援組織を活用する際には、より効果的に活用するため、公募により幅広く募集をかけるとともに、ご指摘を踏まえ、各区の地域実情や特性に合わせた取組を進めることができるような中間支援組織を選定できるよう検討してまいります。

2 自律した自治体型の区政運営

◆かなめとしての区役所づくりの取組計画案が抽象的である。

地域活動を支える拠点としての区役所づくりを行っていくためには、一律的な取組ではなく、地域事情や特性に応じ、各区において具体的な計画や目標づくりを行う必要があります。

そのため、ご指摘のとおり、「市政改革プラン(素案)」では、めざす戦略については具体的に記述していますが、取組内容については抽象的な表現としております。

具体計画等については、今後、各区において策定し、実施してまいります。

2-(1) 区域内の行政を区長の決定により実施する仕組みづくり

ア 基礎自治に関する施策・事業の決定権の局長から区長への移譲と局の局長の補助組織化

◆区への権限移譲、予算拡充は賛成であるが、区の人材の充実や準備には時間が必要である。

基礎自治行政に関しては、住民に最も身近な区長が権限と責任を持って取り組むことが適切であり、そのため局から区長への権限移譲を行うこととしております。

今回の権限移譲に伴う施策や事業については、局を区長の補助組織として実施することから、区長の意思決定に基づき実施されるものの、これまでと同様に局において施策や事業が実施されることになります。

しかしながら、区長の意思決定に基づき、施策や事業が実施されることから、区役所において、局との連絡調整や新規事業の企画立案など新たな業務が生じることが想定され、区役所の人材も含めた機能強化は必要であると認識しております。

ご指摘の趣旨を踏まえまして、必要な区役所の体制整備を進めるとともに、各区の実情や特性に応じ、区長が柔軟に区役所の組織編成や人事配置が行えるように取り組んでまいります。

◆区にもっと予算を渡すべきである。

平成24年度の区長の決定権にかかる予算につきましては、予算編成は既に局主体で行っております。しかしながら、その執行段階におきましては、例えば、事業の優先順位が決まっていない事業など、区長の意向が反映されるものがあります。

平成 25 年度に向けましては、区長の決定権にかかる歳出予算の編成について、局主体から区役所主体に変更していくこととしております。

具体的には、区に対して一定の予算枠を割振り、その予算の枠の範囲内で、区長が自らの権限と責任において、各区・各地域の実情や特性に応じた施策ができるような予算編成ができる仕組みを検討しております。

◆局を分解して各区長に所属させるべきである。

1 つの局を分解して 24 区の区長に所属させる場合、各種技術を有する職員の不足等から、必要な職員数が現状より大幅に増加してしまうおそれがあります。

こうしたことから、区長が、局長をはじめとする局職員を補助組織として指揮監督できるようにしてまいります。

◆本庁の各局に様々な権限を残し、区間調整が可能な体制をとれば良く、全面的に再検討するべきである。

業務ごとに局が縦割り区の区域内の基礎自治に関する施策や事業を行うのではなく、住民に最も身近な区長が自らの判断と責任により、横断的・総合的に実施することにより、住民の皆様のさまざまな実情にきめ細かく対応できるようになるものと考えております。

そのため、局から区長への権限移譲を行い、施策や事業の実施にあたっては、局を区長の補助組織として実施し、従来から局・室等が持っている専門的・技術的な知識等を活用しながら、区と局・室等が一体となった事業実施を行うことが可能となると考えております。

◆区長にどこまで権限があるのか不明である。

各区の実情や特性にかかわらず統一的に実施すべき事務であって、住民に身近なところで実施する必要性の低い事務など、区長に決定権を拡大しない事務の基準を取りまとめております。

その基準をもとに、各所属において、区長に決定権を拡大する事務を検討しており、新区長就任までに確定してまいります。

また、新区長が区政運営を行っていく中で判明する問題点をふまえるなどし、適宜、区長の決定権の見直しを図ってまいります。

イ 区間調整の仕組みづくり

◆区間の不公平感がない仕組みが必要である。

法令等に基づく制度の管理に関するもので、基準が定められており、差異を設けられないものや、市全体に共通する制度の管理に関するもの、また、政策として一律的に実施すべき合理性・妥当性があるもの等については、区長の決定権の拡大は行わず、引き続き局を中心に決定してまいります。

また、区長の決定権を拡大する事務についても、不公平感がないように一定の算出根拠に基づき、各区への財源配分を行う仕組みづくりをめざしてまいります。

◆「区間調整のしくみ」は、本庁各局が担えば足りる。

区長へ権限が移譲される基礎自治に関する施策や事業に関しましては、複数の区の区域にまたがる施策や事業など、区域を越えて実施する事業も考えられます。

事業実施にあたっては、これまで同様、局が実施することとしておりますが、決定権を持った、住民に身近なところで区民の意見やニーズを把握した区長の間で主体的に連携や調整を行うことで、より地域の特性や実情に応じた判断を行うことが可能となると考えております。

ウ 公募区長による個性あふれる区政運営

◆区長は公募ではなく、選挙で選ぶべきである。

今回公募を行った区長職につきましては、住民や地域コミュニティの声を行政に適切に反映した住民自治の実現に向け、高いマネジメント能力をもって、地域や組織の課題解決や新たなビジョンの実現に取り組むことを職務内容としており、民間企業等において組織マネジメントを経験した者などの知識・経験等が活用できるものと考えられるため、公募を行ったものです。

また、選考にあたっては、市長や市職員のみならず、外部有識者にも参加していただき、区民目線も意識しながら、多面的に選考を行い、24区それぞれの特色を踏まえ、課題解決に取り組めることができる方を選考したところです。

区長は選挙で選ぶべきとのご指摘ですが、政令指定都市の区の区長については、地方自治法第252条の20第3項「区の事務所又はその出張所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもって充てる。」及び地方自治法施行令第174条の43第2項「区長は、指定都市の市長の補助機関である職員のうちから、指定都市の市長がこれを命ずる。」と規定しています。

今後、大阪にふさわしい大都市制度を構築していくなかで、区長の選挙による選出ということも議論されるものと考えております。

◆現状を局による画一的な施策と決め付けるのはおかしい。

これまでは、区内の基礎自治に関する施策や事業については、それぞれの所管局が全市的な観点から決定してきたことから、例えば、局で企画した事業を地域に実施をお願いするような場合でも地域の実情を考慮せず、画一的に行うため、地域に負担をかけることになるなど柔軟性に欠けるというご指摘をいただいております。

基礎自治に関する施策や事業につきましては、地域の実情や特性を踏まえ、地域住民の意見やニーズを的確に反映したものであることが望ましく、地域に最も身近な区長に決定権を移譲し、区長の意思決定のもとで施策・事業を実施していくことで、地域の実情と特性を踏まえた、地域住民にとって本当に効果的な対応ができるものと考えております。

2-(2) 多様な区民の意見やニーズを区政に反映するとともに、区民による区政の評価を行うことができる仕組みづくり

ア 多様な区民の意見やニーズを区政に反映することのできる仕組みづくり

◆区長が区民のニーズや要望を的確に把握し、正しく反映される仕組みをきちんと確定することを要望する。特に、これまで以上に区長権限が大きくなるので重要である。

区政運営においては、多様な住民の意見やニーズを踏まえて、施策や事業を進めていくことが必要であり、サイレントマジョリティなど表面化しにくい意見も含め、幅広い意見やニーズをしっかりと把握しなければならないと考えております。

そのための仕組みを各区長が地域事情や特性に応じて構築していくこととしており、いただきましたご意見の趣旨を踏まえまして、的確かつ効果的な仕組みを構築するよう取り組んでまいります。

イ 区民が区政運営に参画する仕組みづくり

- ◆区政運営がより多くの区民に開かれ、意見交換や区政運営をチェックできる体制づくりが必要である。また、その際には、働いている者も参加できる工夫が必要である。

区政運営につきましては、計画段階から事業実施、事後評価の各過程において、多様な区民との対話や協働、より多くの区民による評価が欠かせないものと考えており、そのための仕組みづくりを各区長が各区の地域事情や特性に応じて構築していくこととしております。

いただきましたご意見の趣旨を踏まえまして、より効果的かつ適切な仕組みが構築できるよう取り組んでまいります。

2-(4) 区民の安全・安心を担う総合拠点としての区役所づくり

- ◆区のインターフェイス機能の強化は容易ではない。実現に向けては、段階ごとに様々な手法を検討するべきである。

区役所については、区民の日常生活の安全・安心を担う区民に身近な総合行政の拠点としての役割を果たす必要があり、そのため、区民からの様々な相談や要望を的確に担当部署へ引き継ぎ、適切な対応を行うことが求められます。

区民からの相談や要望については、対応部署も様々であり、円滑な引き継ぎ並びに対応を行うためには、区・局が密接に連携して対応する必要があり、そのための仕組みとして、「インターフェイス機能の拡充」を掲げています。

これは区役所だけでなく所管局も一緒になって取り組んでいくものであり、いただきましたご意見の趣旨を十分踏まえまして、区役所と局が密接に連携して対応する仕組みを作ってまいります。

2-(5) 区役所における区民サービスの向上と効率的な業務運営

- ◆証明書発行業務は区政でなく広域で取り組むべきである。

住民票の写しなどの証明書の発行については、住民に身近な区役所で提供していくことを基本と考えております。

一方で、市内3カ所のターミナルに設置している大阪市サービスカウンターや住所地以外の区役所において証明書の発行(一部のものを除く)を可能とすることで、利便性の向上を図っているほか、本人又は同一世帯の住民票の写しについては、住所地以外の市町村の窓口での請求も可能になっております。

今後、コンビニエンスストアでの証明書発行などに取り組むことで、ご意見のような、広域で利用できるサービスについても、更なる充実を図ってまいりたいと考えております。

- ◆証明書発行は、コンビニよりも区役所での円滑な提供を行うべきである。

住民票の写しなどの証明書の発行については、ご意見のように、住民に身近な区役所で円滑に提供していくことを基本と考えております。

一方で、区役所をご利用することが困難な方もいらっしゃいますので、市内3カ所のターミナルに設置している大阪市サービスカウンターのほか、コンビニエンスストアでの証明書発行などに取り組むことで、区役所を補完し、利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

2-(6) 区役所の体制整備と区長による自主的な組織運営

- ◆区と局の人事交流を進めるべきである。

大阪市では平成 18 年度人事異動より、多様な経験と広い識見を要請するという人材育成、職場の活性化及び本市行政の一体性確保の観点から、採用後 10 年までの期間に、事務職員について、原則として区・局の双方の職場を活性化させるという方針を掲げ、区役所業務の経験を若手職員に積ませることとし、さらに、平成 19 年 3 月策定の「区政改革基本方針」を踏まえ、区役所改革の推進のために、平成 19 年度人事異動より、意欲と能力のある人材の区役所への積極的な登用をはかり、平成 23 年度の人事異動からは、その方針を明確化し、区役所業務の特性を重視した人事異動を行っています。いただきましたご意見の趣旨を踏まえまして、今後とも区と局との人事交流を進めてまいります。

2-(7) 行政区のブロック化と円滑な組織運営

◆ブロック化により、区役所が遠くなったり、行政との距離が遠くなるなど、住民サービスの低下が懸念される。また、日常生活が破壊されかねない。

現在の行政区のブロック化については、本年 8 月以降、公募区長が具体的なブロックの区割りの考え方について検討し、複数の案を作成することとしています。

いただいたご意見を十分に踏まえて、住民サービスの低下を来すことのないよう検討を進めるとともに、その過程についての情報公開にも取り組んでまいります。

◆市長選挙でブロック割を言わなかった。公約違反である。

現在の行政区のブロックの区割りやブロック単位での行政運営は、事務の効率化等の観点から行政組織のブロック化を進めるものであり、24 区における地域の特色を生かす豊かなコミュニティづくりに影響が生じるものではないと考えております。

3 ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営

◆基金の取り崩しや行政の無駄の排除など、市民サービスを見直す前に、収支改善に向けて市として行い得ることが色々あるはずである。いたずらに市民サービスを見直している。

本格的な少子高齢・人口減少社会が到来し、飛躍的な経済成長が見込めない中、多様化する市民ニーズに速やかに応えていくことが喫緊の課題となっています。そのためには、市民の安全・安心を支える安定した財政基盤を構築していく必要があります。

このため、「将来世代に負担の先送りをしないため、補てん財源に依存せず収入の範囲内で予算を組む」という考え方に基づき、昨年度までのように、不確定要素のある不用地売却代や限られた財源であり、枯渇の可能性もある基金といった特定財源を見込んだ財政運営を行うのではなく、持続可能な行財政基盤を構築するため、「収入の範囲内で予算を組む」ことを原則としています。

このうえで、収支不足を解消すべく、未収金対策の強化など歳入の確保はもとより、職員の人件費、給与制度、補助金、公共事業、外郭団体等の見直しや徹底した無駄の排除とともに受益と負担の再検討など、さまざまな視点から施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しを進めているところです。

また、大阪府市統合本部においても、経営形態の見直しや組織・事務事業の統廃合、成長戦略の一本化を行うなど、市全体で財政健全化に着実かつ積極的に取り組んでいます。

◆歳入計画について、数字がアバウトすぎるし、中身もあいまい。もっと詳細に計画に取り組むべきである。

大阪市は、将来世代に負担を先送りしないため、補てん財源に依存するのではなく、「収入の範囲内で予算を組む」ことを原則とし、市政の抜本的改革を進め、単年度での通常収支の均衡をめざすこととし、平成 24 年 2 月公表の「今後の財政収支概算(粗い試算)」では、単年度での通常収支の均衡に向けて必要となる収支改善の目安を試算しました。

試算の前提として、歳入の根幹となる市税は、国(内閣府)が示した指標により試算するとともに、歳出には平成 24 年度当初予算に反映した給料カット、社会保障費関係の高齢化による増を反映したほか、確定している財務リスクについても可能な限り織り込むなど、現時点で想定できる一定の前提条件により試算を行っています。

なお、収支や前提条件の詳細については、下記のサイトでご確認ください。

「今後の財政収支概算(粗い試算)」<http://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000157201.html>

◆「現役世代への重点的な投資」という施策へ転換するというが、そのための施策の打ち出しもあまりなく、また、子ども関係の施策・事業も大きく見直すなど、現役世代への投資が感じられない。

本市では、現役世代が生み出す活力・効果を高齢世代へも還元させることで社会構造を転換し、大阪の活力を取り戻していく観点から、「現役世代への重点的な投資」という政策への転換を図るべく、平成 24 年度当初予算において、乳幼児医療費助成制度や妊婦健康診査の拡充などの事業を先行して計上したところであります。

また、今後、小・中学校の I C T の充実や学校外バウチャーなど、他都市に例を見ない取組を進めることとしております。

3-(1) 財政規律の遵守と健全な財政運営

ア 歳入の確保 (ア) 広告事業の拡充

◆ネーミングライツの導入にあたっては、災害避難時の誘導などで混乱を招くこともあり、金額の多寡など経済性のみを重視するべきでない。

広告媒体として市の保有する資産を最大限有効活用し、税外収入を確保することは重要であり、特にネーミングライツは、他都市においても数多くの実績があることから、実施可能な施設等について、引き続き取り組んでまいります。

実施にあたっては、名称変更に伴う混乱を招くことのないよう配慮するなど、ご指摘の内容に留意しながら、進めてまいります。

ア 歳入の確保 (イ) 未利用地の有効活用等

◆未利用地は、漫然と売却せず、まちづくりの視点なども踏まえ、効果的に処分するべきである。

本市の財政状況は依然として厳しく、未利用地の処分・有効活用は税外収入の確保やまちづくりの推進のためにも重要かつ喫緊の課題となっていると認識しています。さらに、固定資産税等の増収にも寄与するものであります。よって、「市政改革プラン(素案)」に記載のとおり周辺のまちづくりに寄与するといった観点に留意しつつ、計画的に売却を進めます。また、売却が困難な土地や売却・事業化に相当な期間を要する土地については、暫定的な利用として貸付け等による有効利用を推進することとしています。

ア 歳入の確保 (エ) 市民利用施設の使用料の適正化

◆美術館や歴史博物館は全額負担ではなく、せめてシルバー料金を作ってほしい。

大阪市立の博物館・美術館では、これまで企業との共催で開催してきた「特別展」について、年々、有料入場者率が低下してきたことなどにより、質の高い「特別展」の開催が困難となってきたことから、平成 24 年 4 月以降、大阪歴史博物館、自然史博物館、美術館で開催する「特別展」についてのみ、市内在住 65 歳以上高齢者の観覧料の無料扱いを変更し、有料扱いとさせていただいております。

「特別展」のシルバー料金設定は展覧会の収支見込等から、現段階での設定は予定しておりません。

なお、大阪歴史博物館、自然史博物館、美術館で開催される「常設展」や、科学館、大阪城天守閣、東洋陶磁美術館で開催される展覧会については、従来どおり、市内在住 65 歳以上の方の観覧料を無料とさせていただいております。

3-(2) 経常経費の削減

ア 庁舎・事務所の維持管理費、ＩＴ経費（イ）ＩＴ経費

◆次世代コンピュータを活用できる人材育成に取り組む必要がある。

本市では、ＩＴ分野の技術革新を積極的に活用した効率的な情報システムの構築に向け、ＩＴ研修の実施など継続的な人材育成の取組みにより職員のＩＴ活用力の向上に努めています。

今後とも、高度なＩＴ人材の育成に向けて、ＩＴ研修の内容の充実などの取組を推進してまいります。

◆総務局ＩＴ課ですべて発注すれば、コスト削減につながるのではないか。

総務局ＩＴ統括課では、職員用のＯＡ端末である庁内情報端末の調達について、各局・区役所の必要台数を取りまとめ、端末機の仕様統一を図ったうえで一括発注を実施しており、これによりコスト削減を図っています。

業務システムに係る機器の調達や業務委託等については、業務の特性に応じた対応が必要なことから各システム所管において発注していますが、対応にあたっては、予算額や仕様書の内容等について総務局ＩＴ統括課の事前審査を義務付けるなど、ＩＴ調達の適正化に取り組み、経費抑制に努めています。

◆府システムとの統合調整はどうするのか。

本市と大阪府が保有する情報システムやネットワーク等のシステム基盤については、それぞれの自治体の担う業務と組織を前提に設計・構築されています。

今後、府市再編に伴う業務や組織の見直し検討と並行し、大阪府と連携を図りながら、効率的な行政運営に向けて将来のシステム構成や情報資産の活用などについて検討を進めてまいります。

イ 印刷費、物品購入費

◆広報出版物を整理するべきである。

チラシやパンフレット等の広報印刷物は、平成 24 年 4 月に制定した「広報事務の推進に関する要綱」に基づき、各所属が必要性及費用対効果を点検・精査するなどＰＤＣＡサイクルの徹底を図り、整理を進めます。

これにより、広報印刷物を含む広報関係予算は、平成 23 年度と比較し、平成 25 年度までの 2

年間で5割以上削減します。

3-(3) 隠れた支援や見えにくい支援の排除

イ 市税及び使用料等の減免措置の見直し

- ◆市税及び使用料等の減免措置見直しなど、ないところから取ることを考えずに、大阪経済の活性化を先決するべきである。

市税及び使用料等の減免措置の見直しについては、減免措置を講じているすべての事項について、今日的な状況の中で大阪市としての財政支援の必要性と必要な支援として市税等の減免措置によるべきかについて再点検するとともに、実施する財政支援の見える化をめざすためのものです。

- ◆固定資産税の減免は市民生活に与える影響が大きく、固定資産税の減免廃止は実態を十分踏まえながら、検討するべきである。

- ◆宗教法人等に対する固定資産税の減免には疑義があり、見直すべきである。

市税の減免措置の見直しについては、市税の減免措置を講じているすべての事項について、今日的な状況の中で大阪市としての財政支援の必要性と必要な支援として市税の減免措置によるべきかについて再点検し、進めてまいります。

個別の減免措置については、頂戴したご意見も踏まえながら、その取扱いを検討してまいります。

- ◆公衆浴場の固定資産税減免廃止は、自家風呂のない高齢者の楽しみを奪うなど市民生活への影響が大きいため、再考するべきである。

市税の減免措置の見直しについては、市税の減免措置を講じているすべての事項について、今日的な状況の中で大阪市としての財政支援の必要性と必要な支援として市税の減免措置によるべきかについて再点検し、進めてまいります。

公衆浴場の用に供する固定資産に対する減免措置についても、いただきましたご意見も踏まえながら、その取扱いを検討してまいります。

3-(4) 施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築

ア 施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築

- ◆市民が現に利用している施設をなくすような見直しは、単に行政サービスの縮小であり、「再構築」でも何でもない。また、見直し基準ややり方も乱暴である。
- ◆高齢者だけでなく、いずれの世代にも負担を強いる見直しである。
- ◆市町村の行政が一律でないのは住民自治の結果であり、4市(横浜市・名古屋市・京都市・神戸市)と比較して見直すべきとしているのは誤りである。
- ◆何もかも民間に委ねるとするのは拙速である。

大阪の活力を取り戻すためには、現役世代への支援を強化する観点から、「こども」「教育」「雇用」の分野に重点的な投資が必要であると考えておりますが、こういった分野への重点的な投資には、財源確保が不可欠となってきます。

このような状況にある中、現在実施している施策や事業が、本当に社会経済環境の変化に適切に対応したものとなっているか、制度本来の趣旨が意義を失っていないか、行政が関与する領域か民間に任せる領域か、受益と負担の関係は適切か、などについて積極的に検証し、見直しを行

っていく必要があります。

施策や事業の見直し案の検討にあたりましては、今回の見直しが「政策の転換」を図っていくための新たな施策や事業の財源の捻出及び確かな財政再建と持続可能な財政基盤の構築を図っていくものである一方で、市民生活にも影響を及ぼすことから、他都市よりも高水準になっているものを他都市並みとすることを基本としました。

このため、現在の大阪市の相対的施策水準をわかりやすく示し、あるべき施策水準について議論していただくため、大阪市と規模の近い大都市である横浜市と名古屋市を、また、大都市の中でも大阪市と立地の近い京都市と神戸市の政令都市4市の平均を一つの目安として比較を行いました。大阪市を加えて、いわゆる5大都市と言われる都市を対象とした比較であり、都市の選定については、一定の合理性があるものと考えております。

こうした聖域なきゼロベースの見直しを行うことにより、「通院にかかる乳幼児医療費助成の中学生までの拡充」や「妊婦健康検査の実質無料化」、「中学校給食の実施」、「中学校への空調機等の設置」など、永年の間、課題としながら現実に至らなかった施策について、平成24年度当初予算において実現するとともに、今後、小・中学校のICTの充実や学校外バウチャーなど、他都市に例を見ない取組も実施していくこととしており、施策や事業の再構築により活力ある大阪の実現につなげていくことができると考えております。

◆文化振興は行政の役割であり、事業存続に向けた検討こそ行うべきである。

文化事業につきましては、府市統合本部、都市魅力戦略会議文化施策再検討ワーキンググループの意見を踏まえ、芸術文化の専門家の会議（平成25年度以降はアーツカウンシル）でご議論いただき、その意向を踏まえながら、大阪にふさわしい文化の発展につながる助成のしくみの構築を図ってまいります。

美術館・博物館を含む文化施設のあり方については、現在、府市統合本部において検討を進めております。

また、音楽団のあり方を考えるにあたっては、教育分野、文化分野に果たしてきた大きな役割とその成果を引き継ぐなど、音楽団の設立趣旨や実績の継承を前提として、自立にむけた最適な運営形態や、その運営に見合う収入や財源確保について検討してまいりたいと考えております。

イ 補助金等の見直し

◆補助金等の見直しについて、基本的な考え方はどのようなものか。また、別冊に掲げる以外の補助金についても見直すべきではないのか。

補助金等の見直しにつきましては、平成19年3月に、「補助金等のあり方に関するガイドライン」を作成し、これまでから、必要性・妥当性・有効性・公平性の観点から、全市的に、補助金等の見直しに取り組むとともに、市民がいつでも個別補助金等の見直し状況を把握できるようにするなど、透明性の高い制度となるよう努めてまいりました。

このような中、本市では、ムダを徹底的に排除し、民間でできることは民間に委ねるとともに、受益と負担の明確化を図ることを基本に、施策や事業を聖域なくゼロベースで見直すという基本原則に則り、今回の「市政改革プラン(素案)」をとりまとめ、これまでの枠組みにとらわれることなく、効果的・効率的な行政運営を徹底して進めることといたしました。

補助金等につきましても、これまでからの見直しに加え、エンドユーザーである市民の視点から有効性・妥当性、特定の団体の既得権になっていないかの検証などを行い、「補助金等の見直し調整方針」に基づき、見直しを進めることとしております。

このため、別冊に掲げる以外の補助金につきましても、引き続き個別精査を進めてまいります。

ウ 指定管理者制度の見直し

- ◆指定管理者制度について、単に経済性のみを重視するのではなく、利用者が最適なサービスを享受できるよう指定管理者を選定すべきである。

今回の指定管理者制度の見直しによる評価項目の改正では、市場から最適なサービスを調達するという発想のもと、市費の縮減効果にも着目したものとしていますが、経済性、競争性のみを重視することなく、住民サービスの向上や事業者の経営安定化といったことにも一定の配慮を行う必要があると認識しており、今後とも引き続き指定管理者制度の改善に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

エ 幼稚園・保育所の民営化

- ◆公立幼稚園・公立保育園は、民間幼稚園等では受け入れてもらえない児童の受け皿となっているなど、セーフティネット機能を果たしており、安易に民営化すべきでない。

幼稚園の民営化については、大阪市では市内の幼稚園児の約8割が私立幼稚園に、残りの約2割が市立幼稚園に通園しており、また、市内24区中、市立幼稚園を設置していない区が2区あるという実態があります。このため、民間事業者で成立している事業は民間に任せるという基本的な考え方にに基づき、幼稚園の民営化を進めることとしております。

また、保育所の民営化については、障害児など配慮を要する児童を積極的に受け入れるなど、セーフティネットとしての必要性から、地域及び施設の状況に応じて必要箇所を存置することも考慮しつつ、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進してまいりたいと考えております。

3-(5) 公共事業の見直し

- ◆公共事業の見直しの内容を具体的に示すべきである。

これまで大阪市では「選択と集中」の方針のもと、効果的、戦略的に公共事業を実施していく仕組みづくりを進めてきており、本市の公共事業費はピーク時(平成7年度:5,333億円)に比べて約8割減(平成23年度:1,025億円)にまで削減しています。

今後、都市基盤施設の整備に関しては事業の更なる選択と集中を徹底します。具体的には、長期にわたって事業に未着手となっている道路、公園・緑地の都市計画について、将来の必要性などを再検討し、廃止も含めて見直すことなどに取り組みます。

また、経済活動や市民生活を支える都市基盤施設を将来世代に良好な状態で引き継いでいくため、都市基盤施設ごとに予防保全の観点を重視した維持管理計画の策定に取り組みます。

- ◆都市計画税を徴収しているのだから、早急に都市計画を進めよ。

本市の非常に厳しい財政状況の下、長期にわたって事業が未着手となっている道路や公園・緑地の都市計画につきましては、将来の必要性などを再検討し、廃止も含めた見直しを行うなど、今後、事業の更なる選択と集中を行いながら都市基盤施設の整備を進めてまいります。

3-(6) 市民利用施設のあり方の検討

- ◆市民利用施設について、廃止を前提とした施設のあり方の検討は見直すべきである。
- ◆赤字の公共施設は、廃止すべきである。

本市の非常に厳しい財政状況の下、今後、本格的な少子・高齢、人口減少社会を迎えるにあたって、市民利用施設については、施設の利用圏域(基礎自治行政・広域行政の視点)や区長の権限強化(各区・地域の自主的な選択の視点)を踏まえて、施設の必要性や有効性を検討し、必要性や有効性のある施設についても官と民の役割分担が最も妥当であるか検討を加え、施設の廃止・転用や機能統合などを含めて市民ニーズに応じた利用が可能となるよう活用方策等を精査する必要があると考えております。

施設が施策目的の達成に必要な・有効な施設であるか、今後の人口動態予測を踏まえた将来的な必要性・有効性があるか、効率的な運営が行われているか、市民利用施設間で機能が重複していないかなどの観点から、これまでの考え方ややり方にとらわれずに、聖域を設けることなくゼロベースで点検・精査し、市民ニーズに応じた施設配置の実現を目指してまいりたいと考えております。

なお、「区長が区の特性に応じて検討する施設」については、新しい基礎自治体への移行を見据え、複数の区からなる8～9のブロック単位の施設配分基準を設定し、存続させる具体的な施設について、区長会議において、配分された財源枠の範囲内で地域の実情に即して検討を進める方針です。

3-(7) 外郭団体の必要性の精査

◆外郭団体について、出資目的と出資行為は別物であり、別々に議論すべきであるし、外郭団体評価会議だけで議論するべきでない。

外郭団体については、本市の財政状況が厳しい中、抜本的な見直しが求められており、弁護士や民間企業経営者など、外部の有識者で構成する外郭団体評価会議で議論をしていただいています。

現在、外郭団体への競争性のない随意契約による事業委託の見直し及び各外郭団体の方向性について議論していただいているところであり、今後、外郭団体評価会議の意見を受けて、本市の見直し計画を取りまとめてまいります。

引き続き、本市の外郭団体に対する人的関与や資本的関与などのあり方が、本市の施策目的を達成するうえで真に必要なかどうかを精査するなど、外郭団体の見直しを推進してまいります。

◆外郭団体が衰退したのは市が招いた結果。市からの受け入れをやめ、民間並みの体制で再出発するチャンスを与えるべきである。

現在、外郭団体への競争性のない随意契約による事業委託の見直し及び各外郭団体の方向性について議論していただいているところであり、今後、外郭団体評価会議の意見を受けて、本市の見直し計画を取りまとめてまいります。

引き続き、本市と外郭団体との関係の見直しに向けて、本市が行っている人的関与、財政的関与、及び資本的関与の見直しに取り組んでまいります。

3-(8) 人事・給与制度改革

◆職員のモチベーションを引き出すような人事・給与制度改革を行うべきである。

本市では、能力と実績に応じた人事を徹底し、意欲と誇りにあふれる職員が市民のために全力を尽くすことができる組織を作ることを目指し、大阪市職員基本条例を制定したところです。

中でも、人事評価制度については、組織における人事管理の根幹となるものであり、相対評価

の導入により、公務能率、勤務意欲の向上に向けて、能力と実績に応じた、適正で、よりメリハリのきいた評価と給与反映等の処遇の徹底を図ることで、これまで以上に、頑張った職員に報いてまいります。

今後とも、さまざまな人事給与制度を効果的に運用することで、職員のモチベーションの向上を図り、組織全体のパフォーマンス向上につなげてまいります。

ア 人事制度改革

◆コスト論のみに基づいた安易な人員削減はするべきでない。市民サービス保持の観点にも立った人員の見直しを進めるべきである。

本市におきましては、平成 24 年 3 月に「人員マネジメントについて」や「将来人員の見通し」を公表いたしました。他都市に比べて多い職員数や行政職職員の年齢構成の偏りがあるなどといった現状を踏まえ、今後の大阪にふさわしい大都市制度の実現を見据えながら、簡素で効率的な行政組織に抜本的な見直しを行っていくこととしております。

そのため、経営形態の変更による非公務員化、広域と基礎の行政機能の切り分け、施策・事業の再構築、事務事業の民間への開放等により、平成 27 年度を目処に職員数を約 1 万 9,000 人余とする目標を定めるとともに、新規職員の採用や民間経験者の中途採用により人員構成の是正も図っていくこととしております。

また、加えて、社会の変化を先取りするチャレンジ人材や市民感覚や民間経営感覚をもった人材の育成に向けて組織風土の変革にも取り組むこととしております。

こうした改革を進めるにあたっては、今後とも、行政サービスの低下を招かないよう留意しつつ、効率的かつ効果的な人員体制としてまいります。

◆最下位評価が 2 年連続で分限免職にするという新たな人事制度は、危険な制度である。

市会での議論を経て、本年 6 月に施行された大阪市職員基本条例では、職員の分限について、地方公務員法第 28 条第 1 項第 1 号に定めのある「勤務実績が良くない場合」の基準の一つとして「人事評価結果の区分が 2 年連続して最下位の区分であって、勤務成績が良くないと認められる場合」と規定しております。

実際に勤務成績不良により分限処分を行う際は、指導等を行ってもなお改善されない場合であり、人事評価結果のみをもって直ちに分限処分を行うものではありません。

分限制度や人事評価制度については、法・条例の趣旨に沿って、適切に運用してまいります。

イ 給与制度改革

◆単なる一律のコストカットではなく、業務実態に応じた適切な給与制度改革を行うこと。

本市では平成 19 年度に人事給与制度改革を実施しましたが、以降 5 年が経過しており、社会経済情勢や本市を取り巻く行財政状況、職員構成等が著しく変化しています。また、限られた財源や人的資源を有効に活用しつつ、職員の給与等勤務条件についてより一層市民の理解を得られるものとするのが重要となっていることから、次のとおりさらなる給与制度改革の取組を行います。

1 つ目には、幹部職員の給料について、より職務・職責を重視する観点から、昇給を前提とした給料表構造を定額制に変更します。

2 つ目に、職務給の原則をより一層徹底するため、給料表の級間の給料月額加重幅の縮減（各級の最高号給付近のカット）を行います。

3つ目に、住居手当について、国からの廃止要請通知や他都市状況に鑑み、持ち家に係る手当区分を廃止します。また、旅費制度について、旅行にかかる実費との関係を改めて精査し、見直しを行います。

4つ目に、技能労務職員や保育士等の給与水準について、民間の同一の職種又は相当する職種の水準との均衡を考慮した水準に切り替えます。

こういった内容のとおり、今回の改革につきましては、地方公務員法やこの度制定した職員基本条例の基本原則を具体化するものであり、業務実態に応じた適切な給与制度を目指したものです。

3-(9) 職員づくり、人材マネジメント

◆改革を担い、改革を支える職員について、その位置付けや人数等をはっきり明示するべきである。

この市政改革を進めるためには、全ての職員が改革の趣旨を理解し、それぞれの所属・部署において主体的かつ積極的に改革に取り組む必要があると考えております。

ご指摘の件につきましては、改革を担う職員は特定の部署の特定の職員のみというわけではなく、全ての職員が対象となるということであります。

ア 改革を担う職員づくり

◆改革を担う職員づくりにあたっては、担当区を決め、区域内の社会貢献活動への自主参加すること等を行うこと。

この市政改革は、基礎自治行政について、現在の大阪市のもとで「ニア・イズ・ベター」を徹底的に追及した新しい住民自治の実現を目指して行うものであり、全ての職員がこの理念を理解し、改革を担っていく必要があります。そのためには、改革を担う職員が、地域課題について理解し、住民等との協働を深め、活力ある地域社会づくりを支援していくことが求められます。

そこで、「市政改革プラン(素案)」では、職員それぞれに担当区を決めて、区域内の社会貢献活動への自主参加等を行い、地域に対する理解を深めるなど職員の意識改革を図ることとしております。

イ 改革を支える人材マネジメントの推進

◆「効果・効率的に業務を進めるため職員どうしの協力・連携がとれている職場である・どちらかといえばそうである」と感じている職員の割合を平成26年度までに80%にできなければ、誰が責任を取るのか。

この市政改革を着実に推進していくためには、改革を担う職員の自主性・チャレンジ性を高めるとともに、そのような職員の士気を高め、組織として取り組めるよう職場風土の改善や組織パフォーマンスの向上が必要となっておりまいます。

職員の士気や組織パフォーマンスの向上に向けた人材マネジメントを市全体で積極的に推進し、成果目標を達成できるように取り組んでまいります。

3-(10) 良きガバナンスの実現

イ 効果的な情報発信

◆区広報紙をコンビニエンスストアに設置するなど、区の情報発信力を強化すること。

市民に身近な行政サービスは、より市民に身近な区が中心となり行うという方針のもと、情報

発信についても今後は区を中心に進めてまいります。

このため、区の広報紙の配付方法をはじめとする区役所からの情報発信について、各区が地域の特性や実情に合わせて、より効果的・効率的に行うことができるよう、研修による広報人材の育成や区間の情報共有などの取組を行ってまいります。

◆多様な媒体による市政情報発信は結構だが、紙媒体による情報発信も重要である。市政だよりの廃止は反対である。

市民に身近な行政サービスは、より市民に身近な区が中心となり行うという方針のもと、情報発信についても、今後は区を中心に進めます。

このため、平成 24 年 9 月からは各区が発行している広報紙の充実を図り、これまで市政だよりに掲載していた全市的な情報も区の広報紙に掲載することにより、全市的な情報と地域情報をあわせて、市民の皆様へお届けいたします。

オ コンプライアンスの確保

◆公務員は職務遂行義務とともに、法律遵守義務がある。

地方公務員は、地方公務員法第 32 条により、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務があるとされています。

本市では、今後も、コンプライアンス研修の充実など、職員のコンプライアンス意識の醸成に向けた取組を推進し、市民から信頼され、その信託に応える組織風土づくりに取り組んでまいります。

3-(11) 機能不全を起こしている社会・行政システムの改革提言

◆国への要望・提言については、その結果等も市民に公表するべき。

大阪市では、毎年度の国家予算編成に合わせて、国の予算の確保や施策・制度に関する提案を実施しており、その内容と提案・要望項目に関する国の予算措置状況及び制度等の改善の状況については、本市ホームページで公表しているところです。

4 PDCAサイクルの徹底

◆行政運営のすべてにPDCAサイクルがなじむのか疑問である。

PDCAサイクルは、営利目的・非営利目的にかかわらず、事業活動の継続的な改善を目的としたマネジメントサイクルであり、本市におきましても、全市的に成果を常に意識し、事業内容の改善や新たな事業展開につなげていくよう施策や事業のPDCAサイクルの徹底に取り組んでまいります。

○パブリックコメント

◆パブリックコメントの期間が短く、資料も分かりづらい。十分な周知もなく、市民の声を広く積極的に聴取しようという気持ちが感じられない。

「市政改革プラン(素案)」とそのパブリックコメント手続きにつきましては、市民生活に対する影響が大きく、市民の皆さまの関心も高いことから、市政だより5月号とともに、24区全区の区広報紙5月号において周知を図りました。

加えて、市民の皆さまに分かりやすい周知を行うため、区役所庁舎内での掲示や区所管広報版への掲示、市長会見用バックボードの活用など、可能な限り多くの広報媒体を活用して周知に努めました。

また、素案の中でも特に、市民生活に対する影響が大きく、市民の皆さまの関心が高い、施策や事業の見直しにつきましては、改革プロジェクトチーム(試案)を本年4月に公表しているほか、局・区とのオープンな場での議論についてもユーストリームで公開し、議事録をホームページに掲載するなど、市民の皆さまへの情報発信に努めました。

このほか、市民の方から区役所窓口など身近な場所での提出のご要望があった場合は、区役所窓口などで受理の上、市政改革室に送付するなど、ご意見等の提出が円滑になされるようにしたほか、「施策分野別整理票」の作成などパブリックコメント関係資料を理解いただきやすくするための工夫、また、関係資料の区役所等への設置と閲覧・配布、点字版資料の作成など、お年寄りなどパソコンを使わない方や障害者の方々への対応も行いました。

このような取組の結果、様々な年齢層から、また、持参、郵送、ファックス、電子メール等様々な形で、受付数19,854通、意見総数28,399件という多くのご意見が寄せられ、市民の皆さまに多くの関心を持っていただいたものと考えております。

なお、パブリックコメント手続きは5月29日で終了しましたが、引き続き、市政改革に対する市民の皆さまからのご意見を「市政改革意見箱」などを通じてお聴かせいただき、いただいたご意見については、真摯に受け止めてまいりたいと考えております。

【個別】施策・事業の見直しと再構築

(参考) アクションプラン 別冊の掲載頁	施 策 ・ 事 業 名 称	頁
7	弘済院	28
8	青少年野外活動施設	29
9(再掲40)	プール管理運営	30
10(再掲41)	スポーツセンター管理運営	32
11	音楽団事業及び音楽堂貸し出し事業	34
12	生涯学習センター	36
13	市民交流センター管理運営及び改修整備	38
14(再掲35)	地域福祉活動支援	40
15	軽費老人ホームサービス提供費補助金	42
16	検診推進事業(がん・総合健康診査・女性特有のがん・大腸がん)	43
17	あいりん施策関連	44
18	上下水道料金福祉措置	46
19	民間社会福祉施設職員給与改善費	48
20	1歳児保育特別対策費	49
21	教育相談事業	50
22	管路輸送	51
23	新婚世帯向け家賃補助	52
24	多様な体験活動の実施	54
25	男女共同参画センター管理運営	55
26(再掲39)	子育て支援	57
27	住まい情報センター他	60
28	国際ビジネスプロモーション活動・大阪市内への企業誘致・市内企業の再投資促進	62
29	海外事務所運営経費事業	63
30	長居障害者スポーツセンター・舞洲障害者スポーツセンター	64
31	環境学習センター	66
32	大阪バイオサイエンス研究所	67
33	(社)大阪フィルハーモニー協会助成及び(財)文楽協会運営補助金	68
34	コミュニティ系バス運営費補助	70
37	区民センター等管理運営	72
38	委託老人福祉センター	73
42	地域活動団体等の公益活動の連携・協働の促進等による地域コミュニティづくり事業	74
43	大阪市社会福祉協議会交付金・各区社会福祉協議会交付金	75
44	放課後事業	77
45	ファミリー・サポート・センター事業	79
46	学校元気アップ地域本部事業	80
47	一般維持運営費	81
48	特別会計繰出金(病院局関係)	82
49	国民健康保険事業会計繰出金	83
50	市営交通料金福祉措置(敬老)	84
51	保育料の軽減	86
52	学校給食協会交付金	88
53	キッズプラザ運営補助	90
54	ATC関連事業	92
	その他	93

弘済院	福祉局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・ 高齢者に対する責任放棄で、憲法 25 条生存権の保障に違反。 ・ 行政の責任。 ・ 弘済院にいる入居者の多くが行き場を失うことになりかねない。 ・ 単なる老人ホームではなく、医療面・介護面を要する病院施設の一環であるため、入居者への影響に十分配慮すべき。 ・ 一度民営化してしまうと施策の連続性が途切れ、営利目的に走ってしまう。 ・ 養護老人ホームの原点としてあり方を追求し、学問的な知見を深めるのが公的な役割。 ・ 公的な特養ホームへの入居待機者が増加する一方で、なぜ廃止か納得できない。 ・ 大阪市が直営だからこそ、心のこもった処置ができています。 ・ 公営の特養を減らすのではなくもっと増やすべき ●個人的な事情など ・ 今でも費用がかかり入所もままならない。国・府・市がお金を出すべき。 ・ 高齢になって他に移らなければならない高齢者の嘆きに耳を傾けるべき。 ・ 高額の民間施設に入られない者に提供を継続すべき ●その他 ・ 職員が多ければいいというものではないので適正配置を望む ・ 現在の指定管理者の運営が良好に行われた場合、次の 4 年も継続して当該指定管理者が行い、民営化は H31 以降に。	附属病院と第 2 特別養護老人ホームについてであります。病院について市民利用が半数程度に留まっていること、また柔軟な運営形態によって経営収支の改善が期待できることから、附属病院並びに第 2 特別養護老人ホームのいずれも本市の直営を廃止し、その機能を民間に引き継ぐこととしております。 移譲するにあたりましては、認知症をはじめとする高齢者の医療、福祉の拠点を民間の運営体により整備する観点から、現利用者に必要なサービスを継続して提供することなど、必要な条件を付して公募することによりまして、弘済院の有する認知症対応機能の継続性を確保してまいりたいと考えております。 弘済院の養護老人ホームにつきましては、施設設備の老朽化が著しく、耐震性の問題もあります。また、近年では大阪市内に民間の養護老人ホームの開設も進んでおります。 こうしたことから、弘済院の養護老人ホームは段階的に縮小しながら、平成 27 年度末を目途に廃止してまいりたいと考えております。 なお、現在入所されている方々につきましては、入所者個々の心身の状況に配慮するとともに、転所先の施設とも事前に十分な情報交換を行うなどして、個々の入所者に適した施設への転所を図っております。 第 1 特別養護老人ホームにつきましては、平成 23 年度当初に指定管理者制度を導入し、社会福祉法人による管理運営に移行しており、良好な介護サービスが提供されております。 今後の運営状況も十分に検証しながら、指定管理期間が満了するまでに、民営化に向けた検討を行ってまいります。

青少年野外活動施設	こども青少年局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・ 小・中学校の校外学習など、子どもたちが教育・運動などに使っている施設をなくさないでほしい。 ・ 心のケア、文化、情操教育に役立っており、再検討を求む。 ・ 学習体験の場をなくすことは許されない。 ・ 子どもの成長にとって野外経験は必要。 ・ 社会的困難な立場の視点に立つてこそ行政の存在意義があり、財政難のみを理由にした施策廃止は自らの無能さの表明。 ・ 5月25日に可決成立した教育行政基本条例第8条3項の趣旨からすると、存続は目的に沿うもの。 ・ 夏休みの利用状況を勘案すると、廃止による不利益は市のみならず、他府県の子どもも被る。 ・ 伊賀は廃止でなく活用を。 ・ 青少年野外活動施設の存続とその意義を踏まえた効果的な施設運営を強く求める。 ・ 県外から来る利用者が大阪を訪れなくなる。 ●個人的な事情など ・ 伊賀やびわ湖は毎年行きたくなる素敵な施設。 ・ 活動内容も豊富で施設利用料等も手ごろ。民間ではこの料金では無理。 ●その他 ・ 料金設定を見直し、びわ湖の青少年の家を存続すべき。 (賛成) ・ 見直し案に賛成	大阪市の青少年野外活動施設は青少年が野外活動を体験する場として利用されていますが、いずれの施設も開設後30年近く経過しており、老朽化していることや、利用率が低いこと、近畿各府県に多数の野外活動施設が存在していることから、施設のあり方を見直す必要があります。 伊賀青少年野外活動センターについては、施設の老朽化による改修経費の負担が約6億円と大きいことや、利用者が少なくなる12月から2月の冬期を閉鎖しており、定員稼働率が18.6%、と低い利用状況であることを考慮して、廃止もやむを得ないとしたものです。 びわ湖青少年の家については、大阪府立青少年海洋センターと類似の機能を持つことから、今後も引き続き、大阪府と協議、検討を進めてまいります。当施設は定員稼働率が31.6%と低く、大阪市としては廃止もやむを得ないと考えております。 また、信太山青少年野外活動センターは、3施設のうち全体の利用者数、市民利用者数とも最も多く、9割以上が学校、青少年団体の利用となっており、これらの優先利用の必要性を踏まえ、当面存続することとしております。 存続する施設については、利用促進及び経営改善に努めてまいります。

プール管理運営	ゆとりとみどり振興局・環境局
意見概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なものなど ・身近で、安く、利用しやすいプールが無くなるのは市民が困る。 ・小学生は校区外に行くのが制限されている。 ・市民の健康維持のみならず、リハビリにも欠かせない。 ・遠くへは行けない高齢者が多く、なくなれば、予防医学の点からも病気になる確率が高まり、かえって医療費が高くなる。 ・プール単体で売却や民営化ができるのか。仮に民間でできたとしても、今の料金やサービス水準が確保される保証はない。 ・24区それぞれ特色のある区にと言うのはウソか。身近な施設は健康を守っていくために必要。民営化されるともうけ主義や安全性が心配。 ●個人的な事情など ・近くにあり利用している。市民の健康を増進するためにも、もっと安く利用しやすいようにしてほしい。 ・私たち高齢者や障害者、また、介護施設の利用者も楽しんで利用している。 ・高齢者になると自宅から近いことが何より。民営化されたらリハビリが続けられない。9か所なんてむちゃ。 ・徒歩や自転車で行けるよう各区に1つほしい。 ・9か所になると、体操、スイミングの送迎が遠くなって大変。 ・9か所になると、狭くなって利用しにくい。 ●その他 ・「新しい基礎自治単位」がまだ判明していないのに方針を出すのはおかしい。 ・民営化するのになぜ9ヶ所は残すのか。 ・市民の財産として築いてきたものを民間に賃貸売却すべきでない。 ・道頓堀にプールを作る一方で市民のプールを減らすのは何事か。 ・予算がないなら有害無益なベイエリア開発をやめよ。	・今回の見直しは、政策の転換を図っていくための新たな施策や事業の財源の捻出及び確かな財政再建と持続可能な財政基盤の構築を図っていくためのものであり、政令市4市との比較において相対的に高水準の施設については他都市並みとすることを基本としております。 ・頂いた反対のご意見は、大きく分けて、身近な施設として日々ご利用頂いている利用者の利便性・スポーツの機会減少の問題、利用者比率の高い高齢者や障害者を含む市民の健康維持増進等に与える影響、民間への移行も含めて見直しが利用料金等に与える影響、新しい基礎自治体への移行とも関連した実施時期等の問題などを反対の理由としてあげておられます。 ・プールにつきましては、頂いたご意見を受け、再度検討を行いました。民間施設の状況や、運営にかかる経費として全体で年間20億円以上を要しており、補修経費を含めると1館当たりの平均で年間1億円近くが必要となることなどから、素案のとおり「全市一律で実施する事業ではなく、区長が地域の実情に合わせ、どういった内容で実施するか決定することを基本とし、新しい基礎自治単位で統合整理する」という考え方の下、「新しい基礎自治単位に1館を基準として区に財源を配分」することとしております。 ・また、「配分された財源を超えて実施するかどうかについては、建設コストを含めたフルコストを利用者負担で実施することを基本とし、フルコストを公表したうえで、区長が決定する」としておりますので、個々の施設の存続の可否につきましては、今後、関係する各区長において、利用者負担のあり方とともに協議・決定していくこととなりますが、実施時期につきましては、平成26年度としております。

(賛成) ・ 全面廃止すべき。プールは行政のやる仕事ではない。 ・ 市が提供する数としては多すぎる。 ・ スポーツジムなどが購入し、継続する可能性について検討されたし	
--	--

スポーツセンター管理運営	ゆとりとみどり振興局
意見概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なものなど - 各区にあるため、区民は健康づくりやスポーツ交流を行えている。 - 高齢者の引きこもりを少なくし、心身の健康が保たれ、医療費の増を抑える効果にもつながる。 - 民間への払い下げに反対。民営のスポーツジムは料金が高く、使いにくくなる。 - 市民の健康維持のためにも継続・充実していくべき。 - 利用率は高い。安全に配慮している。 - アクセスが悪くなり利用者が減る。 - 他都市と比較して面積が広いのは誇るべきこと。新たな基礎自治単位に1館を基準とするのは、コミュニティ・市民の健康にとってマイナスである。 - 地方自治の本旨に基づく住民福祉の立場から許されない。 - 行政は住民福祉や健康のために税金を使うべき。 ●個人的な事情など - 私たちからスポーツをする権利を奪わないでほしい。 - 楽しみの場所、体力づくり、生きがいに役立っている。 - 近くにあるこそ、健康管理に役立つ。現在の数は必要。 - 利用料が高くなれば利用できない、削減するよりもむしろ増やしてほしい。 - 今でも利用者が多くて抽選がある等制約が多い。なぜ削減するのか意味が分からない。 - 子育てサークルで利用しており、なくなると困る。 - スポーツセンターは民間のジムと違い地域活動拠点の場である。利用料を値上げしてもよいので存続を希望。 9か所になると、体操、スイミングの送迎が遠くなって大変。 9か所になると、狭くなって利用しにくい。 ●その他 - 財産として築いてきたものを勝手に廃止しないで。	- 今回の見直しは、政策の転換を図っていくための新たな施策や事業の財源の捻出及び確かな財政再建と持続可能な財政基盤の構築を図っていくためのものであり、政令市4市との比較において相対的に高水準の施設については他都市並みとすることを基本としております。 - 頂いた反対のご意見は、大きく分けて、身近な施設として日々ご利用頂いている利用者の利便性・スポーツの機会減少の問題、市民の健康維持増進等に与える影響、民間への移行も含めて見直しが利用料金等に与える影響、新しい基礎自治体への移行とも関連した実施時期等の問題などを反対の理由としてあげておられます。 - 素案ではスポーツセンターにつきましては、「全市一律で実施する事業ではなく、区長が地域の実情に合わせ、こういった内容で実施するか決定することを基本とし、新しい基礎自治単位で統合整理する」という考え方の下、「新しい基礎自治単位に1館を基準として区に財源を配分」することとしておりましたが、頂いたご意見を受け、再度検討を行った結果、利用率が97%と非常に高く、利用にあたっては抽選が必要であるなど需要が多いことを重視し、また、民間施設の状況をふまえ、財源配分の基準を「新しい基礎自治単位に1館」から「新しい基礎自治単位に2館」に変更することといたしました。 - また、「配分された財源を超えて実施するかどうかについては、建設コストを含めたフルコストを利用者負担で実施することを基本とし、フルコストを公表したうえで、区長が決定する」としておりますので、個々の施設の存続の可否につきましては、今後、関係する各区長において、利用者負担のあり方とともに協議・決定していくこととなりますが、実施時期につきましては、平成26年度としております。

・ 財政的に余裕のある区とない区の差がある。財政困難な区の住民は不公平。 ・ 市に住民税を払う人とそれ以外の人で利用料に差をつけるべき。 ・ 職員はボランティア、利用費用の倍増、企業広告の誘致等で市費抑制されたい。 ・ 大阪の新しい基礎自治制度の方向性を決めてから出すべき。 (賛成) ・ 利用者が少なく、年数を経たスポーツセンターの見直しは当然。 ・ 統合を実施して無駄を省けば良い。	
--	--

音楽団事業及び音楽堂貸し出し事業	教育委員会事務局
意見概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なものなど ・ 実力、歴史とも日本一の世界に誇る楽団。他自治体になんとも誇りと強み。 ・ 利益を求めず市民に奉仕する責務を果たせるのも市直営だから。 ・ 有名な指揮者も市音との出会いを語っている。世界的に有名な音楽家を多数輩出。著名人が廃止にびっくりしている。 ・ 大阪マラソン、選抜高校野球の演奏を続けて。大阪の夏は「天神祭り」「花火大会」、音楽堂で開かれる「たそがれコンサート」と決まっている。 ・ スクールバンドの技術向上、音楽教育にも多大な貢献。廃止は子どもたちに恥ずかしい。音楽教育に必要不可欠。大阪は市音のおかげで吹奏楽が盛ん。 ・ 廃止は大阪のイメージダウン。教育・芸術・文化を大切にしてほしい。大阪の貴重な音楽資源。世界都市大阪の看板。 ・ 文化の中心が東京へと流れて行っている中、益々立ち後れを感じる。 ・ 収入が少ないことを廃止の理由にする前に、演奏報酬の条例規則の上限撤回など収入を稼ぐ仕組みを。音楽堂で毎週コンサート（有料）を。 ・ 自主運営に移行するにしても猶予期間が必要で、市がフォローするべき。すぐに廃止ではなく自立できる方法を検討してほしい。楽団をもっと市民に知らせて。 ・ アーツカウンシルでの議論前に、補助金削減は乱暴。 ●個人的な事情など ・ 子どもが吹奏楽部に入り芸大に進んだのは、市音がきっかけ。 ・ 音楽堂の貸し出し存続を。公共会館、音楽ホールが廃止され、私たち市民の演奏活動の難しさに輪をかけないで。 ・ たそがれコンサートなどの無料コンサートで、プロの演奏を気軽に聴ける。 ●その他 ・ 団員の分限免職が手段ではなく目的化されている。京都市交響楽団に倣って公益法人	音楽団事業につきましては、幼稚園・小学校を対象とした「合同音楽鑑賞会」の開催、中学・高校生を対象とした吹奏楽指導、また、「たそがれコンサート」等の自主事業や各団体の依頼演奏・共催イベントでの演奏などを実施してまいりました。今回の見直しに当たりまして、地方自治体で専門吹奏楽団を保有しているのは大阪市のみであり、行政としての役割の整理を図ることとして、市の事業としては廃止し、民間移管することとしているところです。 廃止にあたっては、市民のみなさまからいただいた多くのご意見を踏まえ、音楽団事業を通して教育分野、文化分野に果たしてきた大きな役割と成果を引き継ぐことができる運営形態を検討してまいります。見直し時期につきましては、平成 25 年度廃止の素案に対しまして、検討に必要な一定の期間の延長など、この間の市会でもご議論いただいているところであり、最終的には音楽団事業のあるべき姿を「平成 26 年度の自立」としてまいります。 そのために平成 24 年度補正予算において、外部の人材による有識者会議の設置、音楽団事業の市場価値の算定、財源の確保や最適な運営形態のあり方など、人件費と事業費をまかなう公益事業展開の専門家のご指導、ご助言をいただくための調査費を計上いたします。 今年度中の検討を経て、平成 25 年度に新たな形態への移行事務を進め、平成 25 年 10 月以降に組織づくりを行い、平成 26 年度当初より新組織での円滑な活動をめざしてまいります。 大阪市立大阪城音楽堂につきましては、貸しホール施設としての存在意義を強く感じており、そのあり方を慎重に検討してまいります。

による運営としてはどうか。 ・ 文化芸術振興基本法の趣旨からすれば、市が音楽等の芸術への支援施策に積極的に乗り出すべき。 ・ CD販売や市外の学校の吹奏楽部にも指導対象拡大などをすればどうか。 (賛成) ・ 財政状況を見れば致し方ない。 ・ クラシックだけを特別扱いしている。ロックやジャズなどは公的支援なしにやっている。本当に価値がある文化は世代を超えて受け継がれていくもの。	
---	--

生涯学習センター	教育委員会事務局
意見概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なものなど ・生涯学習を活用した人材育成が必要。 ・日本語教室はぜひとも必要。 ・必要に応じて、利用料金の値上げ等による効率化を検討すべき。 ・市民の文化向上に寄与しており、大いに利用されている。コスト面だけで廃止するのはどうか。 ・学習内容が多種で、安価な利用料金となっており、民間カルチャースクールで代替できるものではない。 ・せっかく育ったコミュニティをつぶすことになる。文化、草の根活動を支える大切な交流の場であり、市民の主体的な活動の場として必要である。 ・高齢化社会では、交通の便の良い場所にセンターを残すべき。高齢者が楽しく集うことは精神面・健康面でも良い効果をもたらす。 ・民間のカルチャーセンターとは異なり、市民グループやボランティア団体、NPO の自主的な運営の講座・教室がほとんどで継続が必要。 ●個人的な事情など ・日本語勉強会に参加しているため、学習の場をなくさないでほしい。 ・アクセスが良くて各種団体が利用している。代替施設がなく、再考を求める。存続をお願いする。 ・民間カルチャーセンターは費用がかかりすぎる。低廉な学習の場やコミュニティの場がほしい。 ・私たち高齢者が心身ともに健康に過ごすために出かける場所や学習の場所として必要。 ・利用料金の値上げとなっても良いので存続してほしい。 ●その他 ・なぜ潰すのが全くわからない。 ・利用率 80% 以上もの施設が無駄という判断は納得いかない。 (賛成) ・基本的な考え方は賛成であるが、民間が全て	生涯学習センターは、5館で市内を5ブロックに分け、5つの「拠点施設」として「広域」を統括し、24の「区域」及び区のもとにある297の小学校区での生涯学習活動を支援しています。 生涯学習センターでは、生涯学習情報誌や生涯学習情報提供システム等による情報の提供、学習相談、市民ボランティアの養成、現代的・社会的課題を中心とした学習機会の提供などを行うほか、市民グループ・NPO 等との協働事業などを行う市民の自主的な活動の場（貸室）を提供しています。 また、ご意見のとおり、市民の文化向上や生きがいづくり、コミュニティづくりの支援などにも大きく寄与しております。 今後は、学習機会の提供については、民間でできることは民間に任せることとし、営利事業になじまない現代的・社会的課題に関するもの、高度なプログラムの企画・立案、地域公共人材等の育成など、行政として担うべき役割を明確にして、効果的・効率的な事業執行を図ります。 については、真に必要な行政が担うべき機能を果たすための必要となる施設については、本市施設の全体最適化（多機能化・複合化）を図る中で検討を進めてまいります。

を代行すれば営利のみの選択となり、自己の能力開発による満足度は著しく低下する。 ・役所の空き室などを安価に有効に活用すべき。講師料補助も実施してほしい。	
---	--

市民交流センター管理運営及び改修整備	市民局
意見概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なものなど ・多世代の市民交流の場として必要な施設である。 ・地域における居場所や見守り活動の拠点、地域密着型の相談活動の場として必要な施設である。 ・色々な外国人や日本語を勉強できなかった人たちが日本語を学んでいる。識字・日本語教室の場として必要な施設である。 ・施設設立の経過からもセンターの存続と事業の継続を求める。事業開始から2年での廃止は拙速すぎる。 ・人権啓発に欠かせない施設であり、施設そのものが啓発になっている。廃止になれば地域への忌避意識を助長する。人権行政の視点から地域実態をふまえて再検討すべきである。 ・交流が必要な高齢者にとってかけがえのない場であり、社会的に孤立しがちな子供たちが支えられる場としても必要。 ・社会的に困難な立場の人の視点に立ってこそ行政の存在意義があり、財政難のみを理由にした施策廃止は納得できない。 ・一時的な利用状況や利用者の年齢層により存廃が決定されるのはおかしい。 ・利用率は施設によって異なっており、施設毎に利用状況を精査して、存廃を検討すべきである。 ・障害者にとって必要な施設。 ●個人的な事情など ・識字学級は生き甲斐と楽しみ。識字教室をなくさないでほしい。 ・外国人として日本語教室の継続を希望する。 ・大阪に引っ越してきた者にとって、つながりを広げられる大切な場。 ・毎週楽しみに通っている施設なので存続してほしい。 ・施設では、実際に多世代が集い学習し、活動している。 ・センターでの活動を通じて、ボランティア講師同士の交流や受講生との交流の場となっている。 ・区民センターまで行けないので市民交流センターが立地的に最適。	市民交流センターは、「地対財特法期限後の事業等の見直し」の中で、平成 22 年度に地域内の3施設（人権文化センター・もと青少年会館・もと地域老人福祉センター）の交流機能を統合し、コミュニティ振興施設条例上の施設として開設いたしました。 現在、市民交流センターでは施設の設置目的を達成するために、広く市民のみなさまを対象に、多世代の市民による地域を越えた交流を促進する事業等をはじめ貸室事業のほか、高齢者等地域活動支援事業や識字学級事業などを実施しております。なお、運営経費については、全 10 館で年間 10 億円を超える多大な経費を要しているところです。 今回の市政改革における基本的な考え方としては、施策や事業については、一旦リセットし、これまでの考え方ややり方にとらわれずに、聖域を設けることなくゼロベースで点検・精査し、安全・安心など市民のみなさまにとって優先度の高いもの、より大きな効果が見込めるものへの重点化・再構築を進めることとしており、市民交流センターについては、利用率が全館平均で 50%程度にとどまっていること、多世代の市民による地域を越えた交流の促進が図られているとは認められず、地域の交流機能については、区民センターと機能が重複していることから廃止することとしています。 このたびのパブリックコメントにおいては、事業内容よりも施設の利用率、利用者の年齢層、相談件数等で存廃を判断しているのご指摘や施設設立の経過を踏まえて存続させて欲しい等のご要望がありましたが、このようなご意見につきましては、これまでの考え方ややり方にとらわれずに、聖域を設けることなくゼロベースで点検・精査することとしており、現段階において保有しているデータにより判断したものです。 次に、人権啓発に欠かせない施設であり、人権行政の視点から地域実態をふまえて再検討すべきであるのご意見につきましては、市民交流センターは交流の促進を通じて人権課題の解決に寄与してきたところでありますが、地域内の3館

・廃止するなら他での活動場所を保障すべき。 ●その他 ・見直しの根拠や利用率の根拠に客観性がない。 ・利用率や相談件数のみで存廃を判断するのではなく、事業の中身で判断すべき。 (賛成) ・地域の人しか利用できていない。 ・市民交流センターは廃止し、名前を変えて、誰でも利用できるようにすべき。	統合により、それまで人権文化センターにあった啓発機能は大阪市人権啓発・相談センターに集約して取組んでおります。 また、利用率は施設によって異なっており、施設毎に利用状況を精査して、存廃を検討すべきであるのご意見につきましては、利用率はご意見のとおりセンターによって違いがありますが、市民利用施設のあり方の検討にあたっては、個々の施設で判断するのではなく、施設全体の設置目的の達成状況から判断したものです。 以上のことから、市民交流センターにつきましては、廃止することとしておりますが、今回の市政改革における「施策・事業の水準等」で参考とした比較4市（横浜市・名古屋市・京都市・神戸市）の標準的な水準に比べ、本市は、会議室等の水準が下回っていることから、市民交流センターの平成 25 年度末供用廃止後の施設については、施設の耐用年数の範囲内において、本市における貸室機能の状況を踏まえ、存廃を検討することとしております。 なお、市民交流センターで実施している識字・日本語教室は、外国籍住民や様々な理由により日本語の読み書きや会話に不自由している多くの方々(平成 23 年度延べ参加人数 9,903 人)が学んでおられます。 市民交流センターを会場として実施している識字・日本語教室は、地域における重要な学習の場であるとともに、行政が担うべき必要な事業であり、今後、市民交流センターが廃止されても、他の場所で継続して実施できるように学習の場を確保したいと考えています。
---	---

地域福祉活動支援	福祉局
意見概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なものなど (地域福祉活動推進事業) ・ネットワーク推進員を廃止し、事務局機能をネットワーク委員で輪番対応すれば、プライバシーが守れなくなるし、実情把握も無理。 ・ネットワーク推進員は地域の中で、身近な相談窓口であり、高齢化が進む中、一人暮らしの高齢者が相談する場である。また、核家族化の流れの中で必要な事業。 ・ネットワーク推進員は明るく住みやすい街づくりの担い手として地域の方々との潤滑油、地域住民との橋渡しの役目を果たしている所以需要。 ・地域ネットワークに従事している委員が活動を広げていけるようにするべき。 (食事サービス事業（ふれあい型）) ・配食サービスは、配食時に安否確認、友愛訪問を兼ねており、ボランティアが高齢者の安否について一人ずつ確認している。 ・食事サービスは高齢者の集いの場として、孤立を防ぐ意味でも大切、元気な引きこもり老人の生きがいとなっている。 ・ふれあい喫茶は老若男女心身ともに余裕のある自発的な方達がこられる場で、安否確認はできない。 (地域生活支援事業) ・地域生活支援ワーカー1区1名で何をするのか。福祉カットの前にカットするものがある。 (老人憩いの家) ・老人憩いの家は、コミュニティの場として大変重要な施設で地域の福祉や交流、親睦にとって必要。 ・老人憩いの家の維持管理に経費がかかり、運営が難しい。 ●個人的な事情など ・食事サービスは足の悪い方などには配食してほしい。 ●その他 ・ネットワーク推進員について、廃止になれば数々の仕事を誰がおこなうのか。	(地域福祉活動推進事業) 本事業は地域ネットワーク委員会に設置されている「保健・医療・福祉ネットワーク推進員」の活動に対して補助を行うことで、地域福祉の推進を図ることを目的に実施しています。 ネットワーク推進員については、少子高齢化が進行し、地域福祉課題が多様化・深刻化する中、身近な地域における支援を必要とする方々の見守りや支援活動のコーディネーターとして、重要な役割を担っていただいていると認識しています。 その一方で、地域においては福祉的な支援のみでなく、地域振興、防犯体制など、様々な課題が存在し、これらを含む地域課題に総合的に対応していくことが必要であることから、本事業は、地域活動協議会の実施方法とあわせ、区で検討し、再構築していくこととしており、今後、区長のもと、区と関係局が一体となって再構築してまいります。 (食事サービス事業（ふれあい型）) 食事サービス事業（ふれあい型）につきましては、一人暮らし高齢者等を対象に、地域社会福祉協議会がボランティアの協力を得て、老人憩の家等において会食や配食サービスを実施するにあたり活動費の一部を補助する事業です。 食事の提供という手段を用いて、地域からの孤立化や閉じこもりを予防し、仲間づくりや介護予防に資するとともに、地域のボランティアの育成にも大きな役割を果たすなど、豊かなコミュニティづくりに寄与する事業であると認識しています。 一方、高齢者のニーズやボランティアの状況等は各地域によって異なるため、今後は、地域の状況を最もよく把握する区において、区長が地域の関係機関や高齢者、ボランティア等の意見を踏まえ、経費の縮減を図りつつ、単価の設定や実施方法等を判断し、効果的な事業の再構築を図ってまいります。 (地域生活支援事業) 平成 17 年度から地域生活支援ワーカーを区在宅サービスセンターに配置し、福祉ニーズの把握、相談援助、適切な社会資源へのつなぎ、調整と継続的な見守り活動等の総合的な支援や、地域住民による地域活動の支援を行ってまいります。

(賛成) ・憩いの家は全館地域住民の使用を可能としてほしい。名称変更も賛成。 ・食事サービスは不要、ふれあいの創出は他のことでできる。一部の人の協力のみで、また民間の食事の方がおいしく、民間に任せてはどうか。 ・ネットワーク推進員は不要、町会の女性部を活用すればよい。 ・地域ネットワーク委員、推進員の働きが知られていない。推進員への月 10 万円の支給を廃止すべき。地区の民生委員をうまく再稼働させればよい。 ・ネットワーク委員会が行き届いた見守りをできる機能を持てば見直してもいいと思う。	た。 今後、支援が必要な方に対しては、地域活動協議会等による、住民等のネットワークを活かした見守り等の支え合い活動と、高齢者や障害者に対する専門相談機関である地域包括支援センターや障害者相談支援センター等と連携し、地域のニーズに対応した新たな相談支援体制を再構築してまいります。 (老人憩いの家) 老人憩いの家につきましては、地域の高齢者が生きがいを持って元気で自立した生活を送るための自主活動の場を提供することにより、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的とし、小学校区を基本に設置し、運営経費に対する助成を行い地域の高齢者の自主活動を支援してまいりました。 老人憩いの家は、地域の高齢者の自主活動の場を提供するための重要な施設であることから運営経費に対する助成は引き続き実施していくこととし、補助率については「補助金等の見直し調整方針」に基づき、運営経費の 1 / 2 を基本とすることとしております。 また今後は、区長が見直し後の予算のなかで、地域の実情や区民のみなさまのご意見をふまえ、使用者を高齢者に限定しない等、使用範囲の拡大や、施設の維持管理のための使用料の徴収や補助上限額の設定などについて判断していきます。 施設の名称については「老人憩いの家」にこだわらず、地域住民にとって愛着のある名称等へ変更していきます。
---	--

軽費老人ホームサービス提供費補助金	福祉局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・ 若い人が高齢者の年金に頼って生活している場合もある。高齢者をいじめることは若い人を痛めつけることになる。 ・ 「財政危機」を口実に、ここまで福祉を切り捨てるのか。 ・ 働く人の処遇低下により職員定着率が下がれば、利用者へのサービス低下につながる ●個人的な事情など ・ 高齢者夫婦の2人ともお世話になるので、廃止は困る。 ・ 他の職種に比べ福祉の現場で働く人の給与等の処遇は良くなく、これ以上の処遇の低下は、職員のモチベーションが低下する。 ・ 利用者の処遇向上希望 (賛成) ・ 見直しに賛成	軽費老人ホームサービス提供費補助金につきましては、軽費老人ホームを大阪市内に設置し、かつ運営する社会福祉法人に対し、サービス提供に要する費用に充当する経費を補助することにより、利用者の処遇向上を図ることを目的として実施しております。 今回の見直しでは、施設に対して加算している「民間施設給与等改善費」及び「特別運営費」について、平成25年度から廃止する大阪府や、比較4市（横浜市・名古屋市・京都市・神戸市）の状況を踏まえ廃止することとしております。 なお、見直しにあたっては、経過措置を設け、本年12月からは1/2、平成25年度は、1/4の補助とし、平成26年度から廃止することとしています。

検診推進事業（がん・総合健康診査・女性特有のがん・大腸がん）	健康局
意見概要	本市の考え方
（反対） ●あるべき姿など一般的なものなど ・ 市民の命と健康を守る観点から検診推進事業は拡充すべき。 ・ 検診により早期発見治療につながる。 ・ 早期発見で治療代も安くなる。早期発見で治療すれば医療費も安くなる。 ・ 予防医学の重視に反する。 ・ 早期発見・意識付けにがん検診は不可欠、早期発見で医療費の減少につながる。 ・ 将来の医療費抑制の観点からも、廃止ではなく充実させてほしい。 ・ 検診通知がくれば、健康診断にも行く。 ・ 大阪の検診率は低く、早期発見早期治療のためにも続ける必要がある。 ・ 普段仕事で受診できない人でも、受診しようという気持ちになる。 ・ ナイスミドルチェックはがん検診や乳がん検診の推進に大きな役割を果たしている。 ●個人的な事情など ・ 早期に病気が見つかり、助かったので残してほしい。 ・ 検診、健康チェックはありがたかった。 ・ 節目の年齢で検診を行うことにより、関心も高まり、予防にもなった。 ・ 50歳、60歳と受けて大変助かったので、無料で受けられるナイスミドル健診は続けてほしい。 ・ 検診を増やしてほしい。継続すべき。 ・ 無料や低価格の検診は助かっている。医療費削減のためにも継続すべき。 （賛成） ・ 職場や個人で検査を受ける人も多いから。	・ 本市では、がんによる死亡は男性が昭和 50 年から、女性が昭和 60 年以来、死因の第 1 位となっており、壮年期のがんによる死亡率も国全体と比較して高く、壮年期死亡率の減少、がん対策は重要な課題となっています。 ・ 本市では、通常のがん検診に加え、40 歳、50 歳、60 歳の節目年齢の方に、本市が実施する胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん(女性のみ)、乳がん(女性のみ)検診と、歯周疾患検診、骨量検査をセットで無料で受診いただける総合健康診査(ナイスミドルチェック)を平成 8 年度から実施しております。 ・ 本事業については、がん検診を無料で総合的に受診できることから、対象年齢での受診者数は増えていますが、翌年以降の受診者数は減少し、本来の目的である「今後の継続的な受診の動機づけ」につながる効果が明確ではないことから、平成 24 年度は市民への周知期間とし、平成 25 年度から廃止することとしているものです。 ・ ちなみに、比較 4 市（横浜市、名古屋市、京都市、神戸市）のうち神戸市のみが、40 歳の方を対象に 5 種類のがん検診を無料で実施していますが、他の 3 市では本事業と同様の事業は実施されておりません。 ・ また、平成 21 年度から、国において、がん検診受診率向上策として「がん検診推進事業」が実施されており、本市でも、本事業とは別に対象年齢の方に子宮頸がん・乳がん検診、平成 23 年度からは大腸がん検診を無料で受診いただける事業を実施しているところです。 ・ 早期発見・早期治療によりがんによる死亡を減少させるためには継続的ながん検診の受診が重要なことから、民間企業等と連携しての周知広報活動を実施、女性特有がんについて、女性スタッフ対応可能医療機関のホームページでの情報提供、保育ボランティア付集団検診の実施など、受診しやすい環境の整備等に取り組んでいるところであり、今後とも、より効果的な受診率向上策を検討してまいります。

あいりん施策関連	福祉局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの - 大阪社会医療センターは存続すべき。 - 入院機能をなくすことは、医療サービスの機能低下を招き、路上や孤独死の増加につながる恐れがある。 - 地域の様々な団体の声を聴くべき。 - あいりん地区住民に対する全面的な医療援助は必要。 - 日雇い労働者が減ったとはいえ、医療センターの無料低額診療により受診でき、必要な場合にすぐに入院できるシステムの必要性には変わらない。 - 市長は西成区を良くしようという姿勢であると思っていたが、あいりん地域は西成区ではないのかと感じる。あいりん地域への差別的意識がまだ残っており、あいりんを支えてきた NPO など協力体制を組めず、環境改善には程遠い。あいりん地域の現状を自らの目で確認してほしい。 - 公募により地域実態を理解しない業者が請け負った場合、地域や労働者とトラブルになるのではと懸念。 - 特区構想もあるようだが、切り捨てただけなら誰でもできる。 - あいりん生活道路環境美化事業、高齢日雇労働者等除草等事業への競争性の導入は慎重な検討が必要。釜が崎の総合的対策の検討と切り離すべきでない。 - 事業を公募するならば、入札は特掃事業になじまない。あいりん地域の実情を知り、配慮できる団体を選定すべき。現在の自立支援の水準を下回らないような選定基準を定めるべき。できるだけ長期間同一団体が事業実施できることが必要。最低限「公募型プロポーザル」方式とするべき。 - 貧困ビジネスに事業を提供する事態に繋がる。 ●個人的な事情など - 競争入札ということになったら、どんなやり方をされるかわからないし、頑張れなくなる。 ●その他	大阪社会医療センターは、あいりん地域並びにその周辺の生計困難者等に対して、無料低額診療をはじめとする必要かつ迅速な医療の提供を行っています。 しかしながら、センター開設から 40 年以上が経過し、現在、生活保護受給者が患者の大部分を占めるようになっており、日雇労働者への施策という当初の意義が薄れています。 また、医業費用が高いため、医業収支比率が低く、今後、効率的な運営形態に向けた見直しを行う必要があります。 現在、建物の耐震化への対応を含め、今後のあり方について検討しており、平成 27 年度を目途として、医療サービスとしては、診療所機能に特化することとしています。 なお、入院機能については、必要な患者が速やかに入院できるよう別途確保を行います。 あいりん生活道路環境美化事業及びあいりん高齢日雇労働者等除草等事業は、長引く経済不況により、大幅に日雇求人が減少しており、野宿を余儀なくされるおそれのある日雇労働者が依然として多い状況にあることから高齢日雇労働者の就労機会を創出し、自立生活を促進するとともに、環境美化を図ることを目的とし、特名随意契約で委託により実施しております。 本事業については、平成 25 年度から公募化を実施しますが、本事業は単に清掃を行うことを目的としたものではなく、就労機会の創出と自立支援という目的をもった事業であり、価格のみによる競争入札に適しないため、企画競争方式（プロポーザル方式）による公募化を行うこととします。

・ 社会医療センターについて、当初の意義が薄れている根拠がない。 ・ 【ベッドの利用状況・利用者の内訳】で生保 96.4%とあるが、支払いのできない労働者、野宿者も入院になれば、大阪市の生保の医療保護になるので、生保＝居宅保護ではないのではないか。 ・ 特別清掃は自立意識なしでは意味がない。 ・ 府市が連携し、地域内に入院設備を確保する必要がある。 ・ 入院病棟をなくすのではなく、通院している労働者、野宿者については救急を受け入れるなど、少しシステムを変えるなどしてはどうか。 (賛成) ・ 生活保護が突出して多い地域に手厚く福祉の予算をかける必要はない。	
---	--

上下水道料金福祉措置	福祉局・健康局・こども青少年局
意見概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なものなど - 減免制度は大阪市の独自性優位性。制度維持を。市民いじめはやめて。 - 弱者切捨て。高齢者の生活を守って。減免福祉措置はぜいたくではない。 - 低所得者への具体策がない。貧困者救済に生きた税金を使うべき。 - 重度障害や高齢などの人は働きたくても働けないのに、支出だけ上がるのはおかしい。 - 今までの大型公共投資などの市財政のツケを市民に押し付けるのは本末転倒。 - 水は生命に関わる最低限の保障。地方自治の本旨に基づく住民福祉の立場から減免廃止は許されない。 - 対象世帯は生活保護を受給していない。正確な実態把握を。 - 単純に他都市状況を比較するのではなく、大阪市として考えてほしい。 - 減免する額を一定期間減らしてみても対象世帯に及ぼす影響を把握することが必要では。 ●個人的な事情など - 年金生活がますます厳しくなる。弱者にどうしてしわ寄せが来るのか。 - ありがたい制度なので無くさないでほしい。 - いきなり全廃はあまりに厳しい。必要性の議論を検討してほしい。 10 m²減免は継続してほしい。一人暮らしではそこまで使わず、過払いが生じる。 - 生活弱者には1,500円程度の負担でも生活に重くのしかかる。まず、低所得者対策の見直しをどうするか考えるべき。 - 生活保護を受給していない低所得者には厳しい。生活の実態を見て。 - お風呂は欠かせない。水道料金のこれ以上の負担は大変。水道事業は黒字。 ●その他 - 所得制限や減免額の見直しなど、全面的な廃止にならないよう強く要望する。 - 減免廃止は段階的に実施するべき。 - 柴島浄水場を売却せず、大口利用者に負担	本制度は、昭和48年3月の水道料金の改定に伴い、67歳以上の高齢者世帯、生活保護世帯、母子世帯及び重度障害者世帯の負担軽減を図ることを目的に、昭和48年4月から各世帯の水道料金の基本料金の免除を行い、昭和50年4月には下水道料金についても基本料金の免除を行っています。 その後、高齢者世帯について、制度の拡充を図るとともに、平成11年10月には、精神保健福祉手帳1級を所持する方が属する世帯や、父子世帯についても対象としました。 また、生活保護受給世帯については、保護費との二重給付ということで、平成18年9月末をもって減免を廃止したところです。 現下の厳しい財政状況のなか、受益と負担の明確化など施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しを行っていく必要があることから廃止することとしています。 なお、廃止にあたっては経過措置を設け、平成25年10月からとするとともに、今後は、真に支援を必要とする高齢者、障害者等に対する支援施策を再構築してまいります。

を求めて減免制度の継続を求める。 (賛成) ・ 減免廃止賛成、例外的に低所得者対策を。 ・ 受益と負担を考えると廃止は当然。 ・ 一部に不公平もあるので上下水道料金福祉措置は廃止するべき。	
--	--

民間社会福祉施設職員給与改善費	こども青少年局
意見概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なものなど ・ 民給費を利用することでベテランの先生を確保し、長く勤めてもらうことで、保育園は利用者にきめ細かな対応ができる。 ・ 経験の浅い保育士と豊富な保育士の給与が同じなのは、おかしい。保育士になろうとする人が減る。 ・ 賃金労働条件が悪く人材確保が困難で、勤続年数が業界中最低。 ・ 職員が長く働き続けられることで、キャリアを積み、子どもたちの支援にも幅が広がる。 ・ 公務員の保育士との格差があり、現在の施策は必要。 ・ 保育士の仕事は勤務時間内にしきれない程たくさんあるので、その仕事量と責任に見合った給与が支払われるべき。 ・ 民給費は、保育の質を維持するため、職員の確保と定着に大きな役割を果たしている。 ●個人的な事情など ・ 今でも労働に見合っていない給与なのに、さらに減額されると生活できない。 ・ 民間給与改善費があってやっと暮らしていける状態。改善費が措置されなくなるとさらに人手不足になる。 ・ 民間の賃金は本当に安い、これ以上苦しくないでほしい。 ・ 若い職員にアドバイスできるベテランの職員が必要で、保育園などの福祉施設には、幅広い層の職員が力を合わせ、知恵を持ちより、利用者のためにがんばっている。 ・ 経験者を切り捨てるようなことはしない。 ・ 資格取得後の人生設計展望が貧しいことは、保育士の減少や質の低下につながる。 ●その他 ・ 民間職員の声を聞きながら、給与水準の見直しをするべき。	民間社会福祉施設職員給与改善費補助金については、本市職員に準じて定めた給与格付と国の保育所運営費基準の本俸の差額を補助することにより、民間保育所の職員の処遇改善を図ってまいりました。 近年、本市職員の給与と国の保育所運営費基準の本俸が均衡してきたため、補助金交付施設数が年々減っております。 また、同様の補助を実施していた大阪府は、既に平成 21 年度末をもって廃止しております。 このような状況を踏まえ、限られた財源を、喫緊の課題である待機児童解消対策のほか、より効果の得られる子育て施策の充実に活用するため、本補助金については廃止としております。 なお、廃止に際し、施設の運営に混乱が生じないように、平成 24 年度については必要な経過措置を講じることとしております。

1 歳児保育特別対策費	こども青少年局
意見概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・児童の健やかな成長と、安全の確保を最優先に取り組むことなどを盛り込んだ、大阪市児童福祉施設最低基準条例案に対する附帯決議を尊重すべき。 ・安全対策に問題が出てくる。 ・親が安心して子どもを保育園に預け働けるよう保育士の数を増やしてほしい。 ・子育てを支援するという大阪市の提案に反している。 ・1 歳児は月齢により成長の差が大きく、基準を見直すと発達に応じた対応が難しくなる。 ・今でさえ保育士の配置基準は不十分。 ・災害時に子どもたちを守りきれない。 ・保育の質が落ちる。 ●個人的な事情など ・現状でも、1 歳児保育に人手が足りず「ヒヤリ」とする時がある。 ・1 歳児は、かみつきのトラブルが多く、きめ細やかな配慮が必要。 ・5 : 1 でも現場の保育は大変。 ・1 歳児は、大人との愛着関係や手厚い援助や介助が必要な時期。発育の大切な時期。 ・散歩や遠足、プール遊びができなくなる。 ・1 歳児保育はかなり労力のかかる仕事。 ●その他 ・元々 5 : 1 にしていたのは理由があるはずで、国基準にそろえなければいけない理由がわからない。 ・6 : 1 の配置基準が、待機児童解消につながるか不明。 ・待機児童を減らすということであれば、他の無駄遣いをやめて保育所を増やしてほしい。 (賛成) ・職員配置 5 : 1 を 6 : 1 に。	本市の 1 歳児の保育士配置基準については、これまで大阪市単独の 1 歳児保育特別対策事業により、国基準を上回る児童 5 人に対し保育士 1 人の配置としてまいりましたが、厳しい財政状況の中、限られた財源を待機児童対策をはじめとした子育て施策の充実に活用するため、国基準に合わせ、児童 6 人に対し保育士 1 人の配置とすることとしました。 現在、比較 4 市（横浜市、名古屋市、京都市、神戸市）のうち 2 市が、国基準に合わせ、児童 6 人に対し保育士 1 人の配置としております。 なお、保育士配置基準を定める大阪市児童福祉施設最低基準条例については、大阪市会で議決された際に、保育を受ける児童の健やかな成長と、安全の確保を最優先に取り組むなど慎重な扱いを行うよう附帯決議がなされており、その趣旨に沿った取扱いに努めてまいります。

教育相談事業	こども青少年局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・ 現在の配置基準が必要。 ・ 拡充すべきであり、小学校単位ぐらいにするべき。 ・ サテライトへのニーズは潜在的にあるはずで、掘り起こしや実情を反映した施策提案が必要。 ・ 子どもたちに安心して過ごせる場所、信頼関係を築く心の芽を育てられるよう守ってほしい。 ・ 教育を敵視するのをやめよ。 ・ 不登校の対応は、様々な原因があるため、大変である。民間や学校の片手間に対応できるものではない。 ・ 不登校児童の減少が見られない中、教育相談事業を盛んにすることは重要。 ・ 子どもの学校教育にかかわる問題の未然防止、早期解決など児童の健全育成に向け必要。 ・ 教育相談事業について、不登校対策の基本方針を明確にした上で、事業のあり方を見直すべきである。 ●個人的な事情など ・ なるべく多くの子どもを受け入れてほしいが、詰め込みは困る。 ●その他 ・ サテライト開設場所削減の正当性根拠が不明。財政削減ありき。不登校の子どもにとって、通う場所が遠方になるとそれだけで社会参加の障壁になる。	本市では、不登校・いじめ等の課題を抱える子どもやその保護者等を対象に相談に応じ、問題の未然防止や早期解決を図るとともに、不登校の児童の社会参加を支援するため、こども相談センターや市内 14 箇所のサテライトにおいて、相談事業及び通所事業を実施しております。 このうち、サテライトにおける通所事業については、社会参加へのステップとして小集団のグループ活動等を基本としておりますが、利用実態として一日平均の参加人数が 2 人未満のサテライトもあり、必ずしも小集団のグループを形成できない場合もあることから、平成 26 年度に開設場所を再検討のうえ、箇所数を 9 箇所に見直すこととしております。 なお、本市における不登校児童生徒の状況は、やや減少傾向にあるものの、中学生の在籍比率が全国平均の約 1.5 倍と高い数値になっており、依然として厳しい状況にあります。 また、複雑な社会状況を反映して、児童虐待や養育放棄など他の要因が重なるケースや不登校等により社会とのつながりが持ちにくくなるケースなど、子どもの抱える教育的課題が多様化・複雑化している現状があり、教育相談事業については、こども相談センターにおける総合的な相談支援体制の中で引き続き推進してまいります。

管路輸送	環境局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●市のあるべき姿など一般的なものなど ・ わずかな予算削減のために、廃止するのは納得できない。 ・ 対案を示すことなく廃止するのは無謀。 ●個人的な事情など ・ 管路輸送システム等に魅力を感じマンションを購入した。市の都合で廃止するのは納得いかない。 ●その他 ・ 世の中の流れに逆行しないように、分別収集に力を入れている。 (賛成) ・ ごみの分別は当然のことである。廃止に反対する住民の声が新聞に出ていたが、怠惰な人間のエゴ。	ごみの管路輸送は、利便性があり、かつ衛生的ですが、投棄物が確認できないシステムであり、ごみの減量・分別といった循環型社会に逆行し時代にあわなくなってきました。 これまで、ごみの管路輸送設備については部分的に設備や管路の更新を行い、かつ日常の修繕等、丁寧なメンテナンスを行うことで、長期間の使用を維持してまいりましたが、既に使用期間が35年を超えており、最近では、南港地区において、輸送管の腐食・穴あきに起因する管内のごみの詰まりにより、約1ヵ月間設備が停止するといったトラブルも発生し、設備全体として耐用時期が迫っており、今後運転を継続することは困難と考えております。 これらのことから、本市としましては、管路輸送について、森之宮地区は平成24年度の森之宮工場の廃止と同時に、南港地区については平成26年度に廃止とし、車両によるごみ収集へと切り替えていきたいと考えています。 車両収集への切り替えにあたっては、地元住民の方々へ丁寧な説明を行い、その中でご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

新婚世帯向け家賃補助	都市整備局
意見概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なものなど ・ 若い人に重点を置いた施策と言っているのだから存続をお願いする。 ・ 「現役世代優遇」という市長の発言と矛盾。若い世代は給料が安い。若年層支援として継続を。 ・ 新婚さんは将来命を生み出す可能性が有る。少子化対策として有効。 ・ 新たな人材のスタートを大阪市で始めるための大事な施策。 ・ 今後、大阪市で住み、働き、税を納める人を育てるべき。 ・ 家賃補助を受けた多くの人が大阪市民として残っている。大阪市の高齢化、貧困化のブレーキとなる。 ・ なくなると若い人が市外へ出ていく。地域から活気がなくなる。 ・ 若い人がいなくなり、活気が失われ、税金等があがるのではないか。市の財政も苦しくなるのではないか。 ・ 本末転倒。若い人が本当に大変な今、廃止してどうする。少子化対策として、大阪市の発展のためどんどん増やすべき。 ・ 市の施策の中でも特に喜ばれていた制度は存続してほしい。 ・ 結婚しても大阪市に住み続けたい若者のためにもぜひ存続させてください。 ・ わざわざ大阪市に越してくる人もいるくらい良い制度。若者に夢を与える制度。 ●個人的な事情など ・ いきなり新規募集停止にしないで。 ・ 若い世帯は金銭的にたいへん。絶対なくさないでほしい。廃止反対。 ・ 大阪市内の家賃は高額であり制度が廃止されてしまうと住み続けることは困難。 ・ 勤務会社には住居手当がない。若い新婚・子育て社員は、生活が苦しい。制度に救われている夫婦はとて多い。 ・ 将来結婚して市内に住みたい。 (賛成) ・ 家賃も下がり空室も多く簡単に入居できる。時代に応じて変形させていくべき。	新婚世帯向け家賃補助制度は、若年層の都市居住を支援し、活力あるまちづくりを進めるため、平成３年度から実施しているもので、若年層の市内への呼び込みや市外転出の抑制などに効果的な施策であると考えております。 一方、本市では、ここ１０年間は約５００億円の通常収支不足が見込まれているなど、非常に厳しい財政状況の中にありますが、都市の成長の担い手であると同時に社会保障制度を支える中心である現役世代、その中でも「こども」「教育」「雇用」といった分野に投資の重点を転換することにより、大阪の活力を取り戻し、その効果を高齢世代にも還元するという考え方のもと政策の転換を図ることとしています。具体的には、平成２４年度当初予算において、乳幼児医療費助成制度や中学校給食事業などの事業に税等ベースで約８１億円を先行して計上したところです。また、今後、小中学校のＩＣＴの充実など他都市に例を見ない取組みを進めることとしております。 こうした新たな事業等に必要な財源を捻出するため、新婚世帯向け家賃補助制度については、すでに補助対象となっている世帯については、引き続き受給していただきながら、新規募集を停止して段階的に廃止してまいりたいと考えております。 なお、現役世代の定住をより促進させる観点から、分譲住宅を購入する新婚世帯等を対象に、ローン残高に対する利子補給を行う制度を創設してまいりたいと考えております。 また、地域の実情に応じた、若年層に対する支援策については、引き続き別途検討してまいります。

・ 財政不足なら廃止。予算枠をうまく都市魅力アップなど他事業に転用できる制度設計に期待。 ・ 補助のお金より、環境で引き寄せる魅力あるまちづくりに期待。 ・ 補助するにしても 10 年間住むなど条件設定をするべき。	
---	--

多様な体験活動の実施	教育委員会事務局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・ 教育者側の責任と義務を放棄する材料に使うべきでない。 ・ 個人の趣味の問題、個人の責任で習得すべき事項と言いたいのか。 ・ 郷土・地域に眼を向け積極的に関わる態度育成に役立つ。 ・ 子供達が成長する段階で、給食を例にとっても体験活動は必要。 ・ 体験学習は絶対に必要。自治体で子育てと学校の応援をすべし。 ・ 人間性を壊す競争教育はダメ。 ・ 色々な体験の中で子どもたちは成長していく。 ・ 子育てしやすい大阪市にする約束ではなかったか。 ・ 子どもや保護者が選択できるというのは格差に通じる。 ・ 学校が間に介在するのではなく子供や保護者が選択できなければ意味がない。 ・ 子どもを笑うまちにせよ。 ●個人的な事情など ・ 芸術文化体験学習を子どもたちが楽しみにしている。 ・ 演劇鑑賞等で本物の文化にふれたことは教育上大切。 ・ 多様な体験活動費の芸術鑑賞費が公費としてあるおかげで、どんな小規模校でも、また、親から徴収するのが困難な地域の学校でも、学校で本格的な音楽鑑賞や劇観賞が年一回はできるようになった。 ●その他 ・ 緩和の理由が理解不能 ・ 個人が選択する仕組みの導入とは、例えばどういうことか。	多様な体験活動事業は、学習指導要領に基づき、教育課程内の位置づけで、学年単位、学級単位で授業の一環として取り組む教育活動です。 しかし、現在の事業実施方法では、芸術文化体験活動を必須とし、また、予算の執行に一定の条件を付すなど、学校独自の取り組みを行う場合に制約があり、それぞれの自主性や創意工夫が十分反映されないという課題がありました。 このような課題を踏まえた今後の再構築にかかる基本的な考え方としては、特色ある学校づくりをすすめるために、従来の教育委員会が提示する体験項目の中から選択するというものではなく、校長がマネジメントを最大限発揮し、目指す学校づくりにふさわしい事業を計画し、その内容を決定する過程において、体験メニュー等を児童・生徒自身が選択できる仕組みを取り入れていくものとします。 なお、先進的・効果的な事業を実施した学校に対して、重点的に予算を配分するルールを導入し、本市のすべての学校において児童・生徒が体験活動等を通して各教科を横断する知識、技能の習得が可能となる施策の検討をすすめてまいります。

男女共同参画センター管理運営	市民局
意見概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なものなど ・「第 3 次男女共同参画基本計画」では活動拠点施設の充実が掲げられている。とりわけ相談業務は重要で、女性が抱えている悩みについて、安心して相談できる場所の確保が必要。 ・DV などは身近なところで相談しにくい。区役所は土日が休館で、平日の開館時間も短い。ろんなニーズに対応できず、代替は不可能。専門員もいない。 ・廃止により、これまでに蓄積された資料・情報・人材を無くすことは大きな損失、5 館廃止に反対。 ・女性の集う場、活動拠点となっており、女性がさらに元気に楽しく生活するために必要な施設。 ・多くの女性たちと一緒に作り上げてきた施設であり、男女共同参画が進んでいないわが国で、施策の後退につながるセンターの廃止は反対。 ●個人的な事情など ・私たち市民が集い、趣味や学習などができる会館が少ない。 ・子供とともに、気軽に頻繁に使える施設であり、とても有益。 ・結婚して子育てに悩んでいた頃に助けられた。大阪都になれば 1 区 1 館にしてほしい。 ・区役所では対応できない専門的なスキルで私たち女性の人権を守ってくれている。 ・中央館は大阪市全体の女性会で数多く使用している。せめて中央館だけでも存続を。 ●その他 ・見直し案には根拠が示されていない。 ・もし廃止なら、クレオの専門員を区にまわしてほしい。 (賛成) ・見直しには賛成だが、各館ごとに廃止を検討すべき。 ・大変良い講座等があるので、施設はなくても良いかもしれないが、同じような講座を区民センター等で開催してほしい。図書室の雑誌	男女共同参画施策は「男女共同参画社会基本法」において地方公共団体がその区域の特性に応じた施策を策定し実施する責務を有するとしており、大阪市では平成 18 年に「大阪市男女共同参画基本計画」を策定し、この計画に基づき、男女共同参画センター（クレオ大阪）を拠点として、情報提供事業、啓発事業、相談事業などを実施しております。 市民利用施設の見直しの基本的な考え方としては、「全市的なセンター・拠点施設は廃止」とするものの、「施策・事業にかかるソフト機能については区・地域レベルへ移転する」としていることから、男女共同参画センター（クレオ大阪）5 館については、平成 26 年度に男女共同参画の拠点施設としては廃止し、情報提供事業、相談事業、啓発事業については、市民の身近な区役所や区民センター等で地域のニーズに応じて実施するとしたところです。 男女共同参画施策は、地方公共団体の責務として、区域の特性に応じた施策を実施する必要がある、御意見にもある「安心して相談できる場所」のあり方については、一般的な相談・啓発・情報提供事業等は市民に身近な施設で実施する一方、身近な場所では実施しにくいDV相談等については全市的な機能を果たす施設で対応することも検討する必要があると考えております。 拠点施設として全市的に担うべき機能については、これまで蓄積した専門性を活かしつつ、男女共同参画事業と関連が深い他の機能とあわせて実施するなど多機能化を図りながら、大阪市全体として施設の有効活用ができないかといった観点から、今後、更に検討を加える必要があると認識いたしております。 引き続き、これまで築き上げてきた男女共同参画施策を後退させず、かつ多くの皆様方に浸透できるよう努めてまいります。

も区民図書館で貸し出すようにしてほしい。 ・個人の趣味のセミナーに税金を費やす必要はない。 ・公金はより多くの人に使われるべき。	
--	--

子育て支援	こども青少年局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの - 事業整理は支援場所・拠点を閉鎖することではなく、市全体で子育て支援の枠組みをつくること。 - 子育ていろいろな相談センターで悩みを持つ母親が助けられている。 - 子育ていろいろな相談センターは、地域の子育てサークルやネットワーク作りに必要不可欠。コリアンにとっても有効利用できる施設。 - 子育て相談センターは廃止せず専門性を高めて充実発展させてほしい。 - 子育ていろいろな相談センター廃止反対。 - 少子化対策を真剣に考えているのか。 - 大阪の未来を奪う、福祉を敵視する政治をやめよ。 - 地域でのコミュニケーションの場をこれ以上少なくするのは反対。 - 予算カットは虐待が増える要因になる。 - 教育行政基本条例第8条2項の趣旨に反している。 ●個人的な事情など - 相談は区役所だけでなく、もっと身近に行けるところに増やしてほしい。 - 子育ていろいろな相談センターから遊具を借りていたから、なくなったら困る。 - 子育て中だが、核家族なので助けてもらえるオアシス。 ●その他 - 華やかで目に見える事業だけでなく、地域に住むあらゆる市民の生活に寄与する施策を行なってほしい。	子育ていろいろな相談センターは、子育てに関する相談・情報提供の中核施設として、「子育て相談」をはじめ、子育てワークショップなどの「子育て支援講座」の開催、「子育て支援情報の提供」を行っています。 また、子育て支援ボランティアの養成や各区子ども・子育てプラザ（以下「プラザ」という。）等、地域の子育て支援関係者の人材養成、子育てサークルなどのネットワークづくりなど「地域の子育て支援機関に対する後方支援」を実施しています。 子育ていろいろな相談センターの施設につきましては、平成26年度に廃止としておりますが、担ってきた機能につきましては、そのノウハウを継承し、スムーズな区への移行を進めていく必要があると考えております。 今後、より身近な区・地域における子育て支援を充実させるため、「子育て相談」については、区役所あるいはプラザにおいて、また「子育て支援講座」及び「子育て支援情報の提供」についても、各区プラザにおいて、それぞれ実施することとしております。 プラザをはじめとする地域の子育て支援機関の専門的な人材養成や子育てサークルへの支援などの「地域の子育て支援機関に対する後方支援」の機能については、中間支援組織の活用を図るなど、効果的に実施することが必要と考えております。 現在の子育ていろいろな相談センターの施設は、平成25年度限りで廃止することとしていますが、「地域の子育て支援機関に対する後方支援」の機能については必要と考えており、同機能を果たすために必要となる施設については、本市施設の全体最適化（多機能化・複合化）を図る中で検討を進めてまいります。

子育て支援（子ども子育てプラザ）	こども青少年局
意見の概要	本市の考え方
（反対） ●あるべき姿など一般的なもの - 福祉の後退、地域密着の取組を阻害。 - 子どもを産む女性にとって必要な施設、少子化の歯止めになる取組を。 - どの校区の子も利用できて仲間も作れる大事な居場所。 - これ以上職員数が減ると小中学生への対応に影響が出る。正規職員を減らさず増やしてほしい。ファミリーサポートセンターとの統合により 1 箇所あたりの職員数を減らさないでほしい。 - 市場化や価格競争に依らず、公的な責任で誰もが安心して子育てしやすい地域づくりに結び付くよう、拡充希望。 - 子育てが難しい状況の中、色々な場所に相談できるところがあった方がよい。もっと身近に行けるところに増やしてほしいくらい。 - 難病患者・慢性疾患患者にとってより身近な場所に集える場所があり、情報の発信の場があることが重要。 - 区社協やボランティアなど様々なつながりのなかで育児不安や虐待などから親や子どもを支えるアプローチをしている。行政が責任をもって子どもの育ちをサポートする必要がある。 - 今までどおり、地域の中で専門性をもった子育て支援ができるよう社協が運営してほしい。 - 計画のない利用中止は理解できない。存続のため照明費などをとってもらってもよい。 ●個人的な事情など - 中央区島之内「子育てプラザ」を頻繁に利用。とても良い。スタッフもよく声をかけてくれる。有料でも残して。 - 子育てについていろいろ相談できると助かる。 - 子ども同士で遊べるし、親同士も子どもについて共通の会話が行えるなど、コミュニケーションを取るのに役立つ。 - 子どもを預けてセミナーへ行けたりするので助かる。	子ども・子育てプラザ（以下「プラザ」という。）は、乳幼児とその保護者、小・中学生や地域の子育て支援者などが集い交流する場の提供や、講座やイベントの開催、子育てに関する各種情報の提供など、子育て中の方々や地域の子育てサークル等を支援するため、様々な事業を実施しています。 これらの事業は、子育て活動支援事業、地域子育て支援拠点事業及びファミリー・サポート・センター事業であり、現在、各事業が連携しながら運営しております。 今後も、一体的に運営していくことが必要と考えていることから、市場から最適なサービスを調達し、区の実情に応じた事業実施となるよう、平成 25 年度からプラザ内で実施している事業を合わせて、区ごとに事業者の公募を行います。 また、平成 26 年度からは区長が配分された財源（24 箇所から 18 箇所）の下で、各区の特性や地域の実情に即して、新しい基礎自治単位を見据えた施設の適正配置を行っていく観点から、施設のあり方について検討を進めます。

・ 手話サークル活動の場として継続して使用したい。 ・ 子ども子育てプラザを減らさないで。遊び場が無くなる。 ●その他 ・ 母親同士のコミュニケーションツールとして、撤廃された週刊誌を復活してほしい。 ・ 競争性の意味するところが不明。 ・ この項目だけ他都市を持ち出すのは疑問。 (賛成) 見直し案に賛成。	
--	--

住まい情報センター他	都市整備局
意見概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なものなど (相談事業、普及啓発事業) - 相談事業等は民間では担えない。住宅情報の提供の民間任せに反対。中立の立場から住宅情報を発信することが必要。 - 相談事業について、一般相談は区役所で、専門相談は広域的な対応をとるべき。 - 住まいに関する相談については、専門的な知識・人材等が必要。 - 情報等はセンターで一元管理し、各区に派遣するのが良い。 - 普及啓発事業は区レベルでは実現できない。 - ワークショップやセミナーなど興味深く有意義な企画を多数開催している。 (住まいのミュージアム) - 大阪の住文化を学べる貴重な場。他には例のない展示・体験型のユニークな施設で、大阪市の社会教育施設として貴重な存在。 - 大阪の住まいと文化を子どもたちに伝える貴重な施設。住環境向上の教育の場。 - 廃止は、大阪は文化不毛の地との誹りを受けかねない。 - 天神橋筋商店街という大阪の名所にある意味も大きい。 - 利用者は市外からもあり、府との協働運営も検討すべき。昔の暮らしを後世に伝える施設として存続し、広域的連携を視野に運営方法を検討すべき。 ●個人的な事情など (相談事業、普及啓発事業) - 家のリフォーム等、公に相談できるところがあれば安心。 - 引越しの注意を聞いたり、とても役立ったため残してほしい。 - 区役所や他の施設ではやってもらえない。 - 楽しいイベントや役立つセミナーが多くあり勉強になっている。 (住まいのミュージアム) - 展示内容が非常に興味深い。貴重な建物を今のまま残して市民に楽しませてほしい。	住まい情報センターは、住まいに関する各種の情報を総合的に提供するとともに、大阪の住文化に関する資料の収集、保管及び展示などを通じて、市民の住生活の向上や市民の文化の向上等に寄与することを目的とした施設です。 また、住まいのミュージアムについては、単に「見る」だけでなく「体感する」ことにより誰もが知的感動が得られるよう展示が工夫され、また小中学生の体験学習施設として利用されるなど、昨年度は約20万5千名の方にご来館いただいております。 こうした状況も踏まえ、今般、素案では、公民の役割分担、区レベルでのきめ細かな実施といった観点から果たすべき役割を整理し、以下の見直しが必要と考えております。 (相談事業、普及啓発事業) 住宅情報の提供について、民間の新築物件や空き家情報などの物件情報の提供については、民間で実施していただくこととします。 市営住宅などの公的住宅や大阪市の施策などの公的な住宅情報の提供、一般的な相談やセミナーなどの啓発事業については、より市民に身近な区役所において、地域の実情に応じて対応することが望ましいと考えております。ただし、現在のサービスの質の低下を招かないようにするため、区役所を支援する仕組みが必要と考えています。 また、区役所単独での対応が困難と思われる、より高度で専門的な相談や、住まい情報センターを拠点に多くの専門家団体やNPO等で構成される「住まい・まちづくりネットワーク」を活用したセミナー等については、複数区連携により一元的に対応することなど、効率的に実施する必要があると考えています。 こうした全市的なセンター機能を担う施設については、本市施設の全体最適化（多機能化・複合化）を図る中で検討を進めてまいります。 (住まいのミュージアム) ミュージアムについては、現在、府市統合本部の都市魅力戦略会議において、都市魅力関連施設の一つとして議論されており、同会議の見解も踏

●その他 ・ どういう根拠で廃止や統合なのか、理由がわからない。 (賛成) (住まいのミュージアム) ・ ミュージアムの再編には賛成であるが、より予算を付け都市の魅力をアピールするあり方を模索し戦略的に位置付けるべき。 ・ 再編の方策としては、歴博と双方の知的財産を活かし、中之島付近での再編など。 ・ 統合は理解できる。ただし統合方法など十分な検討が必要。	まえ、現在の指定管理期間が終了する平成27年度末までに、より多くの市民の方へ大阪の住まいの歴史や住文化に関する情報の発信、効率的・効果的な運営といった観点を踏まえた持続可能なスキームが構築できるよう検討していきます。
--	---

国際ビジネスプロモーション活動・大阪市内への企業誘致・市内企業の再投資促進	政策企画室
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●市のあるべき姿など一般的なものなど ・ 事業所の立地の選択は、交通アクセスや物流、労働者の確保等の観点から行うので、基礎自治体でやるべき。 ・ 企業・大学等立地促進助成金については、比較４市においても行っているので、大阪市もやるべき。	企業誘致は、広域自治体・基礎自治体が一定の役割分担のもと連携して取り組む必要のある事業であり、広域的なプロモーション活動など、広域自治体がイニシアティブを取るべき事業と、地域への立地支援など主に基礎自治体が分担すべき事業に整理し、実施していくこととしています。 今後の企業誘致活動は、「国際戦略総合特区」に指定された「大阪駅周辺地区」及び「夢洲・咲洲地区」を中心にメリハリをつけて実施していくこととしており、全市域で適用していた企業誘致助成制度を「特区」エリア限定のインセンティブとして制度設計を行っているところです。 なお、こうした動きに連動し、大阪府の一部の助成制度につきましては、市の助成制度の適用がなくても大阪市内で適用できるよう、府において制度改正を行っていただいたところであり、今後とも、府市緊密に連携を図りながら、企業誘致を推進していきたいと考えております。

海外事務所運営経費事業	政策企画室
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・ 市民・企業にとってもメリットがあり、これまでの功績をなくすような施策は賛成できない。 ・ 企業も多く、海外進出の手助けになっているのではないか。 ・ 産業・文化ともに多くの国と自治体レベルで繋がるべき。 ・ 観光大阪を推進するなら、広報の拠点が必要 ・ グローバル都市としての魅力を失う。社会福祉や文化等の相互交流の種を育てる機能がなくなる。 (賛成) ・ デメリットがないようであれば賛成。	・ これまで各海外事務所が培ってきた人的ネットワークを引き続き活用しながら、日本貿易振興機構 (JETRO) ・外務省等既存の海外機関や大阪府ビジネスサポートデスクとも一層連携を図り、今後とも国際交流活動を推し進めます。 ・ 姉妹都市やビジネスパートナー都市などについては、これまでの関係を維持・活用し、今後も相互にメリットを追及します。

長居障害者スポーツセンター・舞洲障害者スポーツセンター	福祉局
意見概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なものなど ・ 障害者の社会参加につながる大切な施設。利用者も多い。 ・ 障害者の自立を促進するためにも、無料で存続すべき。 ・ 病気回復・体調の維持・リハビリを行う重要な施設。 ・ 弱者を大切に作る社会にしてほしい。 ・ 障害者の楽しみや希望を奪うな。 ・ 長居は優れた社会的資源であり、大阪市が運営を放棄するのは、障害者の切り捨てである。 ・ 立地条件の良い長居は絶対に存続してほしい。 ・ 長居は大規模改修を行い存続すべき。 ・ 障害者が安心して宿泊できる施設は少ない。舞洲は障害を持った人たちが安心して宿泊できる。 ・ 舞洲障害者スポーツセンターは全国的にも進んだ機能や様々な配慮がされた施設で、遠方の障害者団体も利用している。実績を評価してさらなる充実を希望。 ・ 舞洲はパラリンピック出場選手の練習拠点となっている。 ・ 府に移管して存続の道もある。 ・ 観光都市大阪の役割を担う一面もある。 ●個人的な事情など ・ 施設の有用性を身を持って感じている。 ・ 私たち障害者の楽しみを奪わないでほしい。 ・ 長居・舞洲の2つを残してほしい。大阪南部に住む者にとって舞洲はとても遠い。北部の人は長居が遠い。車椅子で生活する者の苦労を考えてほしい。 ・ 「市外利用者の負担を検討」とのことだが、実際には府下で同様の施設は5か所しかないため、市外利用者が発生するのは当然である。市外利用者はセンター利用のために既に交通費を負担したりもしているため、更に市外利用者の負担が発生しないようにしてもらいたい。	障害者スポーツセンターは、スポーツ活動を通じて、障害者（児）の健康の保持や体力の増進、二次機能障害の予防に努めるとともに、障害者の自立と社会参加の促進を図っており、今後も必要な施設と考えています。 そのため、長居障害者スポーツセンターにつきましては、大規模な更新時期までは継続することとし、その間に、府市統合本部での論議を踏まえ、広域的な連携による管理運営に取り組みます。 舞洲障害者スポーツセンターの宿泊施設につきましても、収支均衡策を講じながら、障害のある方が安心して宿泊できる機能を活用します。 運営コストの縮減を図るため、市外利用者の負担を検討していきます。

(賛成) ・ 利用率向上のために時間帯により健常者にも低料金で開放してはどうか。大阪市内在住者にも利用料の負担をお願いしたり、改修工事費に充てるための募金活動、バザー活動等障害者団体側にもできることはある。 ・ 全て無料は社会的に見ておかしい ・ 舞洲は、経営上、市外利用者負担はやむを得ない。	
--	--

環境学習センター	環境局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・ これからの日本社会のあり方を考えるうえでますます重要な課題である。 ・ 他に先駆けてやるという姿勢が伺えない。低位平準化に走るのか。 ・ 環境、福祉、教育、文化、医療への施策は全部ムダなのか。 ・ 環境を考えていく次世代のため廃止は止めてほしい。 ・ 教育行政基本条例第8条3項の趣旨をふまえるべき。 ・ 環境問題はこれから大切で、子どもや市民が学習できる施設は、行政の責任で続けるべき ●個人的な事情など ・ 近くにあり親しんで立ち寄れる場所。また、親が知らないことも遊びながら学べ、廃止は残念。	地球温暖化やごみ減量、生物多様性の保全、エネルギー問題等、今日の環境問題は市民生活や企業活動と密接に結びついており、すべての市民が環境について学び、主体的に環境問題に取り組んでいけるような施策は重要であると認識しています。 本市では、環境学習事業について、基礎自治に関する事業に特化し、それ以外の事業は廃止するという観点から、今後は市民の方に身近な各区役所において、環境講座等の事業をきめ細やかに実施することといたしました。 また、教育委員会と連携し、市内小中学校で使用する副読本「おおさか環境科」を作成するなど、学校教育の場における環境学習も進めています。 なお、同センターのあり方について、大阪府と協議するとともに、企業のCSR（社会的責任）等を活用した民間活力の導入を検討するなど、市税を投入しない形での維持について引き続き検討します。

大阪バイオサイエンス研究所	健康局
意見概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なものなど ・多くの成果を上げており、大阪市が誇る世界的な研究所。 ・廃止は大阪、関西、日本にとって大きな損失。 ・科学技術発展のために重要。 ・一旦廃止すると、再生には莫大な経費がかかる。 ・特区事業をリードしていくうえで重要。 ・多くの人が悩んでいる病を研究している。 ・基礎研究に自立化を求めることに疑問。また、短期間で投資資金を回収できるものではない。 ・広域や他法人への移管など、存続の可能性を探るべき。 ・研究者の流出にもつながる。 ・中長期的には大阪市の納税者にも還元されるはずなので、今後ともサポートを続けてほしい。 ●個人的な事情など ・難病に効果のある画期的な薬が作られようとしており、私たちの希望となっている。何とか今まで通り補助を続けてほしい。 ●その他 ・世界的な研究所をつぶすことの必要性を市民に分かりやすく説明してほしい。 ・短期間の方針転換は理解できない。 (賛成) ・一都市ではなく、府や国レベルで負担するべき。他機関との統合なども検討しては。 ・研究機関は、自ら研究費を外部から獲得して運営するべき。 ・財政難のため理解できる。	・大阪バイオサイエンス研究所は、大阪市の国際化・高度技術化等の時代の要請に応じ、バイオテクノロジーの基礎研究で世界レベルの研究活動を行うべく、昭和 62 年に大阪市制 100 周年記念事業として、本市及び民間企業の出捐により設立されました。 ・研究所における研究調査事業は、日本のバイオサイエンス分野の学術、技術の振興を促し、ひいては本市産業の振興と市民生活の向上に寄与するものとして、開設以来本市として運営補助を行う一方、国や民間などからの数多くの科学研究費補助金や研究委託費を受けながら、現在は主に脳科学を中心に様々な先進的な研究を進めております。 ・また、現在、大阪や関西の成長戦略において「医療分野」は重要な位置を占めている中で、当研究所は多くの「先端医療技術開発」のシーズを有し、また共同研究や人的交流により築いた人的ネットワークにより今後も企業・大学との共同研究・開発の可能性があると考えております。 ・しかしながら、同研究所がもたらす効果は大阪市内にとどまらず広く社会全般にいきわたるものであることから、基礎自治行政と広域行政との役割分担のあり方として、今後も基礎自治体である本市が単独で運営補助をし続けることについては、本市の厳しい財政状況からも困難であると認識しており、本市としての補助を段階的に縮減し平成 26 年度末で終了するとしているものです。 ・今後につきましては、これまでの研究成果や研究所が担う役割からも研究自体は継続できるよう総合的に検討を進め、大阪バイオサイエンス研究所自身がより効率的な研究体制への見直しを行うなど、自律的運営に向けて努力していただくことが肝要だと考えております。

(社)大阪フィルハーモニー協会助成及び(財)文楽協会運営補助金	ゆとりとみどり振興局
意見概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なものなど ・大フィル、文楽ともに実績も歴史もあり、大阪が誇りに思える事業だ。補助金の存続を希望する。 ・大フィル・文楽協会は文化豊かな大阪にとってなくてはならない存在。 ・伝統芸術を未来につなぎ後世に伝えることは、現代に生きる者の務めであり、地方公共団体もその責務を担っている。 ・大フィルや文楽は教育の一環である。もっと文化を大切にしてください。 ・大阪フィルハーモニーが行政の価値判断のみによる特定の芸術分野だとは思わない。「文化の砂漠」と揶揄される大阪の文化の発展のためにも助成金削減には反対。外国では公が支援。 ・好き嫌いのある分野であると思うが、後の世代が文楽に触れられるよう補助金の削減はやめてほしい。 ・文楽を大阪の伝統文化として育てることは、大阪の誇り。また、日本の文化としても国際的にも誇れるものだ。 ・文楽はかけがえのない上方の伝統文化。一度消えたら復活は大変困難。歌舞伎のように最良筋に頼らないので、公共からの助成が必要。 ・文楽はユネスコの無形文化遺産にも登録されている。都市格をあげるためにも守ってください。 ・補助金がなくなれば楽団員や芸芸員は金策に狂奔し技能を磨くことがおろそかになるので、文化予算削減に反対。 ・不景気に文化的なものまで無くなると、何が楽しくて生きるのかわからない。 ・大阪は、京都、奈良と比べて、芸術関係が少なく、削減で後継者がなくなってしまう不安。 ●個人的な事情など ・私たちが広く芸術に触れる機会を奪わないでほしい。心のゆとりが奪われる。 ・楽しみにして行っている。	(社)大阪フィルハーモニー協会及び(財)文楽協会への運営補助金につきましては、ともに大阪を代表する芸術文化であることから、その安定的な運営のため、本市といたしましても、これまで補助金を支出し、支援を行ってまいりました。 しかしながら、今回の見直しでは、行政の価値判断のみによる特定の芸術分野、団体に対する支援は見直すこととし、団体運営補助を原則として廃止して、競争を基本とした事業補助への転換を図ることとしております。 ただし、平成 24 年度につきましては、芸術文化の専門家の会議（「文化助成のあり方検討会議」）でのご意見も踏まえまして、次のように暫定的に補助を行うこととします。 (社)大阪フィルハーモニー協会（10%削減） 今後、大阪フィルハーモニー交響楽団は、自治体からの補助に頼らない「自立型オーケストラ」への転換を目指すべきであり、集客増により収入を拡大させるため、演奏事業活動に限定して運営補助を行うこととします。 (財)文楽協会（25%削減） 文楽の振興に向けて、文楽協会、文楽劇場、芸芸員の三者が協力して課題や目標を定め、都市魅力に資する新たな公演等の試みや文楽協会の機能向上に取り組むことを前提に補助を行うこととします。 また、平成 25 年度以降の補助については、両団体の全体の方向性を含めて早急に検討してまいります。 なお、平成 25 年度に府市共同でアーツカウンシルを設立し、競争を前提とした事業補助制度への転換など新たな文化振興策を構築していきます。

●その他 ・ クラシックだけに支出するのは不公平。補助するならロック・ジャズにも支出を。 (賛成) ・ 補助を求めるのはおかしい。	
---	--

コミュニティ系バス運営費補助	計画調整局、交通局、区長会
意見概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なものなど ・収入の少ない高齢者の足、なくすと通院や買い物など行動範囲が狭まる。 ・これからの一層の高齢化に向けて拡充すべき。 ・赤バスは利益を出すためのものではなく、外出が困難な人を支援するもの。 ・赤バスの存続は、利便性のみならず、ノーマライゼーション、交通問題、高齢者の健康増進、地域づくり、まちづくり等様々な効果が期待できる。 ・お年寄りが外出することは国保会計の改善につながり、目先の予算で削減するのは誤り。 ・住民の交通権を守り、充実させることは自治体の責務。憲法、地方自治法に反する。 ・4.4 億円に削減されれば、区長会でいくら検討したところで、継続は到底不可能。 ・利用者の声を聞く検討会を開くなどニーズをひろい、必要性の高いルートは存続するよう検討して頂きたい。 ・地下鉄の黒字で補てんを。 ・国産バスで経費を抑えて、市民の意見を聴き、ルートの工夫などして残してほしい。 ・補助金をカットするのではなく、往復や増便などを行えば利用者も増える。 ●個人的な事情など ・毎日の生活に必要不可欠。 ・赤バスは私達の身近な足。高齢者が増えるのに逆行する考え。 ・幹線バスまで遠い。 ・外出の機会を増やし体力の衰えをカバーしている。 ・赤ちゃんがいると、身近な所にも行きにくい。住んでいる地域で走っているため、とても助かっている。 ・交通が不便な区なので、赤バスが廃止されると、年寄りにとっては不自由になる。 ・高齢者や弱者の足。これに使う税金は市民も納得である。 ・ムダなコースは省いてでも続けてほしい。 ・利用しているため、料金を上げてでも継続してほしい。	・現在のコミュニティ系バス運営費補助事業は、地域住民の日常生活に必要なバスサービスのうち、一定の需要が見込まれるものなどについて、採算性の確保が困難であることを踏まえ、その運行の維持に必要な経費の一部を助成するものです。 ・今後、ニア・イズ・ベターの考え方のもと、地域において真に必要な交通手段の確保に向けて、そのニーズを詳細かつ適確に把握できる区長会議が中心となって、市バスに限定せず、民間事業者の活用も含めて、効率的な事業となるよう、検討を進めてまいります。 ・なお、事業実施に必要となる費用として、比較4市（横浜市、名古屋市、京都市、神戸市）の状況に基づいて算出した4億4千万円をひとつの目途として掲げていますが、これは検討に当たっての上限額ではなく、ひとつの目安として掲げているものであり、事業の経費については、今後の議論の中で検討していくこととしています。

●その他 ・ コースが一方方向なので利用者が少ないのではないか。 (賛成) ・ 利用者は少ないし、バスルートが不便。 ・ 赤字が続いているので運営費削減に賛成。 ・ 利用者が限定的で、バス車両は社福法人等に売却して活用すべき。 ・ バスにかえ、福祉タクシーの導入を。	
--	--

区民センター等管理運営	市民局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・ 市民の交流や潤いの拠点を奪うな。 ・ 市民相互交流の促進、連帯感あふれるまちづくりを強調しながら、素案ではその実現の場を奪おうとしている。 ・ 市内に安価で利用できる大きなホールは不足している。 ・ スポーツ、文化、教養にお金を使わないのは人間心がすさんでいく様で悲しいです。 ・ 区民の活性化のために必要。 ●個人的な事情など ・ 区民センターは市民が気軽に利用できる学習の場で、これからの集いの場として利用したい。 ・ むしろ増やしてほしい。安価で利用できる貴重な施設。 ●その他 ・ 利用率に基づいた見直しは賛成できない。 ・ 小・中学校の空き教室も使用すればよいと思う。 ・ 条例・事業目的の趣旨に沿った運営を望む、企業などの利用で地域活動やサークルで利用できない実態がある	区民センター等の市民利用向けホール機能の規模につきましては、比較４市（横浜市、名古屋市、京都市、神戸市）と比べて高水準であります。会議室等の規模については、水準を下回っております。 そのため、身近な施設である区民センター等は存続し、施設の有効活用を図っていくこととしております。 なお、「市内に安価で利用できる大きなホールは不足している。安価で利用できる貴重な施設なので、むしろ増やしてほしい。小・中学校の空き教室も使用すればよいと思う。」というご意見につきましては、市民利用向けホール機能の規模は、比較４市と比べて本市が高水準であります。会議室等の規模については、水準を下回っていることから、今後、区民センター等の建替え等を行う場合にはホール機能の必要性を検証し、会議室等への転換を図ることとしております。 また、「事業目的の趣旨に沿った運営を望む」とのご意見につきましては、各区役所において要綱を定め、区におけるコミュニティ活動の振興等に直接寄与するものと認められる使用について、優先使用の取扱いを行っております。

委託老人福祉センター	福祉局
意見概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なものなど - 老人福祉センターは地域の中の貴重な施設でありシニアパワーを地域社会に還元できる可能性を持っている。 - 介護予防と高齢者の仲間づくりに役立つ貴重な地域福祉施設。これ以上の縮小は地域にとってマイナス。やめてほしい。 - 元気な老人を増やすためには交流の場が必要。 - 高齢者の楽しみが無くなるので継続が必要。 - 高齢者にやさしいまちづくりが求められるのに、永年頑張ってきた高齢者をいじめてどうするのか。 - 老人は近くのところに行く。反対にもっと増やしてほしい。 - 老人福祉センターの数を減らしすぎ。 ●個人的な事情など - 私たち高齢者が集える場所を取り上げるな。 - クラブ活動への参加が減り外出もままならなくなる。 26 か所→18 か所になると遠くなり困る。 - 利用しやすいセンターである。 ●その他 - 老人の活動の場を減らす意味が不明。各区に必要。 - なぜ削減するのか合理的な根拠は全くない。 26 か所体制を壊す合区に反対。 (賛成) - 経費節減のため廃止すべき。	老人福祉センターは、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設であり、教養講座の開催やレクリエーションの機会の提供をはじめ、地域の活動拠点である老人憩の家との連携による地域同士の交流、さらには生きがいをづくりのけん引役となる人材の育成や各種相談、老人クラブ活動への支援、ボランティア活動への参画支援など、区における高齢者の生きがいをづくりを支援する拠点としての役割を担っています。 今回の見直しは、老人福祉センターについて、全市一律で実施するような事業ではなく、区長が地域の実情に合わせてどういった内容で実施するかを決定することを基本とし、サービスの水準を比較4市（横浜市・名古屋市・京都市・神戸市）の水準並みとしたうえで、新しい基礎自治単位で統合整理することとしており、今後は基礎自治単位に2館を基準として、区に財源を配分し、区長が配分された財源の枠内で実施することとしております。

地域活動団体等の公益活動の連携・協働の促進 等による地域コミュニティづくり事業	市民局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・ コミュニティへの公的支援を強化し、市の責任を明確化する方向で見直すべき。 ・ 地域コミュニティの活性化には地域の事情を顧みず事業費の一律削減はそぐわない。 ・ コミュニティ協会がもっと活動できるようにすべきで、削減はもってのほか ●個人的な事情など ・ コミュニティ協会の人が区での活動の調整をしており、助かっている。 ●その他 ・ 委託変更について区長裁量で行うべきではない。変革の視点を明らかにすべき。 ・ もとどおりの元気なコミュニティを復活させてほしい。	本事業は、地域のコミュニティづくりを目的に、区内で活動する市民活動団体の活動支援として実施していますが、「団体運営補助としての性質が強く、また、事業効果も不明確であることから、手段としての最適性が認められない」ことをふまえて、現在、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりに向けて、中間支援組織を活用した、自律的な地域運営に向けた支援策の再構築について検討を進めています。 「コミュニティ協会がもっと活動できるようにすべき」とのご意見につきましては、コミュニティ協会は、これまでから、各区の特性や課題に対応し、各種団体間のネットワークを構築するなど、そのノウハウを活かして地域のコミュニティづくりの機能を発揮してきましたが、今後は、団体としての自律性をより一層高めることが求められております。 つきましては、中間支援組織を活用するにあたっては、コミュニティ協会への特名随意契約を改め、専門的な知識やノウハウを有する中間支援組織を広く公募により選定することとしています。 「コミュニティへの公的支援を強化し、市の責任を明確化すべき。地域コミュニティの活性化には事業費の一律削減はそぐわない。元気なコミュニティを復活させてほしい」といったご意見につきましては、新たな地域コミュニティ支援策を再構築することで、地域の実情に即した自律的な地域運営の取組を区役所と連携して積極的に支援し、地域コミュニティの活性化に努めてまいります。

大阪市社会福祉協議会交付金・各区社会福祉協議会交付金	福祉局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの - 各区の地域福祉を支える事業を推進する事務局機能は必要。 - 高齢者・障害者・子育てに悩む家庭などへの支援がなくなり、地域福祉の後退につながる。 - これまで推進してきた地域福祉活動の低迷や権利擁護活動の低下につながり、安心・安全のまちづくりが後退する - 地域での防犯・防火、行事ができなくなり、コミュニティも無くなる。 - 市社会福祉協議会への交付金削減に反対。改革の名のもとに高齢者の生きる希望をなくしてはならない。 6年前に包括支援センターが発足した後、高齢者対策のセンターとして役割を担っており、市民の安全な暮らしに関わることは直営で責任を持ってほしい。 - ボランティアとして活動している人の参加意欲がそがれてしまう。 - 新しい住民主体の仕組みを側面から支援できるのは社会福祉協議会以外になく、活動縮小とならないようにしてほしい。職員削減を招き十分な地域支援ができない事態となる。 - 選挙時に市民サービスを低下させないと言っていたはず。 ●個人的な事情など - 子育て支援の取組が今後も継続できるのか心配。 - 地域福祉活動を行っており、地域ネットワーク維持の観点からも現行を基本とした観点からの見直しを要望する。 - モチベーションが下がり弱体化する。 - 地域に根ざした活動ができなくなる。 ●その他 - 大阪市の福祉が他都市より上回っていたらなぜいけないのか。福祉の水準向上をめざすのは自治体の恒常的責務。 - 不要不急の開発をやめて、市民生活へ予算を使うべき。	本市では、大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会の事務局体制を整備するとともに、地域における住民の支え合い・助け合い機能を強化する取り組みを支援することにより、地域福祉活動の推進と社会福祉事業の充実を図り、もって地域福祉の向上に資することを目的として、交付金を支出してきました。 今回の見直しでは、団体に対する交付金に関して、運営交付金は原則廃止としていることから、本交付金については、事業内容を精査し、個々の事業ごとの「委託」又は「補助」の形態へ変更するとともに、委託にあたっては公募化を図り、補助について運営補助として残る場合は4年間で廃止し、事業補助については比較4市（横浜市・名古屋市・京都市・神戸市）並みの水準を踏まえて精査することとしたところです。 今後とも、本市が目指す「誰もが住み慣れた地域において、自分らしく健康で安心して暮らし続けることができる社会の実現」のためには、大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会の活動は非常に重要であると考えております。 これまで社会福祉協議会が培ってきた、地域におけるネットワークやノウハウの蓄積、あるいは専門性を持つ人材などを活かして、引き続き地域福祉活動の推進に尽力していただけるよう、事業内容の精査を行いながら、自律的かつ効率的な組織運営となるよう促してまいりたいと考えております。

・ ほとんどの地域役員は大阪市と協力して地域の発展に努力している。 ・ 組織の内部を組み替えていくことが必要であり、運営補助を止めるだけではいけない。 (賛成) ・ 地域包括支援センターへ通報したが対応が悪かったので、交付金は廃止すべき。 ・ 見直し内容賛成。	
---	--

放課後事業	こども青少年局
意見概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なものなど ・いきいき放課後事業と学童保育はニーズや役割、サービス内容などが異なっており、学童保育はいきいき放課後事業の補完的役割ではない。 ・いきいき放課後事業は、留守家庭児童対策としては不十分であり、親が安心して働くためには学童保育への補助が必要。 ・子どもを預かるツールの多様性を考えるなら、各小学校区に学童保育を設置すべき。 ・利用者負担を軽減するためにも、学童保育への補助を増額するべき。 ・子どもの家は、いきいき放課後事業や学童保育で対応できないニーズに対応しており、継続実施が必要。 ●個人的な事情など ・学童保育はサービス内容がよく、継続実施してほしい。 ・学童保育は融通がきき、安心。 ・学童保育がなくなると仕事を辞めなければいけない。 ・平均2万円の学童保育の保育料は高く支払えない。子どもの家の継続を希望する。 ・障害のある子どもにとっても、子どもの家が必要。 ・土曜日や長期休暇の際、いきいき放課後事業では子どもに昼食を提供することができない。 ●その他 ・現場の実態を把握するべき。 ・みんなが必要としている場をなぜ廃止にするのか、基準があいまい。 ・事業を廃止する理由の説明と、様々なニーズに対応できる策を具体案として示すべき。 (賛成) ・学童保育への補助継続に賛成。 ・学童保育は金銭的、時間的な負担が大きく、場所も狭い。いきいき放課後事業と学童保育の一本化を。	「留守家庭児童対策事業」は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生（留守家庭児童）を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営の学童保育所で実施する事業へ補助金の交付を行うものです。現在約2,000人が利用し、各学童保育所で決められた利用料が必要です。 「子どもの家事業」は、地域において留守家庭の子どもに限らず、すべての子どもたちに遊び場・居場所を提供し、その健全な育成を図るため、社会福祉法人等が民設民営で実施する事業へ補助金の交付を行うものです。現在約1,900人が利用し、原則無料で利用されています。 「児童いきいき放課後事業」は、小学校の余裕教室を活用して、留守家庭の子どもに限らず、すべての小学生に放課後等の安全・安心な遊び場・居場所を提供し、その健全な育成を図るもので、現在、市内のすべての市立小学校で実施しています。登録児童は約63,000人で、約16,000人の子どもたちが日々利用しており、利用料は無料です。 本市の放課後児童施策については、この大阪市内の全ての小学校区で実施している「児童いきいき放課後事業」において、今後、それぞれの地域ニーズに応じたサービスが提供できるよう実施主体について公募を実施するとともに、時間延長など留守家庭児童のニーズに対応しつつ事業内容の充実を図りたいと考えています。 その上で、なお残る留守家庭児童のニーズに対しては、民設民営で実施されている現行の「留守家庭児童対策事業」を、「児童いきいき放課後事業」の補完的役割として補助を継続したいと考えています。 「子どもの家事業」と「留守家庭児童対策事業」については、ともに時間延長や中学生以上の障害のある子どもの受け入れを行っているほか、「子どもの家事業」に多くの留守家庭児童が登録し留守家庭対策を中心に実施している事業者が多いことなど、事業の実施内容に類似している点があるにもかかわらず、利用料などの保護者負担に違いが生じています。市民の負担の公平性の確保を図る観点から補助金制度のあり方を整理することとし、今後、「子どもの家事業」を「留守家庭児童対策事業」に一本化したうえで補助を継続し

	たいと考えています。 その上で、地域における状況を見つつ、保護者負担が困難な方へのサポートなど新たな枠組みについても検討したいと考えており、今回の見直しは「子どもの家」をなくすことが目的ではありません。
--	---

ファミリー・サポート・センター事業	こども青少年局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・ ファミリー・サポート・センター事業が子育て支援事業と統合しても子育てサポーターは減らさないでほしい。1箇所あたりの職員総数の削減はしないほしい。 ・ ファミリー・サポート・センター事業の縮小は行わずに専門性とノウハウをもった子育てサポーターを増やしてほしい。 ・ 子育て支援の事業の隙間を補う事業として必要。 ・ 必要とする人にとって重要な役割を担っている。 ・ 子育て支援の施策を公的に拡充すべきで、公的性格の強い社協で引続き実施すべき。 ・ 統合という名目での住民サービス施設の予算削減はやめるべき。 ・ 新しい自治制度でも全体調整する組織はある。 ・ むしろ広範囲に事業所をおいてほしい。 ・ 専門知識のある安心できる人材を配置してほしい。専門性とノウハウをもった正規職員を配置してほしい。 ・ 保育ニーズは増加しているのに削減するのはおかしい。 ・ ファミリー・サポート・センター事業を廃止して、今ある一時保育、休日保育を拡大してほしい。	ファミリー・サポート・センター事業は、保護者が急用のときなど、臨時的・突発的な保育ニーズに対応するために、援助する人（提供会員）と援助を依頼する人（依頼会員）とを組織化し、会員同士による子育ての相互援助活動を行う事業です。 依頼会員や提供会員に身近な各区支部は、子ども・子育てプラザ（以下「プラザ」という。）内に設置し、プラザにおける他の事業と連携しながら、本事業を運営しております。 本事業は今後も、プラザにおける他の事業と一体的に運営していくことが必要と考えており、平成25年度からプラザ内で実施している事業とともに、区ごとに事業者の公募を行うこととしております。 また、このように区ごとに事業者を公募して実施することにより、提供会員の新規開拓を一層進めるなど、区の実情に応じた事業の実施が図られるものと考えております。 なお、適切かつ安全な子どもの預かりを行うため、提供会員養成講座や研修の実施等の本部機能については、区の水平連携の中で中間支援組織をもつなど、効果的に実施していくことが必要と考えております。

学校元気アップ地域本部事業	教育委員会事務局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・ 貧困と格差が進む大阪には必要な事業。 ・ 学校の統廃合を前提としているのではないか。 ・ 家庭、地域の連携が崩れる。 ・ 家庭学習の定着や福祉ふれあい協同学習の取り組みが軌道に乗りかけという時に、年度途中で先生がいなくなるとは、これからどうすればいいのか。 ・ 教育にお金は必要。削減反対。 ●個人的な事情など ・ ボランティアで参加しているが、体力も経費もかかり大変である。学校の部分は減らさないでほしい。 ●その他 ・ 学校発信で学習を充実させることは重要。 (賛成) ・ 基本的に学力を身につける施策に転換すべき。私立学校が成果を出している。見直しではなく廃止すべき。	学校元気アップ地域本部事業は、地域のさまざまな人材や社会資源を学校教育に活かして、家庭・地域が一体となって学校を支援するしくみです。平成 24 年度は、現在実施している 76 校で継続実施してまいります。実施 76 校では立ち上げ期に学校元気アップ支援員（非常勤嘱託職員）を配置しており、来年度には「地域コーディネーター」（有償のボランティア）へ移行して継続実施いたします。 平成 25 年度には、現在未実施の 51 校に、「学校元気アップ支援員」を配置し、立ち上げ期以降は、「学校元気アップ支援員」から「地域コーディネーター」へと転換し活動してまいります。 今年度実施 76 校のノウハウを新規実施 51 校へ受け継ぎ、1 年間の支援員配置を経て、平成 26 年度には全 127 校で「地域コーディネーター」での実施に転換していきたいと考えております。 実施校では、放課後等の学習活動への支援や学校図書館の活性化への支援、部活動や環境整備等への支援に取り組み、生徒の学習・読書習慣の定着やコミュニケーション能力の向上に効果をあげております。 本事業については、地域とのつながりを大切にし、多数のボランティアとの協働により、中学校を中心とした教育コミュニティづくりを進めて行くうえでも必要な事業であると考えており今後も効率的な方策に転換して実施してまいります。

一般維持運営費	教育委員会事務局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・ 教育にかかる費用は公的負担が当然。 ・ 教育行政基本条例第8条1項の趣旨から支援すべき。 ・ 個人負担は格差を生む原因となる。削減反対。 ・ 学校統廃合そのものに問題がある。少子化による生徒の減少は教育サービスを充実させるチャンス。 ・ 統廃合により校区が広がると子どもたちが事故や事件に巻き込まれるリスクが増える。 ・ 小中学校は地域コミュニティの核となる施設で、統廃合前提の構想ではないのか。 ・ むしろ学校に事務職員を増やすべき。 ・ 経費削減、数合わせだけでなく、どんな学校を作れば子どもたちが将来の夢を持って成長できるかを考えてほしい。 ・ 統廃合ではなく、1クラスの人数を少人数にして、きめ細やかな教育を！ ●個人的な事情など ・ 負担増となり子どもの指導等ができない。 ・ 教材等が買えず授業に支障が出ている。 ●その他 ・ 統廃合を視野に入れた案とはどういうものか？ ・ 小学校を廃校にした場合、その学校が地域の防災避難場所に指定されているケースはないのか。 (賛成) ・ 学校の統廃合は重要。廃校を利用した魅力ある都市戦略など知恵をしばってほしい。	本市における小学校の配置や規模の適正化については、学識経験者や地域・保護者代表等で構成される「大阪市学校適正配置審議会」の答申に基づき、取り組んでおります。 小規模校においては、人間関係が固定化する傾向にあること、切磋琢磨する機会が少なくなることなど、教育環境面でさまざまな課題があることから、答申では小学校の適正規模を「12 学級から 24 学級まで」とし、学年によっては 6 年間クラス替えができない「11 学級以下」の小学校を適正化（統合）の対象としています。 また、昨年、「小学校の適正配置（統合）について」のパンフレットを小規模校の保護者に配布し、小規模校の教育上の課題等について情報提供をしたところであります。 今後とも、複式学級を有する小学校など、児童数が 120 名未満の小学校 6 校については、速やかに「統合」に向けた調整を進めてまいりたいと考えております。 また他の「11 学級以下」の小学校についても、今後の児童数の推移を注視しながら区役所と共に検討し、適正化に向け、保護者・地域関係者との協議を進めてまいりたいと考えております。 一般維持運営費（学校が日常的に使用する消耗品・備品の購入や光熱水費などの経常的な経費）については、上記の適正配置の進捗にあわせて、廃校となる学校に要していた経費の不要分と統合される相手校において生じる経費の増分を精査し、適切に経費削減を行います。同様に、施設一体型小中一貫校についても、使用しなくなる学校の施設の維持管理等に要していた経費の不要分と一貫校において生じる経費の増分を精査し、適切に経費削減を行います。

特別会計繰出金（病院局関係）	病院局
意見の概要	本市の考え方
（反対） ●あるべき姿など一般的なもの ・ 人員削減等により医療ミスにつながるのではないか。 ・ 水準の低い他都市との比較方法はおかしい。水準の高いところと比べて市民の健康をしっかりと守ってほしい。 ・ 府の水準を市並みに引き上げるよう働きかけるべき。 ・ 市の水準を府の水準まで落とす合理的な根拠を示すべき。 ・ 繰り出し金の廃止は病院、患者双方にデメリット。 ・ 市民の健康と生命を守れなくなる。	今回の見直し案は、一般会計から市民病院事業会計に対する繰出金について、収支改善に努め圧縮を求められたもので、具体的には 1 床あたりの繰出金の額を大阪府の水準並みにするという観点で議論したものです。 各病院が果たすべき医療機能は、その地域の特性や医療機関の設置状況等によっても異なり、繰出金の単純な比較はなじまないものではないか、一方で府立病院と市立病院の経営統合に向けて取り組んでいる状況に鑑み、一層の収支改善に努め、繰出金の水準を合わせる必要があるのではないかと議論を経て、平成 24 年度は据え置き、平成 25 年度から 5 億円削減するとしたところです。 公立病院には、採算性等の面から民間医療機関では対応が困難な政策医療や地域で不足する医療を提供していく使命があるため、可能な限り効率的な運営を行ったうえで不採算となる医療については、地方公営企業法や総務省の通知で定められた繰出基準に基づき、一定のルールのもとで一般会計にご負担いただく必要があると考えております。 今回、繰出金を削減する案となっていますが、引き続き、費用のさらなる見直しはもとより、診療報酬改定など新たな医療環境に適時・的確に対応するなど、一層の収支改善に努めることにより、政策医療等の充実や人材育成など市民病院としての使命を果たせるよう取り組み、市民の健康と生命を守り、安心・安全な医療の提供に努めてまいります。

国民健康保険事業会計繰出金	福祉局
意見概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なものなど ・国保料の軽減見直しは、滞納者を増やし、無保険加入者や生活保護受給者の増加をまねく。 ・大阪市域は高齢者が多く、また低所得層の市民が多く、保険料負担が厳しい実情があり、これ以上の負担増は逆に市の未納が増加し市財政を圧迫する。 ・払える保険料を保証することが行政の役割。国民の命と健康を守るのは自治体の役目。 ・市独自の繰入れではなく、国に対して国庫負担率を元に戻すように要請すべき。 ・出産一時金が引き下げられると今以上に少子化となる。少子化対策として出産一時金の維持に努めるべき。 ・新たな関空までの鉄道は不要なので、そのお金を国保料へ充填すべき。 ・困った時に助けるのが行政。なにわ筋線などの建設をやめて「コンクリートから人へ」シフトするべき。 ●個人的な事情など ・保険料引き上げにつながる。削減反対。 ・失業や廃業した者には3割減免はありがたい。 ・生活ができない。 ・今でも、高い保険料が家計に重くのしかかっている。 ●その他 ・国の法定軽減の範囲拡大は平成27年からで、今回の見直しは直ちに撤回すべき。 (賛成) ・効果額が大きい。 ・賛成だが、値上げは500円以内にしてほしい。	国民健康保険は、国民皆保険制度の基本的な制度であり、その事業運営は保険料と国庫支出金などで賄うことが原則であり、加入者の皆さまにも応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えております。 しかしながら、国民健康保険の加入者には高齢や低所得の方が多く、原則どおりの負担とした場合、保険料の負担が大きくなることから、毎年多額の市費を繰り入れ、加入者の負担軽減を図ってきたところです。 高齢化の進展や、医療の高度化などにより、医療費の増加が見込まれる中で、国民健康保険事業を持続可能な制度として維持・継続していくことが、誰もが安心して医療を受けられる医療保険制度の保証につながるものであることから、受益と負担の適正化の観点に立った制度の見直しが必要です。 そのため、加入世帯の保険料の収入に対する負担感が、大阪府下平均並みとなるように一般会計からの任意繰入を見直してまいります。 また、出産育児一時金については、他都市における実施状況を踏まえ、本市独自の加算について見直してまいります。 なお、市独自の制度である保険料の3割減免は、現在、国において制度拡充の検討がなされていることを勘案し、当面の間継続することといたします。

市営交通料金福祉措置（敬老）	福祉局
意見概要	本市の考え方
（反対） ●あるべき姿など一般的なものなど ・高齢者の生きがいと健康維持・増進に寄与する制度であり、有料化すると外出の機会の抑制につながる。 ・高齢者の社会参加を促進するこの制度は、ひいては大阪全体の活性化につながる。 ・高齢者のひきこもり予防、介護予防に効果があり、生活の質を向上させ、医療費支出抑制にもつながる。 ・市長選挙で「敬老パスは維持」としていた公約に違反。 ・地下鉄の黒字経営などの活用で、無料化は継続可能。 ●個人的な事情など ・通院、買い物、友人との交流に支障がでる。 ・外出できない。病院にも行けない。医療機関へ行く回数も減る。 （賛成） ・周辺自治体と比較しても恵まれている。 ・健康増進のために歩くべき。 ・市財政状況を考えると有料化もやむを得ないと考えるが、好転した財源で道頓堀をプールするためならば有料化反対。 ・負担部分を増やしてでも継続してほしい。 （見直し案の内容について） ・ＪＲを含む民間鉄道が利用できたほうがよい。 ・民鉄にも拡大するという案が出てくことに現在の大阪の先進性を感じる。 ・利用範囲は近畿もしくは関西圏に限定すること。 ・全額無料ではなく割引制か利用限度制が妥当では。 ・本人納付が伴うものは、その保証がなくダメでは。 ・交通局のシニア割引拡大が大変に良い案と思うが。 ・継続時手数料徴収、乗車時半額負担でどうか。 ・半額負担や上限額設定よりも支給年齢の引き上げで対応してはどうか。適用年齢を 80	本制度は、大阪市内に居住する 70 歳以上の高齢者の方に、大阪市営の地下鉄・バス・ニュートラムに無料で乗車できる敬老優待乗車証、いわゆる「敬老パス」を交付する制度であり、高齢者の方々に敬意を表するとともに、社会参加を促進し、いつまでも元気ですこやかに活動していただくことを目的として、昭和 47 年 11 月より実施しております。 現在、他のすべての政令市においては、一部負担金の徴収、利用上限額の設定など、一定の条件を設定しており、無料で利用制限のない制度は本市のみとなっております。 平成 23 年度予算においては、交付人数は約 33 万 8 千人、乗車料金として福祉局から交通局に支出する交付金額は約 83 億 9 千万円となっておりますが、今後、高齢化の進展に伴い交付対象者の増加が見込まれ、大阪市中期的財政収支概算においては、平成 32 年度には交付金支出額が 100 億円を超える見込みとなっております。 本市としては、本制度は多くの高齢者の方が利用されており、高齢者の方の生きがいづくりや社会参加の促進に大きく貢献している重要な施策であることから、今後とも制度を廃止することなく持続可能な制度とて維持していくことが必要であると考えております。 そのためには受益と負担の適正化を図る観点から、平成 25 年度から、カードの更新料として年に 1 回 3,000 円の負担をいただくとともに、平成 26 年度からは、更新料に加え乗車の都度 1 回 50 円の負担を求めてまいりたいと考えております。

歳以上に引き上げるなどして制度を維持してほしい。 ・支給対象年齢75歳以上、使用料は年間3,000円かどうか。	
---	--

保育料の軽減	こども青少年局
意見概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なものなど ・ 現役世代への重点投資の観点からも継続すべき。 ・ 若者世代に手厚くするという市長の方針に反するのではないか。結局少子化につながる。 ・ 少子化対策にもならず、子育て支援強化という方向に逆行している。 ・ 少子化のこの時代、むしろ保育料を安くすることを検討すべき。 ・ 収入の少ない非課税世帯からも保育料を徴収することは、子育ての権利を奪うこと。 ・ 大阪市から若い世帯が減少し、一層の高齢化が進む。 ・ 結果として生活保護が増えるのではないか。 ●個人的な事情など ・ 生活が苦しいので値上げされると困る。 ・ 今の保育料でも高額。値上げすると生活が成り立たなくなる。 ・ ひとり親でパートのため収入が安定していない。これ以上生活が脅かされるのは我慢できない。 ・ 若い世代は低賃金で生活が困窮している。 ・ 保育料が上がると子どもを預けられなくなって働けない。 ・ 勤労意欲が下がり、仕事を続けることに迷いが生じる。 ・ 親の経済的・精神的余裕につながるもので、なくすのは悪循環。 ・ 値上げされると、もう一人産もうとする気もなくなる。 ・ 生活が苦しい中で保育料をやりくりしているが、生活保護家庭と比較すると不公平を感じる。 ●その他 ・ 他都市比較の根拠が分からない。説明不足。 ・ 現場を見て決めたこととは思えない。弱い者いじめにもほどがある。 ・ 保育料を見直す前にムダの削減を。 (賛成)	保育料については、少子化対策や次世代育成の観点から、各自治体において一定の軽減措置を講じており、本市においても、子育て家庭の負担軽減を図る観点から、保育料の保護者負担割合は、平成 23 年度で国の定める保育料徴収基準額の 69.4%となっております。 しかし、比較 4 市（横浜市、名古屋市、京都市、神戸市）においては、市民税非課税世帯からも保育料を徴収していることや、本市の保護者負担割合（69.4%）は比較 4 市と比べて高水準とはいえないことを勘案すると、受益と負担の公平性確保の観点からも、市民税非課税世帯も含めた保育料の負担水準の見直しが必要であると考えており、適正な保育料基準額の設定に向け、平成 25 年度から負担割合を引き上げることとしています。 見直しに当たっては、子育て家庭、なかでも低所得者世帯の生活への影響等を十分考慮しながら、慎重に検討してまいります。

・ 比較 4 市と比べ大阪市は遅すぎる。生活保護世帯からも定額徴収すべき。 ・ 弱いものいじめではない。受益と負担の原則を万人に理解させるもの。 ・ 金額にもよるが、待機児童をなくすためなら、一時のことなのでがんばる。	
---	--

学校給食協会交付金	教育委員会事務局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの - 学校給食は教育の一環として取り組まれているもの。教育費無償化の憲法の原点に立ち戻るべき。 - 義務教育は子どもの健康も含む。行政負担が当たり前。値上げは理屈にあわない。 - そもそも義務教育での学校給食において「競争性の観点」という考え方が必要なのか疑問。「食育の観点」という考え方で再考を。 - 食材配送費の保護者負担、学校給食費の値上げに反対。給食をお金のことを気にせずに子どもたちへ提供するのには行政の責務。 - 現在でも未払者がいる中、値上げとなるとさらに未払者が増えると思う。まずは未払者をなくすことから。 - 予算を増やして給食を豊かなものに。学校給食は全て無料にすべき。不公平がなくなる。払う人、払わない人がなくなる。 - 子どものための予算を削らずに、子どもたちが明るく育てる社会を。税をもっと子どもたちに使ってほしい。学校現場をみてほしい。 - 保護者と学校・教育行政との信頼関係構築の妨げとなる。 - 食の安全、安定が重要。 - 安心して子育てができる社会でなければならない - 中学校全校給食は喜ばしいが、負担が増えるのではなく、自校方式で。献立のメニューのバリエーションも豊かになり、食育にもなる。 ●個人的な事情など - 給食費が値上がりすると、子育てや生活が苦しくなる。 - 子どもの健全な成長を願いながら働いている家族をこれ以上苦しめるな。 ●その他 - 経費がかかるのもわかるが、1日3回の食事の内かなり大きなウエイトを占めるので、安心安全な物を子どもたちに提供してほしい。	学校給食協会交付金は、本市学校給食事業の充実発展とその円滑な運営及び学校給食費の保護者負担の軽減を図るため、昭和47年より給食協会に対し交付しております。 学校給食事業に要する経費については、学校給食関連法令において、その実施運営に要する経費のうち、学校給食施設・設備に要する経費及びこれらの修繕費並びに学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費を学校の設置者の負担とし、その他の学校給食に要する経費は保護者の負担とすることが定められております。 本市においては、法令上保護者の負担とされている学校給食に要する経費のうち、食材料費のみを学校給食費として保護者の負担とし、食材配送費・その他の経費については、保護者負担軽減の観点及び子育て世代を市民全体で支援する意味から、本市が負担しておりますが他都市においては、食材配送費を学校給食費として保護者の負担としていることが一般的となっています。 こうした中で、本市の厳しい財政状況のもと、受益と負担の再検討をはじめとした施策事業の見直しに当たり、これまで市負担としてきました食材配送費について、市民・保護者の理解を得ながら、平成25年度より保護者の負担とし、あわせて交付金の見直しを図ってまいりたいと考えております。 給食費の未納の問題については、電話・文書による督促、保護者との面談、さらには、校長から教育委員会へ法的措置の実施の依頼があった場合は、教育委員会から催告書を送付し法的措置の最終通告を行い、支払わない場合は、法的措置を行い、未納の回収に努めており、今後もこうした手続きを着実に実施してまいります。 学校給食用食材の調達業務については、現在、(公財)大阪市学校給食協会が市交付金事業として実施しておりますが、その位置づけを明確にするため、本市の委託事業として実施し、外郭団体との競争性のない随意契約の見直しの観点から、競争性を確保してまいります。 競争性の導入については、何よりも食の安全性の確保を最優先に考えてまいります。なお、委託事業化に向けた手順としてまずは、給食費

・ 「競争性」の意味が分からない。子どもが食べる物の安全安心が不可欠。給食は今のままが一番良い。 ・ リニア新幹線よりも、学校ごとに給食設備を作り食事を提供する給食システムを望む (賛成) ・ 材料費、配送費等を考えると多少の値上げは必要。	会計の適正化を図るため、公会計方式の導入に向けた課題整理を行ってまいります。
--	---

キッズプラザ運営補助	教育委員会事務局
意見概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なものなど ・ 特色のある施設で利用者も多く、人気も高い。 ・ 都市型公園として整備された扇町公園とも一つのゾーンを構成している。 ・ 子どもの成長にとっても良い役割を果たしている。興味・関心・知的な好奇心を豊かに育む施設を絶対に守ってほしい。 ・ 子どもが、自然や科学に触れ、社会のことなども喜んで学べる施設。 ・ 子どもにとって必要な遊び体験の場であり、知識や思いやりの心が身に付く。 ・ 子ども夢を与え、健全に育っていくために必要な施設。 ・ 未来を担う子どもの学習の場を奪わないでほしい。 ・ 交通至便で、天候を気にせず体験学習できる施設。保育園・幼稚園・小学生・子ども会などの遠足や行事で多く利用している。親と幅広い年齢の子どもたちが利用。 ・ 親子で楽しく参加できる施設として多くの利用者がいるのに廃止はおかしい。 ・ 重要な体験学習施設であり、他都市に誇れるもの。 ●個人的な事情など ・ 子供が遊ぶ場所、楽しむ場所、親子で楽しめる場所である。 ・ 家族の憩いの場として、利用している。 ・ 校外学習で使って楽しかった、なくさないで。 ・ 子どもが遊びながら学べる場を奪わないで。 ・ 現状でも入館料が高いと感じており、値上げされると入館者数に影響するのでは。今以上の対応・支援を望む。 ●その他 ・ 廃止ありきで見直しの根拠がわからない。きちんと議論してほしい。 ・ 他の自治体の子どもたちが利用しているなら広域で論ずるべき。 ・ 広域連携でどのように存続させるのか議論すべき。	キッズプラザ大阪は、子どものための遊体験型学習施設として、「次代を担う子どもたちが楽しい遊びや体験を通して学び、創造性を培い、可能性や個性を伸長する」ことを基本理念とし、財団法人大阪市教育振興公社が運営しております。 開館以来、年間入館者数は 40 万人を超えており、平成 23 年度末の通算入館者数は約 640 万人でございました。 本市では、キッズプラザ大阪の運営費等に対して補助事業を実施し、また、キッズプラザ大阪が入居している建物の所有者である関西テレビ放送(株)との契約に基づき、キッズプラザ大阪を運営するために必要最小限の基本要素である不動産賃借料も措置しており、入館料を低廉に設定して、多くの子どもたちに学校や家庭ではできない学習機会を提供し、子どもたちの健全育成を図るとともに、大阪市域だけでなく幅広い地域からの来館者を迎え、北区扇町地域周辺の振興・発展にも寄与しております。 しかしながら、本市の補助事業等については、市外からも多くの方が来館されているなど、その効果が広域に及んでおり、基礎自治体として単独で実施すべきものではないことなどから、見直すこととしております。 見直し内容といたしましては、平成 29 年度から関西テレビ放送(株)との契約の解除が可能となるため、平成 28 年度限りで補助事業等を廃止し、廃止後の施設運営のあり方については、自立化や広域的な自治体連携の観点から継続して検討してまいります。 また、廃止までの間についても、補助金の縮減に向けて、市外利用者料金の値上げなどの料金体系の見直しや、民間ノウハウの活用を図るとともに、新たな運営主体の可能性も追求してまいりたいと考えております。

・ 残すことを前提に府市で協議を。 (賛成) ・ あまり活用されていない施設は廃止、削減、民営化するべき。 ・ 面白みのない無駄な設備だと感じる。	
---	--

A T C 関連事業	経済局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●市のあるべき姿など一般的なものなど 補助金カットは反対。	A T C 関連事業に関しては、補助事業について、平成 2 4 年度で廃止することとしております。 対象となる補助事業は、海外企業等の集積を図るための賃料優遇措置に対する助成等を行う貿易促進事業補助と、アジアのデザイナー等の大阪進出を促進し、市内中小企業のビジネス機会の創出を図る貿易促進センター事業補助の 2 事業です。 これら 2 事業は、ともに大阪経済の国際化・活性化に寄与してまいりましたが、本市を取り巻く状況や、企業集積等に一定の役割を果たしたことに鑑み、廃止することとしたものです。 また、残る他の事業についても、今後、施策効果の検証を行うこととしております。

市立大学運営費交付金	総務局
意見の概要	本市の考え方
市立大学運営費交付金を継続してほしい。	- 大阪市立大学は、平成 18 年度に公立大学法人大阪市立大学（以下「法人」といいます。）が設置する大学となりました。本市は、法人の設立団体として、運営費交付金を法人へ交付してきました。 - 大学は独立採算制を前提としておらず、法人が収益事業を実施することも法律で認められていないことから、本市として、引き続き法人へ運営費交付金を交付する必要があると考えています。 - 一方、本市の非常に厳しい財政状況を踏まえ、運営費交付金についても、点検・精査することとしています。 - 平成 24 年度においては、設立団体である本市が、これまで以上に大幅な歳出削減に取り組むために、市職員の給料月額の減額率を拡大したため、法人においても、市職員における給料月額の減額措置に準じた削減を追加的に実施したことにより、運営費交付金の減額となったものです。

高齢者住宅改修費給付自己負担	福祉局
意見の概要	本市の考え方
・ 高齢者住宅改修費給付自己負担の導入に反対である。	高齢者住宅改修費助成事業は、介護保険法第45条に規定されている住宅改修費を利用する高齢者及び、要介護認定で非該当（自立）と判定された高齢者（二次予防事業対象者）に対し、介護保険制度を補完する制度として、住宅改修費を補助する事業です。 介護保険法に基づく住宅改修費は、利用者に1割の自己負担を求めています。当事業については、現在、利用者に自己負担を求めています。 今回、受益と負担の適正化の観点から再検討を行い、平成25年度から介護保険法の住宅改修費と同様に、利用者の方に1割の自己負担を求めることといたしました。

高齢者地域活動支援事業運営委託	福祉局
意見の概要	本市の考え方
・ 高齢者運営委託を継続してほしい。	高齢者等地域活動支援事業は、コミュニティ活動の振興及び市民の福祉の増進等を目的として設置した市民交流センターにおいて、高齢者の社会参加を通じた生きがいづくりを促進し、高齢者を中心とした自主的な活動の場として利用に供するとともに、多世代の市民による地域を超えた交流の促進等に寄与することを目的として実施しています。 今回の見直しでは、施策や事業については、一旦リセットし、これまでの考え方ややり方にとらわれずに、聖域を設けることなくゼロベースで点検・精査し再構築を進めることとしており、現下の厳しい財政状況などを踏まえ、高齢者等地域活動支援事業については、廃止することといたしました。 なお、本事業と同様に「市民交流センター」についても 25 年度末で廃止とされております。

母子家庭の市営交通料金福祉措置	こども青少年局
意見の概要	本市の考え方
・母子家庭の市営交通料金福祉措置を継続してほしい。	本市では、母子家庭の世帯主を対象に、市営交通料金が半額となる乗車料金割引証を申請にもとづいて発行する、市営交通料金福祉措置を実施しています。 本制度は、母子家庭に対して経済的な支援を行うとともに、その自立を支援することを目的として実施していますが、所得制限を設けておらず、また、父子家庭が対象外となっています。 このような課題を勘案しながら、ひとり親家庭に対するより効果的な支援を行ってまいります。

公立保育所管理運営費	こども青少年局
意見の概要	本市の考え方
・公立保育所管理運営費を削らないで。	公立保育所については、民間事業者で成立している事業は民間に任せるという基本的な考え方に基づき、障害児など配慮を要する児童を積極的に受け入れるなど、セーフティネットとしての必要性から、地域及び施設の状況に応じて必要箇所を存置することも考慮しつつ、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進してまいりたいと考えております。 御意見をいただいております公立保育所管理運営費につきましては、民間移管等を進め公立保育所の箇所数が減少することに伴い、縮減していくこととなりますが、必要箇所を存置する場合には、必要な管理運営費を措置してまいります。

競技スポーツ振興事業	ゆとりとみどり振興局
意見の概要	本市の考え方
・ 競技スポーツ振興事業の廃止には反対である。	・ 競技スポーツ振興事業は、スポーツ振興施策のひとつである「みる」スポーツの推進を図るため、大阪発信で世界・全国大会等で活躍できる選手を多く輩出することなどを目的に、競技力向上事業などを実施してきたものです。 - これらの事業は、継続した取り組みが重要との認識でこれまで実施してまいりましたが、今回の見直しの中で事業内容の施策目的に対する整合性・有効性について検証した結果、費用対効果等の観点から事業を廃止することといたしました。 - しかしながら、競技スポーツの振興は都市の魅力アップにも大きく寄与するという面もあることから、「スポーツの基盤づくり」だけでなく、競技大会の集客効果によりスポーツ振興及び地域経済活性化を図る「競技大会を通じた賑わい創出」の双方を推進することで競技スポーツの振興にむけた事業の再構築を検討しています。

太陽光発電補助	環境局
意見の概要	本市の考え方
太陽光発電補助は止めるべきではない。	太陽光発電補助に関しては、国は、平成 24 年度に太陽光発電システムの価格をより安価に誘導する方向へ見直しを行い、高い電力買取価格も維持されることとなりました。 そのため、太陽光発電システムの設置に必要な初期投資の回収期間を大幅に短縮できることが見込める状況となり、加えて大阪府が初期投資の負担を緩和するための融資制度を創設したことから、本市としては補助制度を維持する必要性はなくなったと考えています。 また、エネルギー戦略会議における議論を踏まえつつ、市税を投入しない形でのインセンティブ付与策について、引き続き検討してまいります。

港湾局庁舎賃借料	港湾局
意見の概要	本市の考え方
・財政難であるため、港湾局庁舎は賃借せず、本庁舎に置くべきである。	港湾局では、本市が管理する大阪港における、港湾法に規定されている港湾管理者の業務（港湾区域及び管理する港湾施設を良好な状態に維持することなど）などを行っています。 このことから、市内中心部にある市役所本庁舎内に港湾局が設けられると、非常時等において迅速な対応ができないことが想定されるため、港湾局庁舎については、臨海部に設置する必要があるものと考えております。

防潮堤延命化	港湾局
意見の概要	本市の考え方
・防潮堤は直営で延命させるべき。	防潮堤は、高潮や津波から内陸部を防御するために設置されている防災上重要な施設であり、またその目的のため非常に堅固な構造物であることから、大規模改修時には多額の費用が伴います。 このため、直営による点検により劣化箇所を早期に発見、効率的な補修等を行うことで、施設の機能維持・延命化に努めているところです。 本市として、今後も民間活用を含めた効果的、効率的な維持管理に向け取り組んでまいります。

福祉施設の上下水減免措置	水道局・建設局
意見の概要	本市の考え方
・福祉施設の上下水減免措置は、止めるべきではない。	社会福祉施設の上下水道料金減免措置は、昭和48年3月の水道料金の改定に伴い、高齢者世帯等の世帯への減免と共に、社会福祉施設に対して負担軽減を図ることを目的に、昭和48年4月から水道料金、昭和52年4月から下水道使用料について制度を設け、料金の40%を減免しています。 制度発足当初は水道料金、下水道使用料ともに一般会計（税金）により実施していましたが、昭和60年4月からは水道事業会計及び下水道事業会計の負担での実施となっています。 現下の厳しい財政状況の折、受益と負担の明確化など施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しを行っていく必要があることから、社会福祉施設の上下水道料金減免措置についても、世帯に対する上下水道料金福祉措置に準じ、25年度に経過措置を設けたうえで、26年度に廃止することといたしました。 今後とも、都市基盤の機能拡充に努め、安心・安全な市民生活に寄与する上下水道事業を構築してまいります。

【個別】補助金等の見直し

(参考) アクションプラン 別冊の掲載頁	補 助 金 等 名 称	頁
122	学校法人に対する補助金	103
122	義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金	104
122	大阪市男女共同参画推進にかかる地域女性団体活動補助金	106
122	大阪人権博物館運営費補助	107
122	大阪ホームレス就業支援センター事業補助金	108
122	大阪市障害者職業能力開発訓練施設運営助成	109
122	点字図書館運営補助金(盲人情報文化センター)	110
122	大阪市精神障害者社会復帰施設運営補助金	112
122	シルバーボランティアセンター運営補助金	113
123	指定老人憩の家運営補助金	114
123	大阪市家庭保育・ベビーセンター助成事業補助金	115
123	私立保育園連盟運営補助金	116
123	民間保育所賃料等補助金	117
123	大阪市ユースオーケストラ運営補助金	118
123	児童遊園運営助成金	119
124	住民参加による街づくりの促進のための助成	120
124	大阪市住宅地区改良事業等におけるまちづくり協議会助成	121
124	大阪市PTA協議会運営補助金	122
124	(財)大阪国際平和センター運営費補助金	123

学校法人に対する補助金	総務局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・ 子どもの権利条約に反する。 ・ 大阪市の国の政策を促すために取り組んできた施策。廃止反対。 ・ 公立施設の充実、民間施設への補助は絶対不足。 ・ 子育て層の支援の観点からも補助は必要 ・ 市長選挙では、「若者応援」と言っていたのに、やっていることは全然違う。 ●個人的な事情など ・ 安い保育園は申し込んでも入所できないのが現状。 ・ 補助の廃止は家計の負担となる。 ・ 授業料が値上げされるととても困る。 ・ 子どもの進路を閉ざさないで。学費が高くて進学できない子どもが出るのは心苦しい。子どもを泣かさないで。 ●その他 ・ 廃止理由は説明になっていない。 ・ 前市長が決定した事項が不支給になっているのはおかしい。 ・ 教育・保育への敵視は異常。	・ これまで、市内に高等学校、中学校、小学校及び幼稚園を設置する学校法人（以下「学校法人」といいます。）に対して、学校施設・教具の整備や学校の維持運営のために必要な経費について、補助金を支出してまいりました。 ・ 補助金等については、エンドユーザーである市民の視点から有効性・妥当性、特定の団体の既得権になっていないかの検証などの見直しを進めており、その中でも団体運営費補助については、透明性を確保する観点から原則廃止し、必要であれば事業補助に転換することとしています。 ・ また、学校法人に対する補助金について、本市としては、あくまで国や大阪府の制度を補完する立場から支出しておりましたが、広域行政と基礎自治行政の役割分担の観点から、私立学校法に基づき、学校法人の設立を認可するとともに、学校の運営状況等も監督する国又は大阪府が行うものと考えております。 ・ 以上から、本市としては、学校法人に対する補助金については、廃止の方針とした次第です。

義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金	総務局
意見概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なものなど - これまで積み上げてきた多文化共生への取組を損なうもの。 - 大阪の先駆的な人権施策を後退させる。 - 民族教育の価値を否定したという誤ったメッセージを送ることになる。 - 在日コリアンが大阪に多く住む歴史経緯などを考慮した補助であり、在日外国人との相互尊重、信頼を保つため支援は継続すべき。 - 子どもの権利条約に違反。 - 思想良心の自由、学習権の不当な侵害。 - 朝鮮学校に通う子ども達にも、公立や私立に通う子ども達と同じ水準で教育を受ける権利がある。 - 朝鮮学校は大学入試資格などにおいて日本の学校と同様で、逆に助成を充実させるべき。 - 朝鮮学校や中華学校に子どもを送っている保護者も市民税を納税し、市民としての義務を果たしている。 - 在日外国人が安心して自分のアイデンティティを実現できる都市づくりを目指してほしい。 - 国際社会でますます仲良くしなければならない。今の補助が何年、何世代にわたって実ってくる。 - 日本の将来にとってアジアの新興諸国との関係改善は重要性を増している。 - 民族教育が共生することは市の発展につながる。 - 財政再建のため教育的支出の廃止などすべきではない。 ●個人的な事情など - 朝鮮学校の子どもはスポーツでも大阪府の代表として活躍している。在日外国人との共生が大阪市の活力になる。 - 朝鮮学校に通う隣の子どもの躰が良い。こんな子が育つ学校にもっと協力すべき。 ●その他 - 他の団体運営費補助と同じ観点で論ずべき	- これまで、市内に義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人（以下「学校法人」といいます。）に対して、学校施設・教具の整備や学校の維持運営のために必要な経費について、補助金を支出してまいりました。 - 補助金等については、エンドユーザーである市民の視点から有効性・妥当性、特定の団体の既得権になっていないかの検証などの見直しを進めており、その中でも団体運営費補助については、透明性を確保する観点から原則廃止し、必要であれば事業補助に転換することとしています。 - また、学校法人に対する補助金について、本市としては、あくまで大阪府の制度を補完する立場から支出しておりましたが、広域行政と基礎自治行政の役割分担の観点から、私立学校法に基づき、学校法人の設立を認可するとともに、学校の運営状況等も監督する大阪府が行うものと考えております。 - 以上から、本市としては、学校法人に対する補助金については、廃止の方針とした次第です。

問題ではない。 ・ 府や政府へ助成の要請を行うべき。 (賛成) ・ 国によって教育方式が異なる。補助する必要はないと思う。	
---	--

大阪市男女共同参画推進にかかる地域女性団体活動補助金	市民局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・ 女性の地位向上運動に対する、大阪市政の敵意を感じる。 ・ 女性差別は民族差別や階級差別と一体のもの。 ●個人的な事情など ・ 女性会の活動が少なくなり、生きがいがなくなる。 ・ 運営が苦しくなる。	「大阪市男女共同参画にかかる地域女性団体活動補助金」事業は、市民との協働による男女共同参画社会の実現に向け、地域を基盤とする女性の団体活動の充実・発展が重要であることから、市内在住の女性によって構成され、市域全体に広く組織を有し、学習と市民活動をとおして女性の地位向上と男女共同参画に取り組む大阪市地域女性団体協議会の活動に対して補助金を交付しています。 今回の「市政改革プラン（素案）」における補助金等の見直しの方向性として、「必要性」、「妥当性」、「有効性」、「公平性」について一層精査することとし、「団体運営補助」については、「原則廃止」と「必要に応じて事業費補助への転換」としましたことから、当該補助金につきましては、平成 24 年度からこれまでの補助内容を精査のうえ、補助対象事業を限定し、事業費補助に転換を図ることとしました。 したがって、今回の「見直し」は、これまでの大阪市地域女性団体協議会をはじめとする地域における女性団体の活動が男女共同参画の推進に果たしてきた役割や意義を否定するものではありません。 今後も、「大阪市男女共同参画推進条例」や「大阪市男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、行政としての責務を果たしてまいります。

大阪人権博物館運営費補助	市民局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なものなど ・人権啓発、人権教育の重要な施設。 ・人権の歴史を学ぶことができる日本唯一の施設。 ・人権啓発は行政が行うべき。 ・差別や偏見に歯止めをかけるため、歴史を保存し、振り返ることが必要。 ・リバティおおさかを廃止するのは、その役目を終えた時。現在、人権が守られているか大いに疑問。 ・採算が取れなくても必要なもの。 ・多くの児童、生徒が学校教育の一環として見学に来ている。 ・マイノリティの人権を扱うリバティ存廃を多数決で決めたら、マジョリティによって必要ないという結論にされてしまう。 ・差別、人権問題がよく分かる施設。 ・府と連携し安定的な運営・事業推進を。 ・貴重な資料が散逸しないよう廃止方針を見直すべき。 ・このような施設は、NPOとか民間で運営するのはまず無理なレベル。 ・人権を守るための施設を財政的理由だけで廃止することは正しくない。 ●個人的な事情など ・学習、歴史の振り返りにも活用。知人にも案内している。 ・私自身、啓発を行くたびに受ける。外国からのお客さんにも案内している。 ●その他 ・廃止ありきで検討されたとは思えない。 ・関係者の意見を無視した廃止理由。 (賛成) ・自立した運営方法を模索していただきたい。	大阪人権博物館は、様々な人権問題に関する歴史的調査研究を行うとともに、関係資料・文化財を収集し、広く一般に公開することによって人権意識の高揚と啓発を行ってきており、本市が人権を尊重する社会づくりを進めていくうえで非常に有益であることから、施設の管理運営主体である公益財団法人大阪人権博物館に対して設立当初より大阪市・大阪府が協力して運営助成を行ってきたところです。 その後、平成20年度予算市会で、利用者が少なく、本市の厳しい財政状況下では、従前のような公的な支援を継続することは許されないとの見地から、補助を見直すように附帯決議がなされ、この間、補助金額を半減させるなど事業見直しの取組みを行ってまいりました。 当館は昭和60年の開設以来、人権教育・啓発の場として大きな役割を果たしてきたものの、「補助金はゼロベースで見直す」との考え方に基づき、展示や運営経費などにつきましても、その必要性、有効性等を一層精査することといたしました。 その検討の結果、以下の内容で補助金を見直してまいりたいと考えております。 ① 補助金の廃止に伴う課題整理を行うため、平成24年度末まで当館を運営する最低限の経費を計上する。 ② 平成25年度以降は補助金を廃止する。 また、大阪人権博物館の今後の運営につきましては、公益財団法人大阪人権博物館において、平成24年度中に自立もしくは収束の方向性を定めることとなります。 なお、今後とも「人権が尊重されるまち」の実現を目指して、人権尊重の視点に立った行政運営を全庁的に推進していくとともに、効果的な人権啓発事業の推進に努め人権意識の高揚を図ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

大阪ホームレス就業支援センター事業補助金	福祉局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・ 草の根でがんばっている人たちが困る	大阪ホームレス就業支援センターは、就業支援事業など国からの事業を受託し、ホームレスの就労を支援しています。 本補助金は、就業支援センター運営協議会に対し、事務職員の配置など管理運営にかかる経費を助成するもので、団体の運営に対する補助金であることから廃止といたします。

大阪市障害者職業能力開発訓練施設運営助成	福祉局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・ 市に住む障害者の就労支援に多大な影響をもたらす。 ・ 草の根でがんばっている人たちが困る。 ●個人的な事情など ・ 障害者にも仕事をする権利がある。	障害者職業能力開発訓練施設は、障害のある方に適合した職業能力を開発し向上させるとともに技能や社会適応能力の習得を図りながら、職業的自立を推進しており、障害のある方への就労支援に大きな役割を担っているものと認識しています。 このため、その運営については、「障害者能力開発訓練施設運営補助」として、国 3/4、市 1/4 の割合で助成を行っており、今後とも適切な支援が図られるよう、努めてまいります。 但し、市独自の補助である O A 機器のリース料につきましては、「運営補助の補助率上限 1/2 の徹底を図ること」との全市的な方針に基づき、現行のリース契約期間終了後の平成 26 年度に見直しを図ります。

点字図書館運営補助金（盲人情報文化センター）	福祉局
意見の概要	本市の考え方
（反対） ●あるべき姿など一般的なもの - 日本ライトハウス情報文化センターは全国 100 館の点字図書館の中で中心的役割を担っている。運営補助金の廃止は、職員削減ひいては視覚障害者の情報保障の低下につながる。 - 視覚障害者の様々なニーズに対応するためには、国基準の配置基準では困難なため、市の補助が必要。 - 補助金は、利用者にきめ細かな対応ができるよう職員確保・定着に大きな役割。 - 現在のボランティアは専門性が高いが、長年の事業継続により得た人的資源であり、事業が途絶えることで、ボランティアの活動がレベルダウンするのは大きな損失。 - 本来行政がやるべきこと。 - 視覚障害者用図書等音訳活動に支障が出て、視覚障害者の大切な情報を奪う。 - 市の視覚障害者も多数利用しており、視覚障害者の文化を守るため、独自の人件費加算分の維持をお願いしたい。 - 日本ライトハウスは「かけこみ寺」のような存在で、視覚障害者は日本ライトハウス情報文化センターに負うところが多い。少なくとも現状維持を。 - 障害者や障害者を支える人達に負担を強いるような市政などあってはならない。 - ライトハウスは他の施設と違い給付金がない。弱者に温かい手をさしのべてほしい。 ●個人的な事情など - 利用者とボランティアを結ぶセンターへの補助金の減額は運営に支障をきたすので、再考いただきたい。 - ボランティアも職員もこれ以上の節約、持ち出しは無理。現状を見ていただければ理解いただけると信じている。 - 点訳ボランティアを自前で継続。視覚障がいの方に少しでも情報を届けたい。 - 職員の福祉の熱意に後押しされている。憲法で保障された人権がこれ以上侵されないよう、補助金削減の撤回を希望。	日本ライトハウス情報文化センターは、点字図書や点字刊行物の貸し出しをはじめ、様々な情報提供、ボランティアの養成等を通じ、視覚障害のある方の社会参加の促進・福祉の向上に大きな役割を担っているものと認識しており、その運営につきましては従前から「点字図書館運営補助」として、国と大阪府がそれぞれ 1/2 の補助率で補助を行い、そのうちの人件費について本市が上乗せして補助を行っております。 今回の補助金等の見直しにつきましては、その必要性、妥当性、有効性、公平性について一層精査することとし、団体運営補助については原則廃止、施設運営補助については原則補助率上限 1/2 の徹底を図ることといたしました。 「点字図書館運営補助」につきましては、検討の結果、上乗せ補助分に経過措置を設けて廃止し、平成 25 年度から補助率上限 1/2 の徹底を図ってまいります。

●その他 ・ 「日本ライトハウス情報文化センター」と記すべき。今後、視覚障害だけでなく、発達障害、高齢者なども利用可となり、対応業務も増える。 ・ 図書館で行っている音訳ボランティアの育成や音訳図書の管理を情報文化センターへ回してもらえれば、市にも館にもメリットとなる。	
---	--

大阪市精神障害者社会復帰施設運営補助金	福祉局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・ 草の根でがんばっている人たちが困る。	大阪市精神障害者社会復帰施設運営補助金については、自立支援法の改正のため、廃止となっているものであり、自立訓練（生活訓練）及び宿泊型自立訓練等の事業に移行して継続実施しています。

シルバーボランティアセンター運営補助金	福祉局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・ 草の根でがんばっている人たちが困る。	シルバーボランティアセンターは、高齢者のボランティア活動の相談、紹介を行うとともに友愛電話訪問や日常生活援助等のボランティア活動に取り組んでおり、本市はこれらの活動を支援するため運営補助を行っています。 この活動は、ボランティアを利用する高齢者の安心・安全につながるとともにボランティアに参加する高齢者自らの生きがいや社会参加の促進にも役立っており、引き続き補助することとしますが、補助率については、「補助金等の見直し調整方針」に基づき、運営経費の1／2としております。 補助の見直しに際しては、事業実施者と十分に協議し、利用者のサービスが低下しないように努めてまいります。

指定老人憩の家運営補助金	福祉局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・ わずかな補助の中で運営していることも考えてほしい。 ・ 多く活用されているので、補助を継続してほしい。 ・ 施設の拡張を望む。 ・ 草の根でがんばっている人たちが困る。 (賛成) ・ 閉鎖的性格で本来趣旨を達成できていない。一部の者の既得権化している。会館と憩の家は分離して精査すべき。	指定老人いこいの家は、地元所有の施設などを活用し、地域における高齢者の教養の向上、レクリエーションなど交流の場として、高齢者の方にご活用いただくため建物使用料等の経費として1施設当たり年間15,000円を助成してまいりました。 今般、指定老人いこいの家が設置されている全域で常設の老人憩の家が設置されたことに伴い、指定老人いこいの家の役割は収束したものとして助成金の交付につきましては平成23年度末をもって廃止といたしました。

大阪市家庭保育・ベビーセンター助成事業補助金	こども青少年局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・ 行き届いた、確かで安心できる教育を守ってほしい。 ・ 保育ママ(個人型)への移行反対。 ・ 公立保育所を補完しているもの。補助廃止は反対。 ・ 保育は有資格者で行ってほしい ・ 少子化対策に背を向けるのか。民間資本の営利追求と少子化対策が両立すると考えているのか。 ・ 預ける保育所がなく仕事が見つからない人がたくさんいる ・ 子どもを満足に通わせることができなくなる家庭が増える。 ・ 未来の大阪の宝である子どもたちの環境が悪くなる。 ・ 保育への公的責任の投げ捨て ・ 子どもの保育はそんな簡単なものでない。もっと保育所を充実させていく方向を追求することが必要。 ●個人的な事情など ・ 保育者も保護者も経済的に苦しい。 ・ 個人型保育ママはやめてほしい。集団保育が必要。 ・ 保育ママに移行すると、6カ月からしか預かってもらえなくなるのではないかと心配。 ・ 保育所(園)に入所できない子どもがいるのが現実。西区では6カ月未満児(4月現在)は入所できない(西区はベビーシッターは認可園に移行)。6カ月未満の子はどこに入所し得るのか。どこの区でも同様。 ・ 個人型の保育ママなんてあり得ない。子どもを大切にしてくれない考え方にガッカリ。 ・ 保育所不足のなか、ベビーセンターがあって助かっている。 (賛成) ・ 乳児保育枠確保に賛成	本市では、昭和30年代の人口急増期から、家庭保育・ベビーセンターに対して、保育所の補完的機能を担うものとして助成してきました。平成24年度は家庭保育1施設、ベビーセンター10施設に対して助成を行っております。 現在、本市では、子育て世帯をサポートするための最重要施策として保育所待機児童の解消に取り組み、年度当初の状況のみではなく、年度途中に発生する保育ニーズへも対応するため、新たに保育ママ事業(個人実施型)を実施するほか、年度途中入所対策事業を拡充するなど、施策の充実を図っています。 長年にわたり、地域に密着した保育を実施してきた家庭保育・ベビーセンターについては、今後その経験や蓄積を生かし、保育ママ事業(個人実施型)への転換が望まれるところです。 なお、保育ママ事業(個人実施型)の実施にあたりましては、児童の安全面への配慮が最優先であるとの認識のもと、事業の実施に取り組んでまいります。

私立保育園連盟運営補助金	こども青少年局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・ 未来の大阪の宝であるこどもを、満足に通わせることができなくなる家庭が増える。 ●個人的な事情など ・ 子どもたちの保育に支障をきたす。 ・ 求められている内容の研修企画を実施しており、レベルにあった研修を無料で受講でき助かっている。保育の質を担保する為にも打ち切らないで。	本補助事業は、大阪市私立保育園連盟が、市民及び市内の民間保育所に対して実施する各種情報提供、苦情解決に向けた助言指導などについて、その経費の一部を補助するために実施してまいりましたが、公益事業を行うための法人であるとは言え、団体活動は団体自らの資金で行うものとの基本的な考えの下で、平成 24 年度に廃止することとしました。 なお、保育所職員の資質を一層向上させるため、平成 24 年度から私立保育所職員指導研修事業を拡充するなど、保育の質の維持・向上に努めているところです。

民間保育所賃料等補助金	こども青少年局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの - 子どもたちの環境が悪くなるのでやめてほしい。 - 草の根でがんばっている人たちが困る。	本事業は待機児童解消の必要性から、賃貸物件を利用した保育所整備を行う場合、建物にかかる賃料等について 10 年間補助金を交付する制度として実施してまいりました。しかし、平成 21 年度に保育所運営費が大幅に改正され、賃料等に見合う運営費が交付されることとなったことから、保育所運営費の改正の影響を受けない施設について、経過措置として事業を継続してまいりました。 経過措置の対象となっていた施設についても、平成 24 年度をもって補助開始後 10 年が経過することから、本事業について廃止することとしたものです。

大阪市ユースオーケストラ運営補助金	ゆとりとみどり振興局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・ オーケストラの育成に必要。 ・ 青少年の健全育成に寄与。	大阪市ユースオーケストラへの運営補助は、同団体が青少年の健全育成並びに芸術・文化を通じた次世代の担い手育成に一定の貢献をしていることから、その安定的な運営のため、本市といたしましても、これまで補助金を支出し、支援を行ってまいりました。 このたびの「市政改革プラン(案)」では、行政の価値判断のみによる特定の芸術分野・団体に對する支援は見直すこととしており、大阪市ユースオーケストラへの運営補助金は平成 23 年度限りで廃止いたしました。 今後は、芸術文化の専門家に議論いただき、その意向を踏まえながら、大阪にふさわしい文化の発展につながる助成のしくみ（運営補助から事業助成へ、アーツカウンシルにおける評価・競争）へと転換を図り、その新たなしくみのもとで、芸術文化団体への支援を検討・実施してまいります。

児童遊園運営助成金	ゆとりとみどり振興局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・ 草の根でがんばっている人たちが困る。	児童遊園を維持管理している児童運営委員会については、児童遊園が安全・安心で快適な施設となるよう日々に取り組んでおられると考えています。 児童遊園運営助成金としては廃止いたしますが、施設の維持管理の活動に必要な経費については、事業費補助へ転換して実施してまいりたいと考えております。

住民参加による街づくりの促進のための助成	都市整備局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・ 我まちづくりの意識改革を啓発するために廃止反対。 ・ 草の根でがんばっている人たちが困る。	本市の団体運営費補助に対する原則廃止の方針に基づき、今年度から補助金を廃止します。市街地再開発事業等を推進する団体に対する助言、指導は引き続き行うとともに、今後、事業費補助等の支援について必要性がある場合は検討を行います。

大阪市住宅地区改良事業等におけるまちづくり協議会助成	都市整備局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・ 地域住民のための街づくりが阻害されかねない。 ・ 草の根でがんばっている人たちが困る。	本市の団体運営費補助に対する原則廃止の方針に基づき、今年度よりまちづくり協議会が実施する事業に対する補助金制度に転換し、引き続き協議会活動を支援していきます。

大阪市 P T A 協議会運営補助金	教育委員会事務局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・ わずかな予算を削減して、それが財政改善にどれほど寄与するのか。 ・ 戦前の統制教育への逆行。 ・ 学校をサポートする見地から、P T A は必要。 ・ 草の根でがんばっている人たちが困る。 ・ 市民協働の一助である P T A 協議会を分断させる案は再考を願う。	子どもたちが確かな学力や豊かな人間性を身につけるための環境づくりには、学校教育はもとより、家庭の教育力の向上や地域全体での子どもたちへの関わりの充実などの取り組みが必要であり、学校・家庭・地域の三者の架け橋である P T A の活動は、ますます重要なものと考えております。 一方で、市政改革プラン素案において、「団体運営補助については、原則廃止し、必要があれば事業補助に転換する」との方針が示されました。 団体運営補助から事業補助への転換については、これまでから、補助対象経費について整理を図ってきたことから、これ以上、事業補助への転換は困難であると考えています。そのため、本補助金については、市政改革プラン素案の方針に基づき、廃止することといたしました。 教育委員会といたしましては、社会教育関係団体としての P T A の自主的な活動に配慮しつつ、青少年の健全育成や教育全般に関する情報提供や、情報共有を行う場の設定、活動内容の充実に向けた助言等、P T A 活動がより活性化するための支援は引き続き進めてまいります。

(財)大阪国際平和センター運営費補助金	教育委員会事務局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・ 文化的価値のある施設。一人一人の人間が大切にされ、差別がなくなっている歴史や視点を学ぶことは非常に元気が出る。 ・ 日本でもユニークな博物館が大阪に作られ、専門家も高く評価している。 ・ 大阪は人権行政を大切にしているはず。 ・ 先進的な取組は拡充すべき。 ・ 戦争体験は日本人にとって重い課題。 ・ 世界の流れに逆行。 ・ 魅力のない田舎町に転落しないで。 ・ 戦争の過去と現在を加害と被害の両面から展示しており、世界から高い評価の施設 ・ 民主主義のレベルの高さ、人を大事にする大阪の象徴 ・ 戦争を二度と繰り返さないために必要 ●個人的な事情など ・ 会員になったので、残してほしい。 ・ 通訳として外国からの訪問客を案内しているが、訪問客は絶賛している。 ●その他 ・ 重要な課題である「国際平和」を子どもたちが学ぶことができるように、存続発展を大阪府に働きかけてほしい。	戦争体験者の高齢化と減少により、家庭や地域での伝承が希薄化していることを背景に、戦争と平和に関する情報・資料の収集、保存、展示や、平和問題に関する調査研究、学習、普及等の事業を行うことにより、戦争の悲惨さを次の世代に伝え、平和の尊さを訴え、平和の首都大阪の実現をめざし、世界平和に貢献することを目的として、大阪府・市の共同出資により、大阪国際平和センターは設立されました。設立以来、市では府と連携し、施設の設置目的に沿った事業及びその運営に対して、補助金を交付してきました。 本施設は、展示事業だけでなく、講演会や映画会など、様々な企画事業を実施し、広く市民に平和に関する学習の機会を提供して、平和の情報発信拠点としての役割を果たしています。 今後も魅力ある展示や企画事業の開催を通じ、戦争の悲惨さと平和の尊さを、歴史的事実を踏まえて訴え、国際的な友好親善・相互理解につなげていくため、多様な広報媒体等を活用し、積極的に施設のPRを行いながら、多くの方に利用していただくことができるよう、府と協議しながら運営主体である財団法人大阪国際平和センターに働きかけていきたいと考えています。

【個別】市民利用施設のあり方の検討

(参考) アクションプラン 別冊の掲載頁	施 設 名 称	頁
134 139	芸術創造館	125
134 140	大阪南港魚釣り園	126
134 140	舞洲野外活動施設	127
134 139	大阪南港野鳥園	128
134 136	いきいきエイジングセンター	129
134 136	社会福祉研修・情報センター	131
134 137	愛光会館	132
134 138	クラフトパーク	133

芸術創造館	ゆとりとみどり振興局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・民間と競合するとのことだが、総合的に活用可能な民間施設があるとは思えない。 ●個人的な事情など ・青少年センターと統合されれば練習・発表の場が著しく減ってしまう。	・芸術創造館のように、演劇・音楽のジャンルを問わず利用できる大小の練習室を複数持つ民間施設はほとんどありませんが、専門の民間貸スタジオなどが市内には存在するため、一部民間施設と競合している状況です。 ・収益改善策の検討と併せてフルコストでの事業設計（受益者負担の適正化など）を踏まえ、収支均衡が図れるよう運営の抜本的見直しを行うことや、青少年センターと機能面での類似性や利用状況等の検証等を行い、施設の方向性を検討して行きます。 ・なお、府市統合本部、都市魅力戦略会議文化施策再検討ワーキンググループの意見を踏まえ、基礎自治体で担うべき事業としての検討も併せて行います。

大阪南港魚釣り園	港湾局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・条例で認められた大阪港唯一の釣り施設である。 ・釣りは単なるレジャーと同一ではなく市民の生存権と密接な関わりをもつ。 ・釣り人の安全等のため管理棟は必要。 ●個人的な事情など ・釣り場が減るので困る、受益者負担を求めるなど施設を継続してほしい。 (賛成) ・管理費などが無駄。 ・今後も釣りビギナーが安心してサオが出せるような釣り場であれば、あえて釣り公園という施設にしなくてもよい。とにかく、立入禁止にするのはやめてほしい。 (不明) ・管理されていないと不法投棄をされたり、護岸の破損を放置されることになるのではないか。	・大阪南港魚釣り園は、市民にとって良好な海洋性レクリエーションの場として、都市における手軽な魚釣り場を提供することにより、市民が海浜部において自然とふれあえる場所を提供することを目的として整備し、昭和 55 年 7 月にオープンしました。 ・オープン以来、管理運営については、本市外郭団体に委託しておりましたが、多様化する住民ニーズにより効果的効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用しつつ、住民サービスの向上に努めるとともに、経費の縮減等を図ることを目的として、平成 18 年度から指定管理者制度を導入しております。 ・この間、指定管理者の民間ノウハウを活かし、利用促進策を講じ、経費縮減に取り組んできたところですが、最近 5 カ年の利用者数は 5.8 万人と低迷し、また、本市財政状況が厳しい中、本市負担となる業務代行料が毎年生じ、平成 22 年度においては約 32 百万円を支出しているところです。 ・今回の「市政改革プラン（素案）」では、「公共が関与する必要性の低い事業である。特別会計が赤字補てんして継続する合理性が低い。」との理由から、見直しの方向性としては、「施設の管理棟の廃止（条例上の施設としては廃止。ただし、従前どおり利用可。）」としております。 ・本市としては、施設の利用状況等を踏まえ、施設の設置目的の達成状況（必要性・有効性）と将来需要や効率的な運営状況（経済性）を総合的に勘案するとともに、将来世代に負担を先送りせず、よりよい市民サービスの提供を実現するため、「市政改革プラン（素案）」に沿って見直していきたいと考えております。 ・なお、本市の護岸等は、条例により立入禁止としているところですが、一部の護岸等においては、危険を伴うことを十分に認識し、自己責任において立ち入ることを制限しない「立入禁止としない区域」があり、当該施設についても立入禁止区域としない方向で取り組んでまいります。

舞洲野外活動施設	港湾局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●個人的な事情など ・親子で楽しめる施設で、なくなると困る。	・舞洲野外活動施設は、大阪港における良好な環境の保全に資するとともに、スポーツ及びレクリエーション活動を通じて、市民の健康の増進に寄与することを目的として整備し、平成 9 年 7 月にオープンしました。 ・オープン以来、管理運営については、本市外郭団体に委託しておりましたが、多様化する住民ニーズにより効果的効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用しつつ、住民サービスの向上に努めるとともに、経費の縮減等を図ることを目的として、平成 18 年度から指定管理者制度を導入しております。 ・この間、指定管理者の民間ノウハウを活かし、利用促進策を講じ、経費縮減に取り組んできたところですが、最近 5 カ年の稼働率は 47% と低迷し、また、本市財政状況が厳しい中、本市負担となる業務代行料が毎年生じ、平成 22 年度においては約 22 百万円を支出しているところです。 ・今回の「市政改革プラン（素案）」では、「民間等と競合する業態である。特別会計が赤字補てんして継続する合理性が低い。」との理由から、見直しの方向性としては、「利用の低迷が続いているため、売却等を含めた検討を行う。」としております。 ・本市としては、上記利用状況等を踏まえ、施設の設置目的の達成状況（必要性・有効性）と将来需要や効率的な運営状況（経済性）を総合的に勘案するとともに、将来世代に負担を先送りせず、よりよい市民サービスの提供を実現するため、「市政改革プラン（素案）」に沿って見直していきたいと考えております。

大阪南港野鳥園	港湾局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・埋立による干潟保護の経緯から設置され、30年近く維持管理されてきた施設であり、国内及び東アジアに誇れるもの。 ・「日本湿地 500」にも選ばれ、「東アジア・オーストラリア地域フライウェーパートナーシップに基づく重要ネットワーク生息地」にも指定され、シギ・チドリネットワークに参加するなど、国内外にとって重要な施設。 ・生物多様性に係る環境教育や企業のCSRの場として重要な役割を担っているほか多様な活用実態があり、大切な社会資本を失うことになりかねない。 ・野鳥園の取組は国や市の生物多様性地域戦略と合致するものであり、公共の関与する必要性が高い。 ・開園当初からかかわっている環境 NGO などの団体等の協力を得て、低予算の中、展開されている。国内でも先駆的な活動で高く評価されている。現状の管理運営方法を継続すべき（環境教育施設として維持管理費は税金を投入すべき）。 ・都市公園では代替できない機能を持つ。 ・基本無料で存続させるべきだが、有料化にあたっては、「展示塔内のエアコン設置」「展示物コンテンツの新規設置」が必要。	・大阪南港野鳥園は、渡り鳥の飛来地となる良好な生息場所を整備・保全して、野鳥の観察などを通じ、市民が海浜部において自然とふれあう場所を提供することを目的として整備し、昭和 58 年 9 月にオープンしました。 ・オープン以来、管理運営については、本市外郭団体に委託しておりましたが、多様化する住民ニーズにより効果的効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用しつつ、住民サービスの向上に努めるとともに、経費の縮減等を図ることを目的として、平成 18 年度から指定管理者制度を導入しております。 ・この間、指定管理者の民間ノウハウを活かし、経費縮減に取り組んできたところですが、本市財政状況が厳しい中、本市負担となる業務代行料が毎年生じ、平成 22 年度においては約 23 百万円を支出しているところです。 ・今回の「市政改革プラン（素案）」では、「公共が関与する必要性の低い事業である。非料金設定で、税等を投入して継続する合理性が低い。」との理由から、見直しの方向性としては、「収支均衡方策の検討と併せて、施設（展望塔等）の存廃も検討。」としております。 ・本市としては、施設の利用状況等を踏まえ、施設の設置目的の達成状況（必要性・有効性）と将来需要や効率的な運営状況（経済性）の観点から、現有の干潟並びに湿地のあり方等を総合的に勘案するとともに、将来世代に負担を先送りせず、よりよい市民サービスの提供を実現するため、「市政改革プラン（素案）」に沿って見直していきたいと考えております。

いきいきエイジングセンター	福祉局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・低価格で利用できる会館が大阪には少なく、貴重な会館。 ・学ぶ場、老後のいきがいつくりに必要な不可欠。 ・数少ない高齢者の居場所を確保するべき。老人が元気になり医療費が減る。 ・高齢者の健康増進、活動の場で、必要不可欠。廃止反対。医療費高騰抑制、買い物の経済効果もある。存続を。 ・文化活動している市民の希望と健康な生活を奪うことになる。 ・文化的な都市に。 ・抽選にあたらなほど人気がある施設。 ・廃止・売却に反対。市民のお金でつくったホールなどを企業に払い下げるとは・・。 ・市民の財産を軽々に扱うな。 ・優良事業をつぶし、その施策・跡地を売り飛ばす「地上げ屋」的政策をやめるべき。 ・利用者が多い現状を知っているのか。スポーツ、展示、勉強が出来る貴重な施設は市の責任で提供するべき。 ・多くの利用者があるなか、利用者を無視した市民の文化活動を認めない施策は反対。 ●個人的な事情など ・料金がリーズナブルで、会議室も多岐にわたり使いやすい。 ・プールから調理室まで施設が充実し、安く利用できる。 ・毎週いきいきエイジングセンターで活動。市民の活動の場を奪わないで。 ・ホールを安価で貸してくれ助かっている。 ・習いごとをしており、とても利用しやすい。 ・開催される集まりによく参加している。 ・近くの人と知り合いになれる、楽しみ。 ・私たちにとって、元気になる場所、大切な場所。 ・高齢者の生きがいつくりや社会参加に寄与しており、いきなり廃止ではなく利用	・いきいきエイジングセンターは、高齢者に対する各種講座等の開催や貸室の提供など、高齢者の生きがいつくりを総合的に支援する中核施設として建設されました。 ・平成22年度に行われた事業仕分けにおいて、高齢者の生きがいつくり事業に中核施設が必要なのかわからないなどの理由から不要（廃止）の仕分け判定を受けました。それを踏まえて、高齢者ニーズの検証や類似施設の実態把握を行い、施設の存廃も含めて抜本的に検討を進めてまいりました。 ・さらに、市政改革プラン(素案)における「市民利用施設のあり方の検討にあたっての基本的な考え方」に基づき、施設の必要性・有効性や官民の役割分担等について検討を重ねた結果、民間カルチャースクールと競合するところがあり、受益者負担率が低く、利用者一人あたりの税等額も高いことから、平成26年度から施設を廃止することといたしました。

者の意見を聞いてほしい。 ・民間では場所を提供してくれるか疑問。 ・民間施設になれば利用料金があがる。 ●その他 ・職員のボランティア化、利用料金の倍増や企業広告の誘致等で市費負担減を検討してほしい。	
---	--

大阪市社会福祉研修・情報センター	福祉局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・超高齢化社会を迎え、福祉の人材育成が必要とされる流れに逆行する。 ・府の研修センターとはすみ分けがされており、今も定員オーバーの研修などもある。	・本センターでは、福祉人材の確保や養成を目的として、社会福祉施設職員等の研修を実施しております。 ・今後は新たな基礎自治体への移行を見据え、関係先とも調整し、広域もしくは各区への機能移管を検討する等、一層、効率的・効果的な事業実施に努めてまいります。

愛光会館	こども青少年局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なものなど ・子育てと生活で時間がないひとり親としては、区役所移行によって、各講習会の受講から職業紹介まで一体化した支援を受け難くなる。 ・区保健福祉センター利用者は、ひとり親だけでなく対象となる人が多いため、密なサービスが低下する。 ・府市統合すれば、対象者は多く従事者は少ないため、施策やサービスが低下する。 ・区の職員とボランティアの協働支援では、ひとり親の生活実態からかけ離れた対応しか期待できない。 ・機能を基礎自治体に移行しても、結局縦割りの行政権限の措置しかできなくなる。 ・素案の考えでは、現行の会館の役割が各区保健福祉センターで代行可能か判断できない。 ・福祉事業は単なる単価計算のみで効果を図ることはできない。 ・法で整理されている第2種社会福祉事業を何故行政機関に集約させるのか。 ●その他 ・機能を区保健福祉センターに移すということは、行政が主体的に相談、行事や事業を実施するのか。 ・煩雑な業務の中で質を落とさず対応できるのか。 ・現行の講習や就業支援が継続されるのか詳しく知りたい。 ・府母子福祉センター事業と別に他都市での同事業の比較分析したものを教示してほしい。 ・ひとり親の生活実態の現場をちゃんと調査してほしい。	・母子福祉センター愛光会館では、母子・寡婦福祉活動の拠点として、また母子家庭の母等の就業自立を支援するため、就業相談、職業紹介、求人情報の提供をはじめ、各種講習会、法律・生活等の相談を実施しています。 ・区保健福祉センターでは、ひとり親施策の窓口として児童扶養手当をはじめとする給付や助成等の手続きや各種相談、就業サポーターによる就業相談等を実施していますが、現在、愛光会館で実施している事業についても、身近な場での実施が効率的・効果的であると考えられる事業については、各区で実施することによって、よりニーズに合ったサービスを一貫して提供できるものと考えています。 ・また、府市における事業の再編検討に合わせて、広域で担うべき事業については、大阪府母子福祉センターとの施設・事業の統合可能性についても検討しながら、区保健福祉センターへの機能移転とあわせて、より効率的・効果的な事業が展開できるよう検討していきたいと考えております。

クラフトパーク	教育委員会事務局
意見の概要	本市の考え方
(反対) ●あるべき姿など一般的なもの ・体験型施設は、市民生活の充実につながるものである。 ・市民学習の場の提供は自治体の責務であり、営利を求めるべきではない。 ・大阪市民の利用だけでなく周辺市などの利用を広く宣伝すべきであり、料金値上げや採算面だけでの廃止には反対。 ・簡単な習い事だけでなく高度な技術・趣味が学べる場所が必要である。 ・社会人の生涯学習や学生への教育や学習の一環として大きく寄与できる施設である。 ・施設の目的からすれば、料金を抑えることは必要であり、受益者負担率が低くなるのは当然のことである。 ・府市統合を視野に入れて考えるならば、利用者の市内比率にこだわるべきではない。 ・クラフトパークは大阪市民の施設として考えるべきではなく、近畿の工芸の中心として発展させるべき価値のある施設である。 ●個人的な事情など ・民営化されると受講料が高額となる。 (その他) ・利用者の市内比率が低いと記載があったが、市民とそれ以外の方とで料金を分けてもよいのではないか。	・クラフトパークは、生涯学習分野の一つであるクラフト（手作り工芸）について、創作教室等の実施や情報提供により、市民文化の向上及び生涯学習の振興を目的として設置したものです。 ・施設の設置・事業目的をふまえて、今後より一層、「循環型の生涯学習社会」の実現に寄与していくために、より民間活用・市民との協働拡大を図る必要があると考えています。 ・また、今般の市政改革プラン（素案）における市民利用施設のあり方検討においては、より効率的な運営や、官民の役割分担の明確化等を求めています。 ・そのため、現在の指定管理期間が終了する平成 26 年度以降のクラフトパークのあり方については、本市の都市計画事業である「長吉東部地区土地区画整理事業」として開設されたことを踏まえつつ、クラフトに関する市民ニーズ調査や外部等の意見も取り入れながら、収支均衡方策を含め、抜本的な検討を行い、24 年度中に見直し内容及び時期を明らかにした実施計画を策定し、同計画に基づき見直しを行いたいと考えております。